資料 No. 1

（案）

第六次富士市総合計画
後期基本計画

目　　次

Ⅰ　後期基本計画

第１部　総論 1

第１章　計画策定の趣旨 2

第２章　前期基本計画の振り返り 4

第３章　計画のフレーム 20

第１節　人口・世帯 20

第２節　土地利用 22

第３節　財政 28

第４章　めざす都市像の実現に向けた基本姿勢 30

第５章　計画策定の視点 32

第６章　政策の体系 34

第７章　未来の姿 36

第２部　各論 39

各論の見方 40

基本目標１　安心できる暮らしを守るまち

政策分野１　危機管理 42

政策分野２　消防・救急・救助 44

政策分野３　市民安全 46

政策分野４　市民活躍 48

基本目標２　次代を担うひとを育むまち

政策分野１　こども 50

政策分野２　子育て 52

政策分野３　学校教育 54

政策分野４　社会教育 56

基本目標３　支え合い健やかに過ごせるまち

政策分野１　保健 58

政策分野２　医療 60

政策分野３　包括的支援 62

政策分野４　地域福祉 64

基本目標４　豊かな環境を保ち継承するまち

政策分野１　地球環境 66

政策分野２　自然・生活環境 68

政策分野３　循環型社会 70

政策分野４　水利用 72

基本目標５　活力を創り高めるまち
政策分野１　産業創出 74
政策分野２　工業・商業・流通 76
政策分野３　農林水産業 78
政策分野４　雇用・労働 80
基本目標６　魅力を活かし人と人を繋ぐまち
政策分野１　シティプロモーション 82
政策分野２　観光 84
政策分野３　スポーツ 86
政策分野４　文化・国際 88
基本目標７　快適な暮らしを続けられるまち
政策分野１　市街地形成 90
政策分野２　交通・道路 92
政策分野３　景観・公園・住宅 94

第３部　総合計画の推進にあたって 97
第１章　総合計画を推進するための取組 98
第１節　業務執行体制の最適化と人材育成の推進 98
第２節　持続可能な財政運営 100
第３節　時代の変化に対応した業務改革 102
第２章　総合計画の進行管理 104

Ⅱ　地区別のまちづくり行動計画 105

Ⅲ　資料編 159
基本構想
策定の経緯
用語集
施策評価における業績評価指標(KPI)
分野別行政計画

総論

第１章　計画策定の趣旨

第２章　前期基本計画の振り返り

第３章　計画のフレーム

　　第１節　人口・世帯

　　第２節　土地利用

　　第３節　財政

第４章　めざす都市像の実現に向けた基本姿勢

第５章　計画策定の視点

第６章　政策の体系

第７章　未来の姿

第１章　計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

本市では、令和４(2022)年度から令和 13(2031)年度までを計画期間とした、第六次富士市総合計画を策定し、基本構想では、「富士山とともに　輝く未来を拓くまち　ふじ」をめざす都市像とし、この都市像の実現に向け、魅力あるまちづくりを進めるための７つのまちの姿を基本目標として、諸施策を展開しています。

前期基本計画の期間においては、市民生活や企業活動を将来にわたって継続的に行うための根幹となる災害等への対策を強化した安全・安心なまちづくりをはじめとし、活力ある産業を集積してやりがいのある仕事づくり、結婚・出産・子育て等の希望を実現できる社会づくり、地域と拠点が繋がり快適に暮らせる環境づくり、人を呼び込みにぎわいと交流を生む魅力づくりに取り組んできました。

また、総合体育館の建設や、富士駅北口再整備事業及び新富士駅南地区土地区画整理事業、中央病院の建替え事業など、大規模投資事業を着々と進めてきました。

さらに、ＳＤＧｓ※の達成に向けた経済・社会・環境の三側面を繋ぐ取組や、デジタル技術を活用した暮らしの質を高める取組など、すべての施策に関連する総合的な取組を展開してきました。

このような中、我が国では、最大の危機と言われる少子化が急速に進行しており、本市においても例外ではなく、進行する少子化とこれに伴う人口減少に対応する必要があるとともに、全国各地で激甚化、頻発化する予測困難な自然災害、物価高騰や企業等における人手不足、老朽化したインフラや公共施設の更新など、対応すべき課題は未だ多くあります。

また、全国的には、心身の健康だけでなく多面的に満たされ、幸福で充実した状態を目指す、ウェルビーイング※の視点を重視した取組の展開も注目され、予測が困難な現在の社会状況において、市民一人ひとりが笑顔にあふれ、まちのにぎわいが満ち、幸福を実感できるよう住民の福祉の増進を図っていく必要があります。

こうしたことから、本市が持続可能な都市として、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築き、めざす都市像「富士山とともに　輝く未来を拓くまち　ふじ」の実現に向けた取組をさらに推進するため、第六次富士市総合計画後期基本計画を策定します。

2 総合計画の役割

総合計画は、市の最上位計画であり、４つの指針としての役割があります。

・市民や事業者の皆様、行政が共通して目指すまちづくりを進めるための指針
・市財政の長期的な展望を踏まえながら、総合的かつ計画的な行政経営を行うための指針
・市の最上位計画として、各分野における個別計画を策定する際の指針
・国・県などが本市に係る計画策定や事業を実施する際に、最大限尊重されるべき指針

※・・・本ページ以降、「※」を付した箇所は、巻末資料編の用語集に記載のある用語です。
（ページ内に複数ある場合は最初の掲載箇所）

3 計画の構成・期間

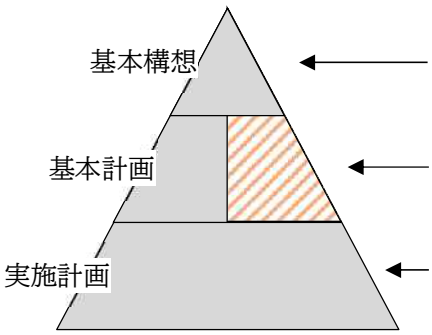
第六次富士市総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の３層で構成しています。

計画期間は、基本構想については長期的な視点を踏まえ、令和４(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間としています。

基本計画は、前期５年間、後期５年間となっており、実施計画は５年間としますが、毎年度見直しを実施します。

本計画は、５年間（令和９(2027)～令和 13(2031)年度）を計画期間とする後期基本計画として、策定します。

≪総合計画の構成≫

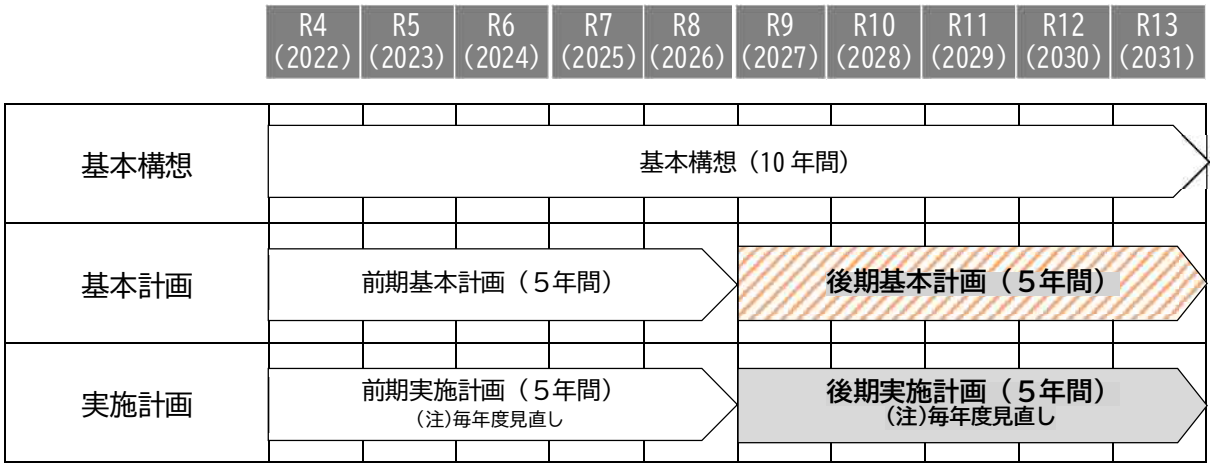


10 年後のまちづくりに対する視点を明らかにし､めざす都市の将来像を定め、これを実現するための基本的な政策の大綱を示したもの

基本構想で掲げためざす都市像と現状のギャップを埋めるため、今後５年間に取り組む具体的な政策の体系を明らかにしたもの

基本計画で定めた施策を具現化するためのもので、事業の進捗状況等を踏まえ、毎年見直す事業計画

≪第六次富士市総合計画の期間≫



4 総合戦略※との関係性

本計画は、「まち・ひと・しごと創生法※」（平成 26 年法律第 136 号）に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての性格を有するものです。

第２章　前期基本計画の振り返り

1 成果指標の状況

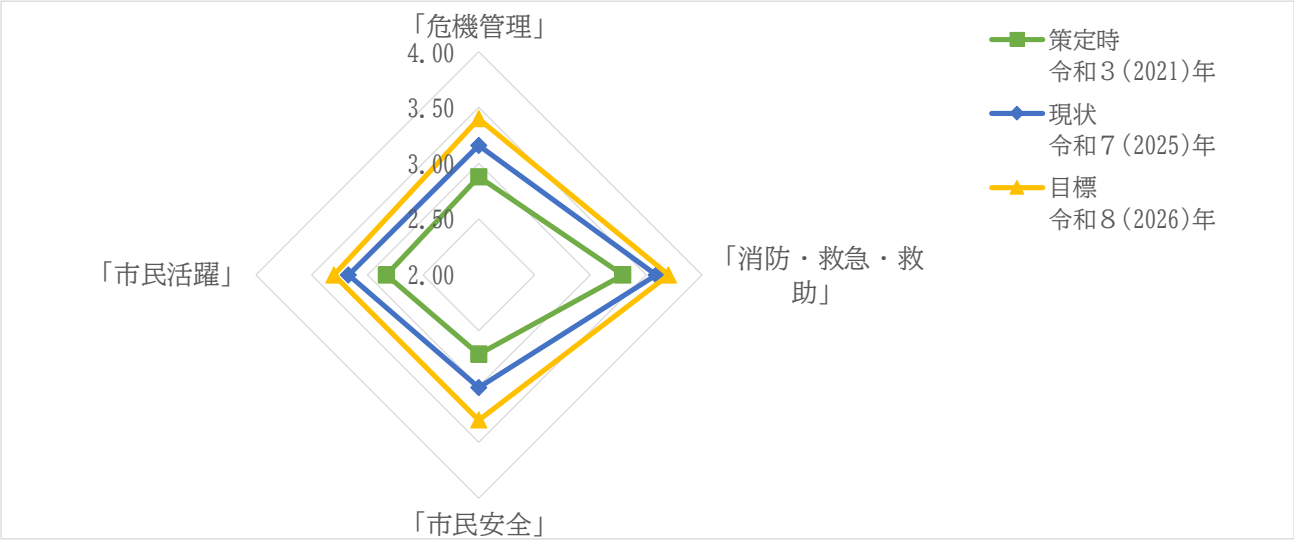
第六次富士市総合計画前期基本計画では、政策分野ごとに成果指標を設定し、総合計画モニター200人へのアンケート調査により毎年測定しています。（５を最高評価とした５段階の【評価平均点】と、同じ５段階評価で４または５に評価した【高評価者の割合】にて測定）

基本目標１　安心できる暮らしを守るまち

基本目標１では、４つの政策分野のすべてにおいて、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値が策定時の数値より上昇していますが、目標値に届いていないという状況になっています。

「消防・救急・救助」は、策定時から【評価平均点】及び【高評価者の割合】ともにすべての政策分野の中でも高い数値となっており、モニターから高く評価されています。

政策分野	「政策分野名」 将来のまちの姿 （成果指標に関連する前期の主な取組）		策定時 令和３年 (2021)	現状 令和７年 (2025)	目標 令和８年 (2026)
1	「危機管理」 地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまちである	【評価平均点】	2.88	3.16	3.40
		【高評価者の割合】	20.5%	34.0%	55.0%
	（災害時応援協定締結の推進、富士早川・下堀等の整備、自主防災組織による地域防災力の向上促進）				
2	「消防・救急・救助」 迅速で的確な消防・救急・救助体制が備わったまちである	【評価平均点】	3.29	3.59	3.70
		【高評価者の割合】	43.9%	58.0%	65.0%
	（耐震性防火水槽の整備、火災予防の促進、応急手当の普及等による救命の連鎖の円滑化促進）				
3	「市民安全」 犯罪や交通事故のない 安心して生活できるまちである	【評価平均点】	2.71	3.01	3.30
		【高評価者の割合】	19.2%	32.0%	45.0%
	（防犯灯の LED 化等による夜間の安全通行と犯罪抑止の促進、交通安全運動の実施、消費者教育の推進）				
4	「市民活躍」 市民一人ひとりの個性が活かされ活躍できるまちである	【評価平均点】	2.83	3.17	3.30
		【高評価者の割合】	21.5%	34.0%	45.0%
	（まちづくりセンターリニューアル等の整備、男女共同参画の意識啓発推進、国際交流ラウンジ（FILS）の活用による多文化共生の推進）				

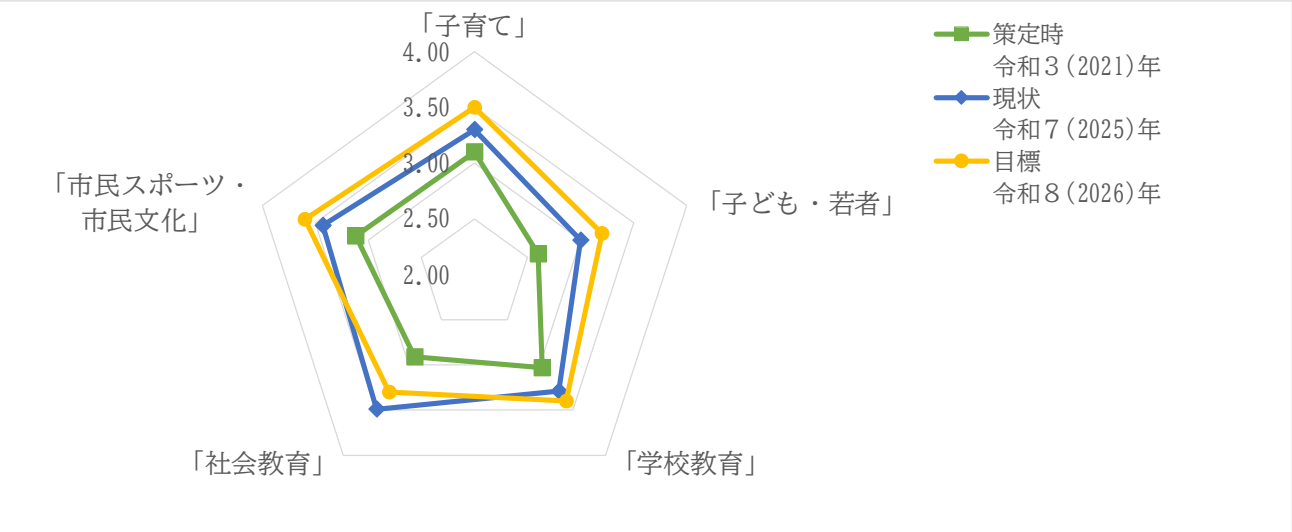


基本目標２　次代を担うひとを育むまち

基本目標２では、５つの政策分野のすべてにおいて、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値は策定時の数値より上昇しており、「社会教育」については、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値が、目標値を上回っています。

一方で「子ども・若者」については、策定時からすべての政策分野の中で評価が低く、現状においても【評価平均点】は3.0以下となっています。

政策分野	「政策分野名」 将来のまちの姿 （成果指標に関連する前期の主な取組）		策定時 令和３年 (2021)	現状 令和７年 (2025)	目標 令和８年 (2026)
1	「子育て」 安心して子どもを生み 健やかに育てられるまちである	【評価平均点】	3.10	3.30	3.50
		【高評価者の割合】	38.0%	45.0%	55.0%
	（子育てに関する総合相談窓口による妊娠期から子育て期までの相談への対応、保育人材の確保等による待機児童ゼロの実現、健康診査等の実施）				
2	「子ども・若者」 すべての子どもや若者が夢や希望を持ち 大切にされるまちである	【評価平均点】	2.60	3.00	3.20
		【高評価者の割合】	11.6%	26.0%	35.0%
	（子どもの権利に関する普及啓発、若い世代対象のライフデザインセミナーの開催、無限∞のキズナ等青少年体験交流事業の実施）				
3	「学校教育」 すべての子どもが学びを楽しむことができるまちである	【評価平均点】	3.03	3.29	3.40
		【高評価者の割合】	28.3%	40.2%	50.0%
	（学校訪問や研修会等による自己肯定感を高めることができる特別活動の実施、コミュニティ・スクール※指定校の拡充、富士市立高校における探究を意識した教育活動の推進）				
4	「社会教育」 生涯にわたり学び続け 心豊かに暮らせるまちである	【評価平均点】	2.91	3.49	3.30
		【高評価者の割合】	25.5%	53.8%	45.0%
	（まちづくりセンター講座の開催、電子書籍の導入等による図書館資料の充実、富士山かぐや姫ミュージアムでの展示や体験事業の実施）				
5	「市民スポーツ・市民文化」 だれもが いつでも いつまでも スポーツと文化に親しめるまちである	【評価平均点】	3.12	3.43	3.60
		【高評価者の割合】	39.0%	53.8%	65.0%
	（スポーツ教室の開催、市展・総合文化祭等の開催、総合体育館の建設）				



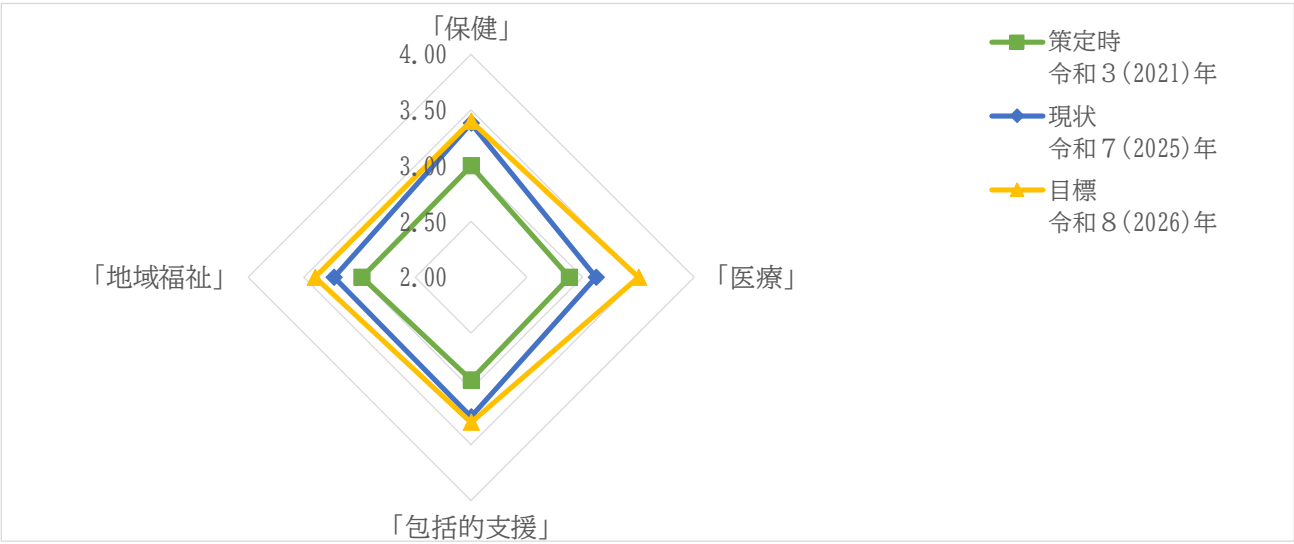
基本目標３　支え合い健やかに過ごせるまち

基本目標３では、４つの政策分野のすべてにおいて、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値が策定時の数値より上昇しております。

【評価平均点】は、いずれの政策分野も目標値に届いていません。

【高評価者の割合】は、「包括的支援」の現状値が目標値を上回っていますが、その他は目標値に届いていないという状況になっています。

政策分野	「政策分野名」 将来のまちの姿 （成果指標に関連する前期の主な取組）		策定時 令和３年 (2021)	現状 令和７年 (2025)	目標 令和８年 (2026)
1	「保健」 一人ひとりが健康づくりや疾病予防に取り組むまちである	【評価平均点】	3.00	3.38	3.40
		【高評価者の割合】	28.1%	46.2%	55.0%
	（食生活推進員・ふじ職域健康リーダー・介護予防サポーターの育成及び活動の支援、健康づくりの普及啓発、がん検診等の受診しやすい体制の整備）				
2	「医療」 安定した医療提供体制のもと 適切な医療が受けられるまちである	【評価平均点】	2.88	3.12	3.50
		【高評価者の割合】	25.6%	39.5%	50.0%
	（地域完結型医療体制の構築、新病院建設事業の推進、地域医療を担う医療人材の育成・確保の推進）				
3	「包括的支援」 住み慣れた地域で 一人ひとりの状態に合った支援を受けられるまちである	【評価平均点】	2.92	3.25	3.30
		【高評価者の割合】	24.0%	42.2%	40.0%
	（高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止の取組の拡充、障害福祉サービスの提供体制の充実、社会的な孤立や生活困窮・ＤＶ※などの問題に対する関係機関との連携による対応）				
4	「地域福祉」 地域で支え合い 助け合い 生きがいを持って暮らせるまちである	【評価平均点】	2.98	3.23	3.40
		【高評価者の割合】	22.6%	40.2%	45.0%
	（地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の実施、民生委員・児童委員等の福祉の担い手との連携、ユニバーサル就労※支援センターにおける相談及び支援の実施）				

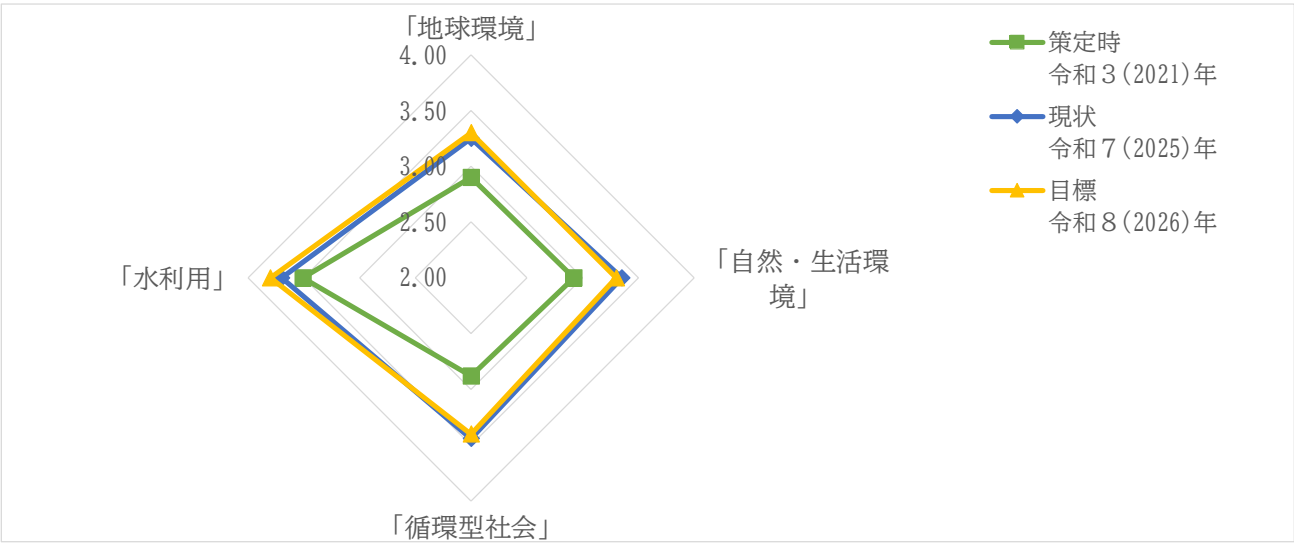


基本目標４　豊かな環境を保ち継承するまち

基本目標４では、４つの政策分野のすべてにおいて、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値は策定時の数値より上昇しており、「自然・生活環境」及び「循環型社会」においては、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値は、いずれも目標値を上回っています。

一方で「水利用」の【評価平均点】の現状値は、目標値に届いていないという状況になっていますが、【評価平均点】及び【高評価者の割合】ともに、現状値の数値としては、すべての政策分野の中で最も高い評価となっています。

政策分野	「政策分野名」 将来のまちの姿 （成果指標に関連する前期の主な取組）		策定時 令和３年 (2021)	現状 令和７年 (2025)	目標 令和８年 (2026)
1	「地球環境」 地球にやさしい暮らしに みんなで取り組むまちである	【評価平均点】	2.90	3.25	3.30
		【高評価者の割合】	23.6%	40.2%	45.0%
	（ゼロカーボンチャレンジ※補助金の交付などによる温室効果ガス削減の推進、日常生活におけるエコ活動の促進）				
2	「自然・生活環境」 多様な生物と生態系 良好な生活環境を保全していくまちである	【評価平均点】	2.92	3.35	3.30
		【高評価者の割合】	26.0%	46.2%	45.0%
	（関係団体等との連携による生物の分布状況調査の促進、大気・水質等の監視測定の実施）				
3	「循環型社会」 資源を有効に活用する できる限りごみを出さないまちである	【評価平均点】	2.88	3.44	3.40
		【高評価者の割合】	27.6%	54.0%	50.0%
	（ごみの減量化やリサイクルなどの普及啓発の実施、新環境クリーンセンターの適切な運転管理による安定的かつ衛生的なごみ処理の実施）				
4	「水利用」 将来にわたり 良好な水環境を育むまちである	【評価平均点】	3.51	3.70	3.80
		【高評価者の割合】	58.5%	63.0%	70.0%
	（水道老朽管の更新及び主要管路耐震化工事の実施、各簡易水道組合との統合に向けた取組の実施、公共下水道管路の整備推進及び合併浄化槽への転換促進）				

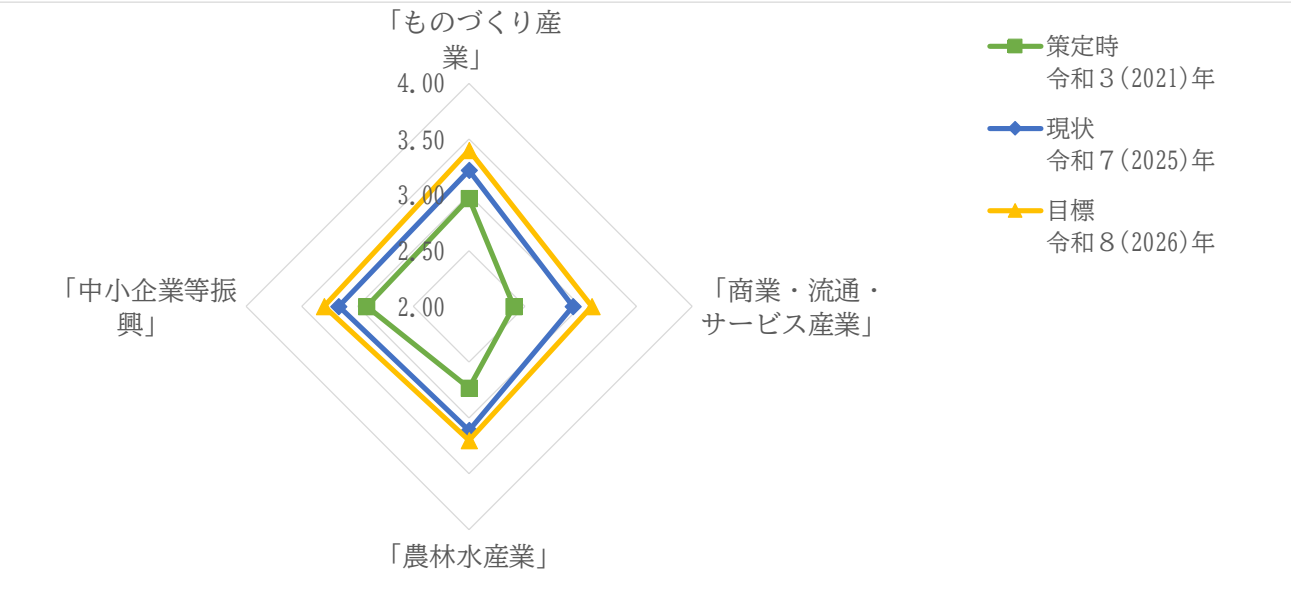


基本目標５　活力を創り高めるまち

基本目標５では、４つの政策分野のすべてにおいて、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値は、策定時の数値より上昇していますが、目標値に届いていないという状況になっています。

「商業・流通・サービス産業」については、策定時からすべての政策分野の中で評価が低く、現状においても【評価平均点】は 3.0 を下回っています。

政策分野	「政策分野名」 将来のまちの姿 （成果指標に関連する前期の主な取組）		策定時 令和３年 (2021)	現状 令和７年 (2025)	目標 令和８年 (2026)
1	「ものづくり産業」 新産業と既存産業の融合により ものづくり産業が持続的に発展するまちである	【評価平均点】	2.97	3.22	3.40
		【高評価者の割合】	24.2%	40.0%	45.0%
	（ＣＮＦ※素材実用化に向けた取組、企業の製造製品の高付加価値化等の支援、各種支援制度等による企業の誘致及び留置の推進）				
2	「商業・流通・サービス産業」 ヒト・モノ・コトがつながり にぎわいがあふれるまちである	【評価平均点】	2.40	2.93	3.10
		【高評価者の割合】	12.6%	31.0%	35.0%
	（中心市街地の空き店舗・空きビル活用による出店者への支援、富士のふもとの大博覧会や商工フェアなどのイベントの実施、港湾のにぎわいづくりの実施）				
3	「農林水産業」 富士山の豊かな恵みを活かし 活力ある農林水産業が継続するまちである	【評価平均点】	2.73	3.11	3.20
		【高評価者の割合】	18.6%	33.0%	40.0%
	（フジヒノキメイドの利用促進・販路拡大、富士のほうじ茶ブランド化事業の実施、農業基盤整備による優良農地の創出、農林業における新たな担い手の確保・育成）				
4	「中小企業等振興」 中小企業等が地域経済の原動力となり だれもが活躍し続けられるまちである	【評価平均点】	2.92	3.17	3.30
		【高評価者の割合】	22.0%	37.5%	40.0%
	（地域産業支援センターの支援による伴走支援の実施、ＵＪＩターン※就職の促進及びインターンシップ※の啓発実施、在宅勤務など多様な働き方の導入促進）				



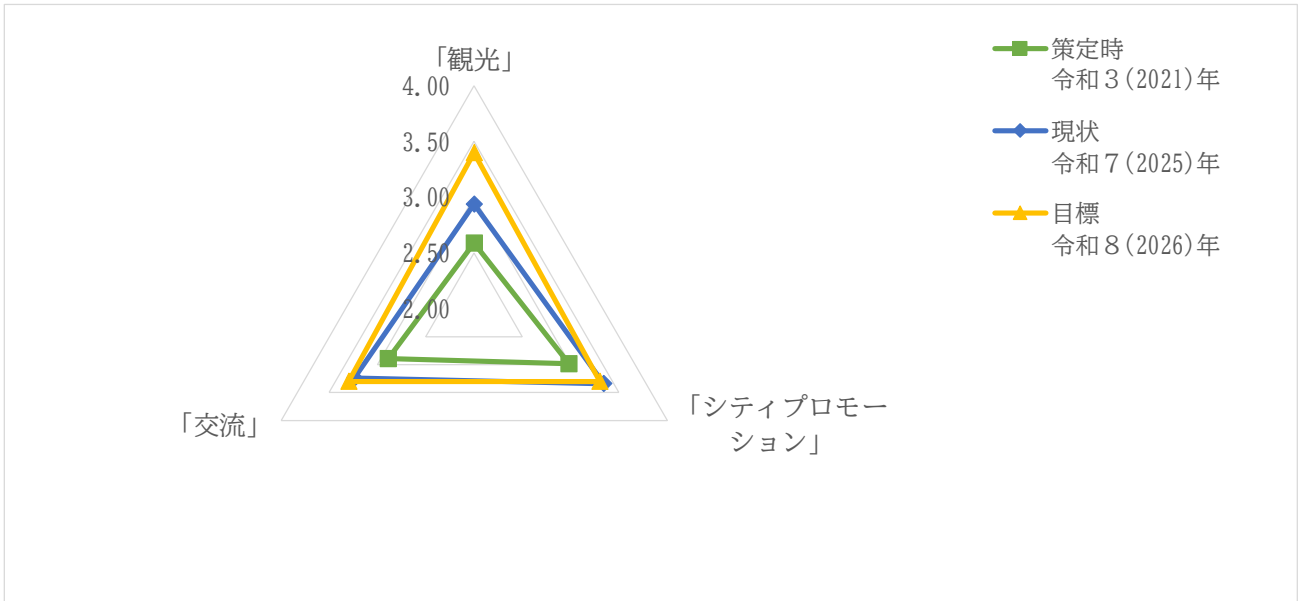
基本目標６　魅力を活かし人と人を繋ぐまち

基本目標６では、３つの政策分野のすべてにおいて、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値は、策定時の数値より上昇しています。

「シティプロモーション」の【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値と「交流」の【高評価者の割合】の現状値は、いずれも目標値を上回っています。

「観光」については、策定時からすべての政策分野の中で評価が低く、現状においても【評価平均点】は3.0を下回っています。

政策分野	「政策分野名」 将来のまちの姿 （成果指標に関連する前期の主な取組）		策定時 令和３年 (2021)	現状 令和７年 (2025)	目標 令和８年 (2026)
1	「観光」 「富士山」の魅力が最大限に活用され 観光交流が進むまちである	【評価平均点】	2.59	2.94	3.40
		【高評価者の割合】	20.7%	35.0%	40.0%
	（富士山を活用した事業の実施、地域資源の魅力発信とその特性を活かした誘客の促進、道の駅の計画的な施設改修等及び積極的な活用の実施）				
2	「シティプロモーション」 魅力や愛着を感じ だれもが住みたくなるまちである	【評価平均点】	2.98	3.34	3.30
		【高評価者の割合】	27.6%	43.7%	40.0%
	（情報発信ツールを活用した情報の効果的な発信、ブランドメッセージを活用した情報発信や啓発活動の実施、移住定住プロモーションの効果的な展開及び移住希望者への支援の実施）				
3	「交流」 国内外から人々が集い 多彩な交流が生まれるまちである	【評価平均点】	2.89	3.24	3.30
		【高評価者の割合】	25.6%	44.2%	40.0%
	（全国規模のスポーツ大会・イベントの継続開催と新規誘致の実施、自転車を活用した誘客や交流の拡大の推進、紙のアートミュージアムによる文化芸術活動の実施、友好都市・姉妹都市等の海外都市との交流促進）				

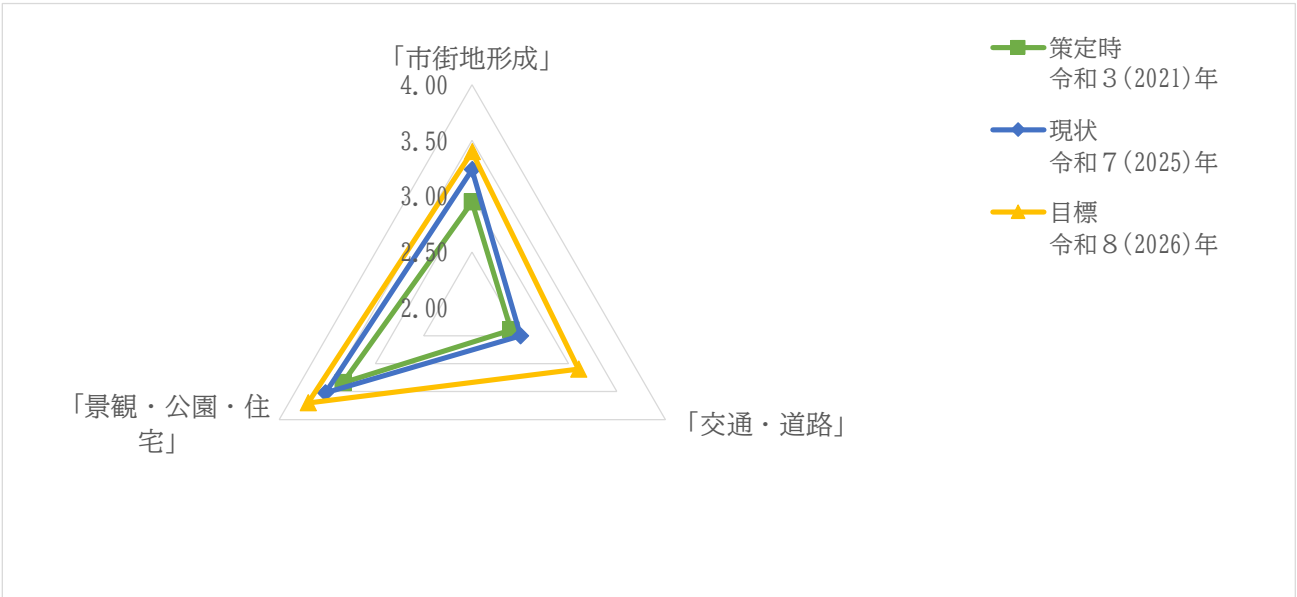


基本目標７　快適な暮らしを続けられるまち

基本目標７では、３つの政策分野のすべてにおいて、【評価平均点】及び【高評価者の割合】の現状値は、策定時の数値より上昇していますが、目標値に届いていないという状況になっています。

「交通・道路」については、策定時からすべての政策分野の中で評価が低く、現状においても【評価平均点】は3.0を下回っており、【評価平均点】及び【高評価者の割合】ともにすべての政策分野の中で最も低い評価となっています。

政策分野	「政策分野名」 将来のまちの姿 （成果指標に関連する前期の主な取組）		策定時 令和３年 (2021)	現状 令和７年 (2025)	目標 令和８年 (2026)
1	「市街地形成」 地域特性に応じた 魅力あふれる暮らしやすいまちである	【評価平均点】	2.95	3.24	3.40
		【高評価者の割合】	25.5%	38.7%	45.0%
	（集約・連携型都市づくりの推進、土地の埋立てや盛土などの事業者への指導、富士駅北口再整備事業の推進、新富士駅周辺の都市基盤整備事業の推進、空き家の発生予防に関する周知啓発の実施）				
2	「交通・道路」 だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまちである	【評価平均点】	2.40	2.50	3.10
		【高評価者の割合】	14.1%	19.6%	35.0%
	（コミュニティ交通の継続運行や地域公共交通事業者への支援等により公共交通ネットワークを維持・確保、本市場大渕線・五味島岩本線などの幹線道路整備の推進、道路施設の計画的かつ効率的な維持管理の実施）				
3	「景観・公園・住宅」 富士山が映える景観のもと 花と緑があふれ だれもが安心して住めるまちである	【評価平均点】	3.34	3.52	3.70
		【高評価者の割合】	49.0%	59.3%	65.0%
	（違反広告物調査や是正指導の実施、富士川左岸緑地の再整備や原田公園・富士西公園・比奈公園の整備の推進、テレワークや子育てに配慮した住まいに対する支援の実施）				



まとめ

前期基本計画期間においては、27 すべての政策分野で【評価平均点】及び【高評価者の割合】が策定時より上昇しています。

さらに目標達成している政策分野は、【評価平均点】が、「社会教育」、「自然・生活環境」、「循環型社会」、「シティプロモーション」の４つあり、【高評価者の割合】においては、「社会教育」、「包括的支援」、「自然・生活環境」、「循環型社会」、「シティプロモーション」、「交流」の６つありました。

【評価平均点】は 23 の政策分野、【高評価者の割合】は 21 の政策分野において、目標値に達していない状況であるため、引き続き目標値達成に向けて取り組む必要があります。

【評価平均点】【高評価者の割合】ともに、「水利用」、「消防・救急・救助」、「景観・公園・住宅」が評価されている分野となっています。

一方で、【評価平均点】が 3.00 以下の政策分野は、「子ども・若者」、「観光」、「商業・流通・サービス産業」、「交通・道路」であり、満足度の向上に努める必要がある分野という結果になっています。

ランク	【評価平均点】	ポイント
1	⑰水利用	3.70
2	②消防・救急・救助	3.59
3	㉗景観・公園・住宅	3.52
4	⑧社会教育	3.49
5	⑯循環型社会	3.44
6	⑨市民スポーツ・市民文化	3.43
7	⑩保健	3.38
8	⑮自然・生活環境	3.35
9	㉓シティプロモーション	3.34
10	⑤子育て	3.30
11	⑦学校教育	3.29
12	⑫包括的支援	3.25
13	⑭地球環境	3.25
14	㉔交流	3.24
15	㉕市街地形成	3.24
16	⑬地域福祉	3.23
17	⑱ものづくり産業	3.22
18	④市民活躍	3.17
19	㉑中小企業等振興	3.17
20	①危機管理	3.16
21	⑪医療	3.12
22	⑳農林水産業	3.11
23	③市民安全	3.01
24	⑥子ども・若者	3.00
25	㉒観光	2.94
26	⑲商業・流通・サービス産業	2.93
27	㉖交通・道路	2.50

【高評価者の割合】	%
⑰水利用	63.0%
㉗景観・公園・住宅	59.3%
②消防・救急・救助	58.0%
⑯循環型社会	54.0%
⑧社会教育	53.8%
⑨市民スポーツ・市民文化	53.8%
⑩保健	46.2%
⑮自然・生活環境	46.2%
⑤子育て	45.0%
㉔交流	44.2%
㉓シティプロモーション	43.7%
⑫包括的支援	42.2%
⑦学校教育	40.2%
⑬地域福祉	40.2%
⑭地球環境	40.2%
⑱ものづくり産業	40.0%
⑪医療	39.5%
㉕市街地形成	38.7%
㉑中小企業等振興	37.5%
㉒観光	35.0%
①危機管理	34.0%
④市民活躍	34.0%
⑳農林水産業	33.0%
③市民安全	32.0%
⑲商業・流通・サービス産業	31.0%
⑥子ども・若者	26.0%
㉖交通・道路	19.6%

2 市民意識

1 世論調査

第六次富士市総合計画前期基本計画策定時からの市民意識の変化を把握するため、令和７(2025)年６月に満 18 歳以上の市民から無作為に抽出した 3,000 人を対象に、「富士市に住んでこう思う」をテーマとした世論調査を実施し、対象者の 48.3%、1,448 人から回答を得ました。

＜回答者の属性＞　(　)内は令和３(2021)年世論調査の属性別割合

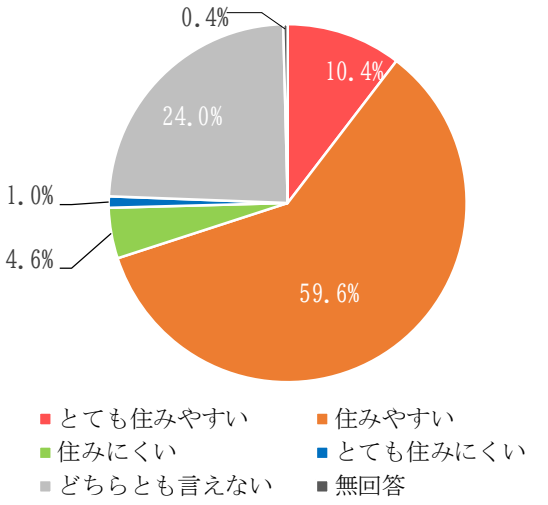
性別：男性 45.4%（44.3%）　女性 54.3%（55.0%）　その他 0.1%（0.1%）　無回答 0.1%（0.5%）

年齢：10 代 0.3%（0.8%）　20 代 6.1%（6.9%）　30 代 9.5%（10.9%）
40 代 15.7%（17.6%）　50 代 20.9%（19.0%）　60 代 21.1%（19.9%）
70 代以上 26.0%（24.3%）　無回答 0.2%（0.6%）

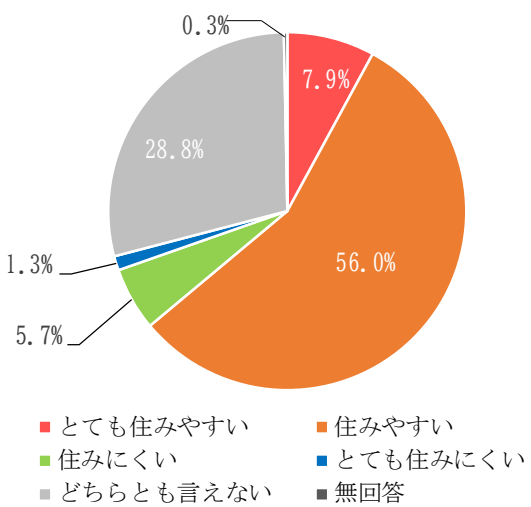
≪問：富士市は住みやすい市ですか？≫

策定時の調査では、「とても住みやすい」と「住みやすい」の合計が 70.0%でしたが、今回の調査では 63.9%となり、減少しました。

＜令和３(2021)年＞



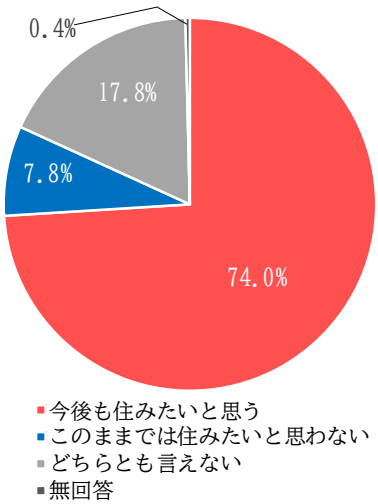
＜令和７(2025)年＞



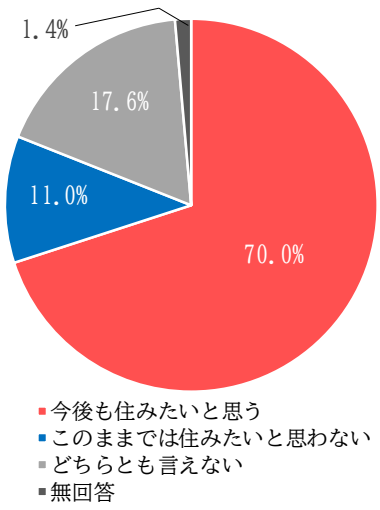
≪問：今後も富士市に住みたいですか？≫

策定時の調査では、「今後も住みたいと思う」が 74.0%でしたが、今回の調査では 70.0%であり、減少しました。

＜令和３(2021)年＞



＜令和７(2025)年＞



≪満足度・重要度の評価結果≫

前期基本計画の各政策分野の満足度・重要度について、「そう思う」と回答した人を５点、「ややそう思う」と回答した人を４点、「どちらともいえない」と回答した人を３点、「あまりそう思わない」と回答した人を２点、「そう思わない」と回答した人を１点とした値の合計を、回答者数で割って算出した評価平均点をもとに、評価を行いました。

前期基本計画の各政策分野の満足度・重要度の評価としては、「水利用」が１位、「消防・救急・救助」が２位となっています。満足度が高い一方で、今後も引き続き重要性が高い分野であるという結果になりました。

また、「医療」、「シティプロモーション」、「学校教育」、「社会教育」、「中小企業等振興」、「包括的支援」、「子ども・若者」、「市街地形成」、「商業・流通・サービス産業」、「交通・道路」は、満足度のランクに比べ、重要度のランクが高くなっています。

ランク	満足度	点
1	⑰水利用	3.66
2	②消防・救急・救助	3.62
3	㉗景観・公園・住宅	3.55
4	⑯循環型社会	3.47
5	③市民安全	3.35
6	⑤子育て	3.34
7	①危機管理	3.32
8	⑳農林水産業	3.28
9	⑨市民スポーツ・市民文化	3.28
10	⑩保健	3.27
11	⑱ものづくり産業	3.27
12	⑪医療	3.26
13	㉓シティプロモーション	3.24
14	⑮自然・生活環境	3.23
15	⑦学校教育	3.22
16	⑭地球環境	3.19
17	㉒観光	3.18
18	⑧社会教育	3.17
19	㉑中小企業等振興	3.15
20	⑫包括的支援	3.15
21	㉔交流	3.15
22	⑬地域福祉	3.14
23	④市民活躍	3.07
24	⑥子ども・若者	3.03
25	㉕市街地形成	2.99
26	⑲商業・流通・サービス産業	2.85
27	㉖交通・道路	2.83

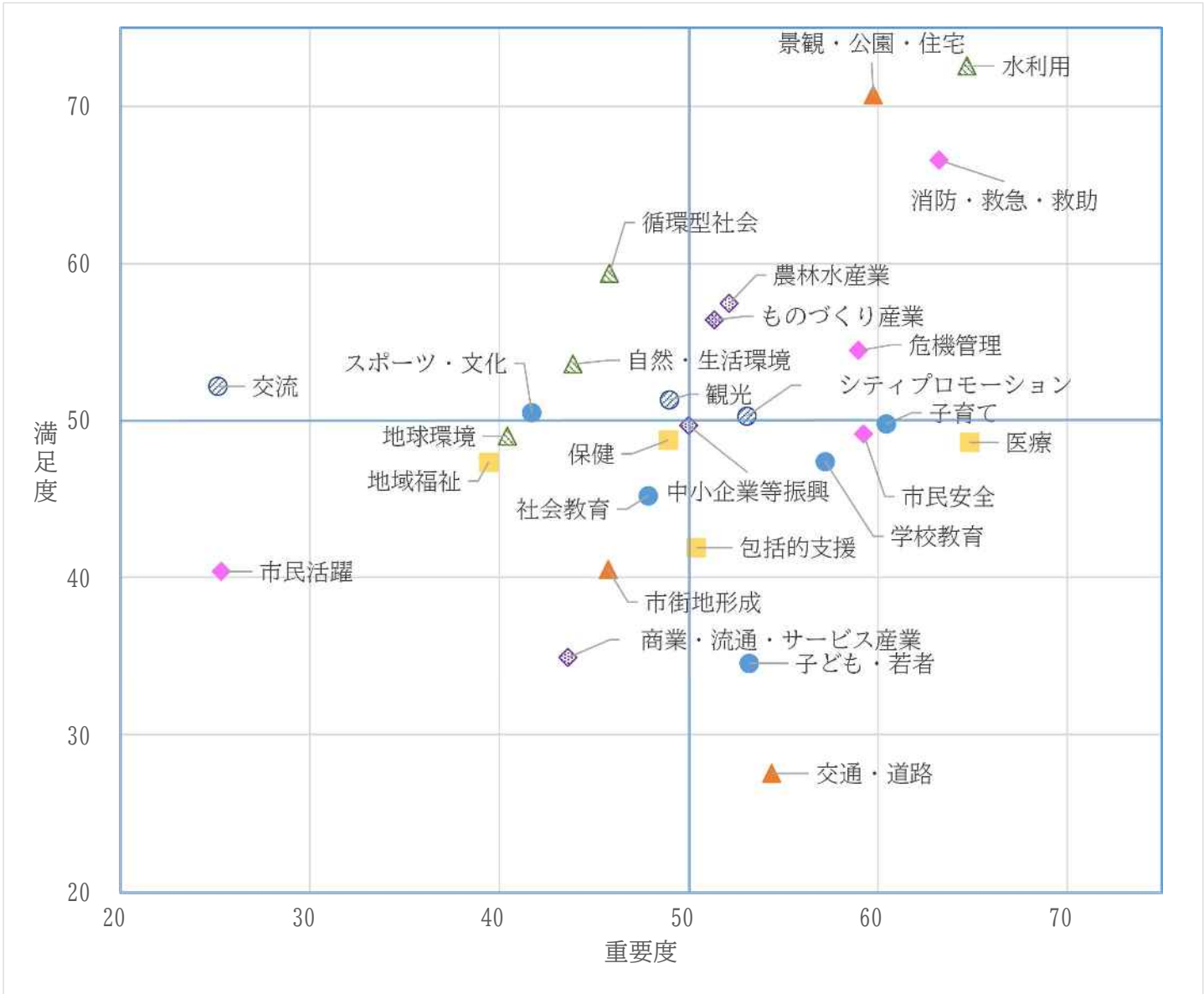
重要度	点
⑰水利用	4.02
②消防・救急・救助	4.00
⑪医療	3.94
㉗景観・公園・住宅	3.90
③市民安全	3.89
⑤子育て	3.85
①危機管理	3.84
⑦学校教育	3.77
⑫包括的支援	3.74
㉓シティプロモーション	3.74
⑳農林水産業	3.74
⑩保健	3.72
⑯循環型社会	3.72
⑱ものづくり産業	3.70
㉖交通・道路	3.69
⑥子ども・若者	3.69
⑧社会教育	3.67
㉑中小企業等振興	3.65
㉒観光	3.64
㉕市街地形成	3.64
⑮自然・生活環境	3.62
⑨市民スポーツ・市民文化	3.60
⑬地域福祉	3.59
⑭地球環境	3.59
⑲商業・流通・サービス産業	3.54
④市民活躍	3.37
㉔交流	3.34

≪満足度・重要度のポートフォリオ分析≫

前期基本計画の各政策分野の満足度・重要度の結果について、偏差値として４分野に分けた分析を行ったところ、重要度は高いが満足度が低い領域の政策分野は、「学校教育」、「医療」、「包括的支援」、「交通・道路」の４つの分野となりました。

一方、下図のとおり、本市の未来を担う若者・子育て世代である 10 代～40 代の男女 460 人の意見を抽出した場合を散布図に整理すると、重要度は高いが満足度が低い領域の政策分野は、「市民安全」、「子育て」、「子ども・若者」、「学校教育」、「医療」、「包括的支援」、「交通・道路」の７つの分野となりました。

≪若者・子育て世代における散布図≫



凡例　第六次富士市総合計画
◆：基本目標１　●：基本目標２　■：基本目標３　▲：基本目標４
◈：基本目標５　◍：基本目標６　▲：基本目標７

2 地区の意見

本計画の策定にあたり、令和７(2025)年９月、各地区のまちづくり協議会連合会及び町内会連合会から、前期基本計画期間において、≪問１≫市が力を入れて取り組んできたと感じられる分野（市民満足度が高いと思う分野）や、≪問２≫本市にとって今後重要だと考える分野、≪問３≫具体的な課題や取り組むべき事業などのアンケート調査を実施し、合計 84 の回答を得ました。

≪問１≫≪問２≫ともに、「危機管理」が１位、「子育て」が２位となっています。

ランク	≪問１：市が力を入れて取り組んできたと感じられる分野≫	点
1	①危機管理	76
2	⑤子育て	42
3	⑦学校教育	33
4	②消防・救急・救助	32
5	⑱ものづくり産業	31
6	③市民安全	30
7	㉒観光	30
8	⑨市民スポーツ・市民文化	29
9	㉖交通・道路	28
10	⑪医療	25

≪問２：本市にとって今後重要だと考える分野≫	点
①危機管理	101
⑤子育て	54
㉖交通・道路	39
⑪医療	39
⑥子ども・若者	34
⑬地域福祉	33
③市民安全	23
⑫包括的支援	20
⑱ものづくり産業	18
㉒観光	17

(注)最上位とした分野を３点、次点を２点、３番目を１点として点数化して順位付けし、上位 10 分野を掲載

≪問３：今後、重要な分野における主な意見≫

①危機管理	・災害発生時、速やかな支援ができる体制づくりと、個人では準備できない備品の充実が必要。 ・自主防災組織に専門知識を持つ人や担い手が少なく、今は十分に機能していないと思う。 ・市民一人ひとりの備えが重要であるが住民意識の格差が大きい。
⑤子育て	・地域全体で子どもを見る、地域で育てる体制が重要。 ・出生率向上は、子育ての安心な環境や経済的支援などが積み重なって成果が出ると思うので、ソフト施策の充実が必要。 ・子育て環境を整備し、子育て世帯の転入を図り、人口減少や高齢化を最小限に抑えて欲しい。
㉖交通・道路	・市街地であれば、移動手段はあるが、郊外になるほど公共交通が通っていない。 ・狭い道路も多くて見通しが悪く、子ども達の通学の安全面で不安に思うとともに、ドライバーにとっても大きな危険が身近にある。 ・駅近くや市の中心部は良いが、地区によっては、バス路線がなくなったりし、自家用車がないと自由に動けない。

3 事業所アンケート

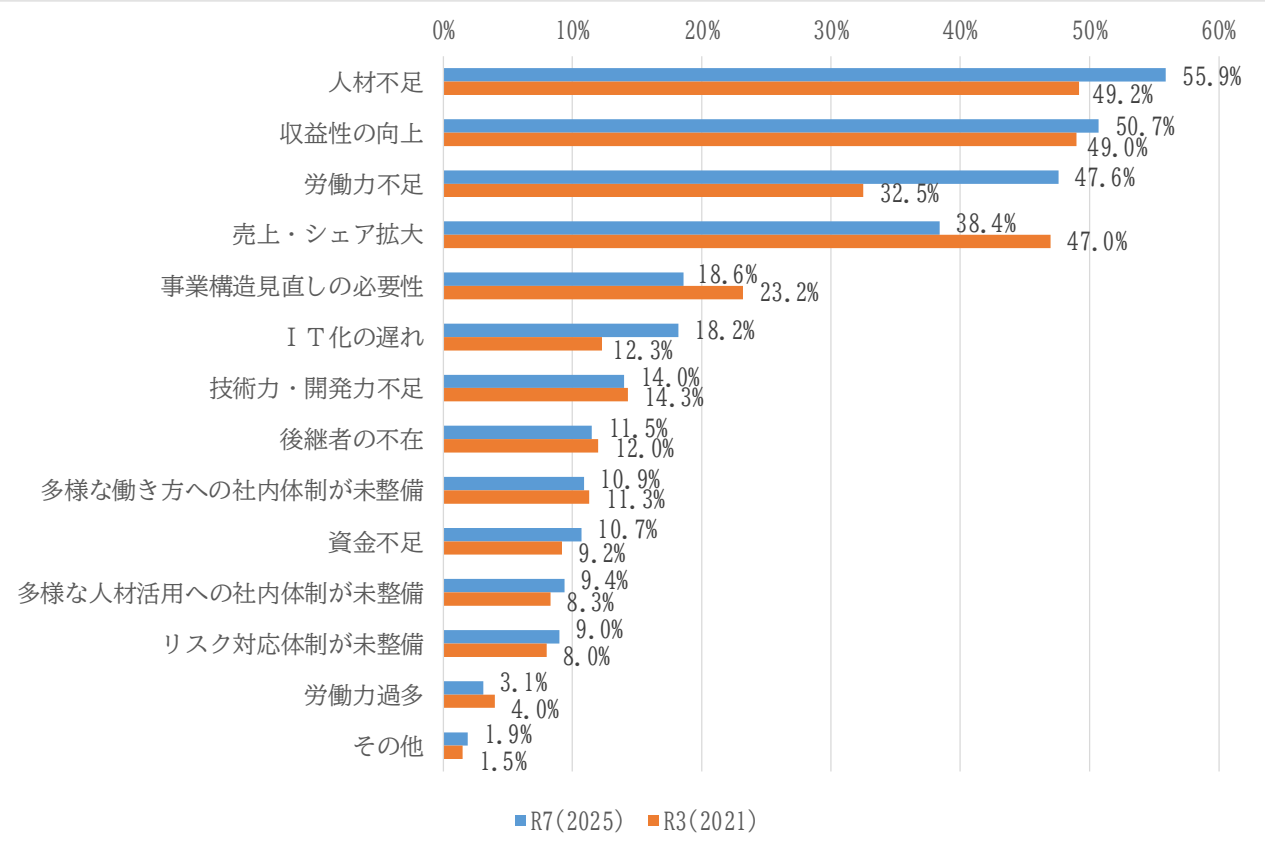
第六次富士市総合計画前期基本計画策定時からの市内事業所の状況や課題の変化を把握するため、市内事業所を対象にアンケート調査を実施しました。令和７(2025)年９月及び令和８(2026)１月に実施し、市内 2,386 事業所のうち、対象事業所の 21.8%、521 事業所から回答を得ました。

＜回答事業所の属性＞　(　)内は令和３(2021)年１月アンケート調査の属性別割合

業　種：食料品 2.3%（2.8%）　パルプ･紙･紙加工 8.3%（7.3%）　化学 1.2%（2.5%）
鉄鋼 1.9%（1.0%）　金属製品 3.1%（1.3%）　一般機械器具 1.7%（1.3%）
プラスチック製品 1.5%（1.5%）　電気機器 1.3%（1.9%）　輸送用機器 1.0%（2.1%）
その他製造業 3.5%（2.5%）　建設業 20.5%（15.9%）　運輸・倉庫業 7.7%（3.7%）
卸売業 5.2%（8.3%）　小売業 8.6%（9.4%）　宿泊業 0.4%（0.3%）
飲食業 2.1%（3.4%）　生活関連サービス業 4.8%（3.9%）　医療・福祉 7.7%（12.9%）
その他の非製造業 17.2%（17.7%）

従業員数：１～10 人　20.7%（30.6%）　11～30 人　39.7%（30.2%）　31～50 人　13.1%（16.0%）
51～100 人 11.5%（11.3%）　101～300 人　7.7%（ 7.6%）　301 人以上　7.3%（ 3.9%）

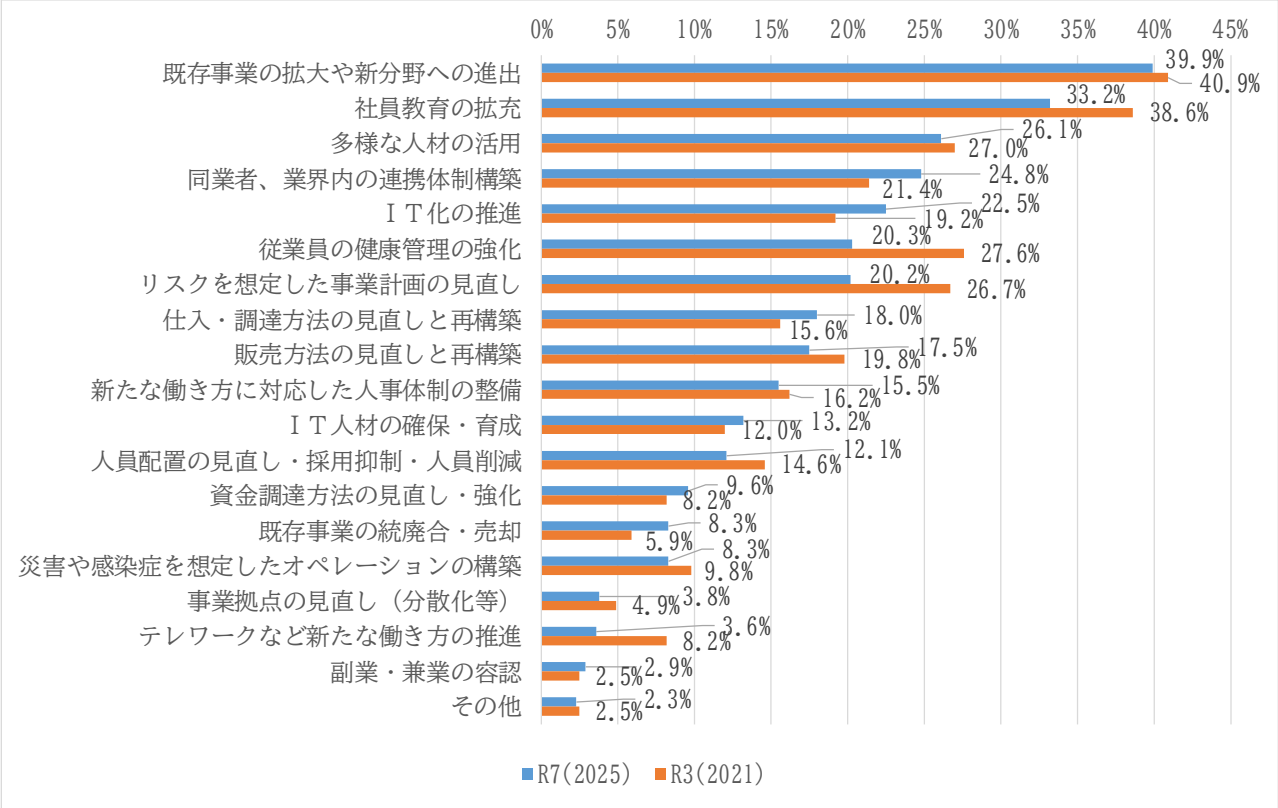
≪問：どのような中長期的な課題がありますか？≫



半数以上の事業所が「人材不足」(55.9%)、「収益性の向上」(50.7%）を挙げており、「労働力不足」(47.6%）が続いています。

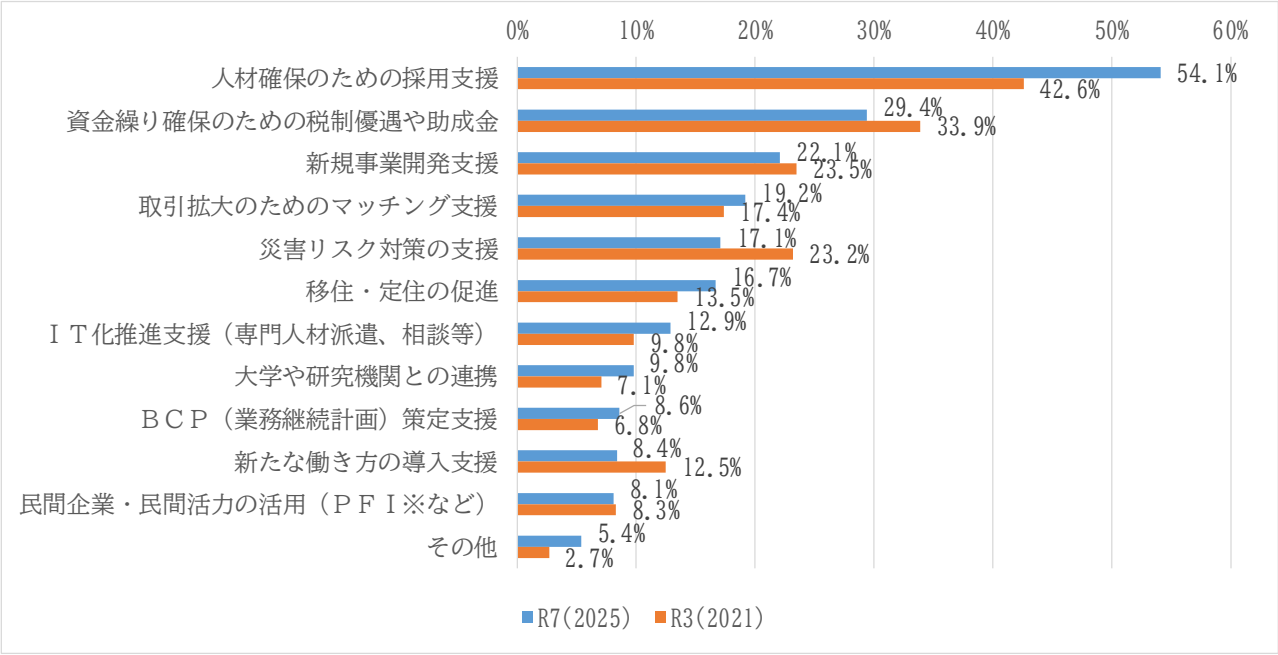
「人材不足」、「収益性の向上」、「労働力不足」は、策定時の調査でも上位となっています。

≪問：中長期的な課題を解決するにはどのような取組が必要ですか？≫



策定時の調査同様「既存事業の拡大や新分野への進出」（39.9%）が最も多い回答となっており、「社員教育の拡充」（33.2%）が続いています。

≪問：市内産業の活性化を図るため、中長期的に市に期待することはなんですか？≫



「人材確保のための採用支援」（54.1%）、「資金繰り確保のための税制優遇や助成金」（29.4%）、「新規事業開発支援」（22.1%）は、策定時の調査に引き続き期待される支援となっています。

特に「人材確保のための採用支援」は、策定時の調査に比べ 10 ポイント以上増加しています。

4 市民懇話会（フジ６未来創造懇話会）からの意見

本計画の策定にあたり、市民の皆様の幅広い声をお聞きする場として、前期基本計画策定時に無作為抽出した懇話会参加者や総合計画モニターに参加を要請し、男女や年代等に配慮したメンバー55 人で構成する「フジ６未来創造懇話会」を開催しました。

令和７(2025)年７月から 10 月に全４回懇話会を開催し、７つの基本目標ごとグループに分かれ、意見交換等を行い、提言・意見書をまとめました。

≪各グループの最も重要性が高いという意見が多かった項目≫

基本目標	政策分野	項目	主な意見
1	危機管理	安全な暮らしの実現に向けた防災情報の周知・啓発	・避難所や緊急避難場所、津波浸水想定区域などの周知 ・富士山噴火に関する情報や避難方法などの情報発信 ・防災マップや防災アプリの活用 ・ハザードの周知・啓発 ・各種災害における避難方法の周知
2	子育て	子育て支援の充実	・ファミリーサポート等の子育て支援事業に関する情報発信と支援内容の充実 ・保護者へのメンタルサポート等の充実 ・子育てしやすい働き方の仕組みづくり ・保護者の負担軽減（子育て用品の支給やこども※の医療費無償化など）
3	医療	安心して受診できる環境と持続可能な医療体制の確立	・総合的な医療を受診できる体制整備 ・在宅医療の充実 ・こどもの医療費無償化など経済的な負担軽減 ・中央病院の受診環境改善のソフト対策
4	自然・生活環境	自然環境の保全・再生	・野生動物の市街地侵入を抑えるため、里山を保全、再生させるなど、猟師、農家、地域住民の連携を図る。 ・自然環境の保全・再生を促進するため、企業などの組織がリーダーとなって市民と協働する体制を構築する。
5	商業・流通・サービス産業	商店街のにぎわい創出のため、使い勝手の良い環境の整備	・富士駅北口再整備事業に合わせて、富士駅周辺地区に人を呼び込む取組を実施し、まちなか※の活性化を推進する。 ・クーポン券事業やキャッシュレス決済ポイント還元事業の実施を検討するなど、富士駅周辺地区及び吉原地区の商店街活性化に取り組む。 ・お試しクーポン配布など公共交通の利用を促進することで、まちなかへのアクセス向上を図る。 ・にぎわいを出すため、ふれあい歩きコース上に、気軽に参加できる施設等を募集する取組を促進する。
6	シティプロモーション	ＳＮＳ※の発信力強化	・ＳＮＳ発信について専門的に取り組む部署・チームの設置を検討する。 ・ＳＮＳを活用し、富士市の観光地など魅力の紹介に積極的に取り組む。 ・若者の目にとまるようなＳＮＳの活用を促進する。
7	交通・道路	公共交通の利便性向上	・免許返納者や若年層など移動制約者の移動手段を確保 ・より利便性の高い公共交通の検討 ・富士駅・新富士駅間や主要鉄道駅・観光拠点間のアクセス向上

3 現状と課題

前期基本計画の振り返りや市民意識などを踏まえ、各基本目標における現状と課題を整理しました。

基本目標１　安心できる暮らしを守るまち

地震や豪雨等の災害が激甚化、頻発化するなど、予測困難な自然災害が多発する中、市民意識において、危機管理の重要度が高く、消防・救急・救助に関しては、満足度・重要度ともに高くなっていることから、今後も市民の安全・安心な暮らしを守るため、継続的に取組む必要があります。

基本目標２　次代を担うひとを育むまち

人口減少と少子高齢化が急速に進む中、市民意識において重要度が高い子育て支援の充実を図る必要があります。また、こども※まんなかの理念を踏まえ、こどもの権利を大切にし、安心して自分らしく成長でき、希望する人生を歩むことができる環境を整えていく必要があります。

基本目標３　支え合い健やかに過ごせるまち

高齢人口の大幅な増加が見込まれる中、誰もが健康で元気に過ごせる環境づくりを進める必要があります。また、市民意識において、医療の重要度が高いことから、市民が安心して暮らし続けられるよう、地域医療体制の充実を図る必要があります。

基本目標４　豊かな環境を保ち継承するまち

水利用をはじめとした環境への取組に関し、市民意識において満足度・重要度ともに高くなっていることから、富士山の恵みである水や自然環境を保全し、環境への負荷軽減や循環型社会の構築を進め、次代に引き継いでいく必要があります。

基本目標５　活力を創り高めるまち

事業所アンケートにおいて、人材不足・労働力不足が多くの企業の課題であることから、人材確保支援など、効果的な支援を行っていく必要があります。また、ものづくりのまちとして発展してきた本市の産業や商店街をはじめとしたまちなか※の活性化を図り、活力あるまちづくりを進める必要があります。

基本目標６　魅力を活かし人と人を繋ぐまち

本市の魅力をより広く発信していくことや、観光分野において訪日観光客をはじめとした交流人口の受け入れ体制を整備するなど、的確に対応していく必要があります。また、交流人口のみならず、関係人口※や定住人口を増加する取組を推進し、新たな繋がりや交流を生み出していく必要があります。

基本目標７　快適な暮らしを続けられるまち

魅力あるまちなかを形成するため、富士駅北口の再整備、新富士駅南地区の土地区画整理などの取組を着実に進展させる必要があります。また、市民意識において、交通・道路の満足度が低いことから、市民の暮らしの足を確保する取組をより一層進める必要があります。

第３章　計画のフレーム

第１節　人口・世帯

1 人口

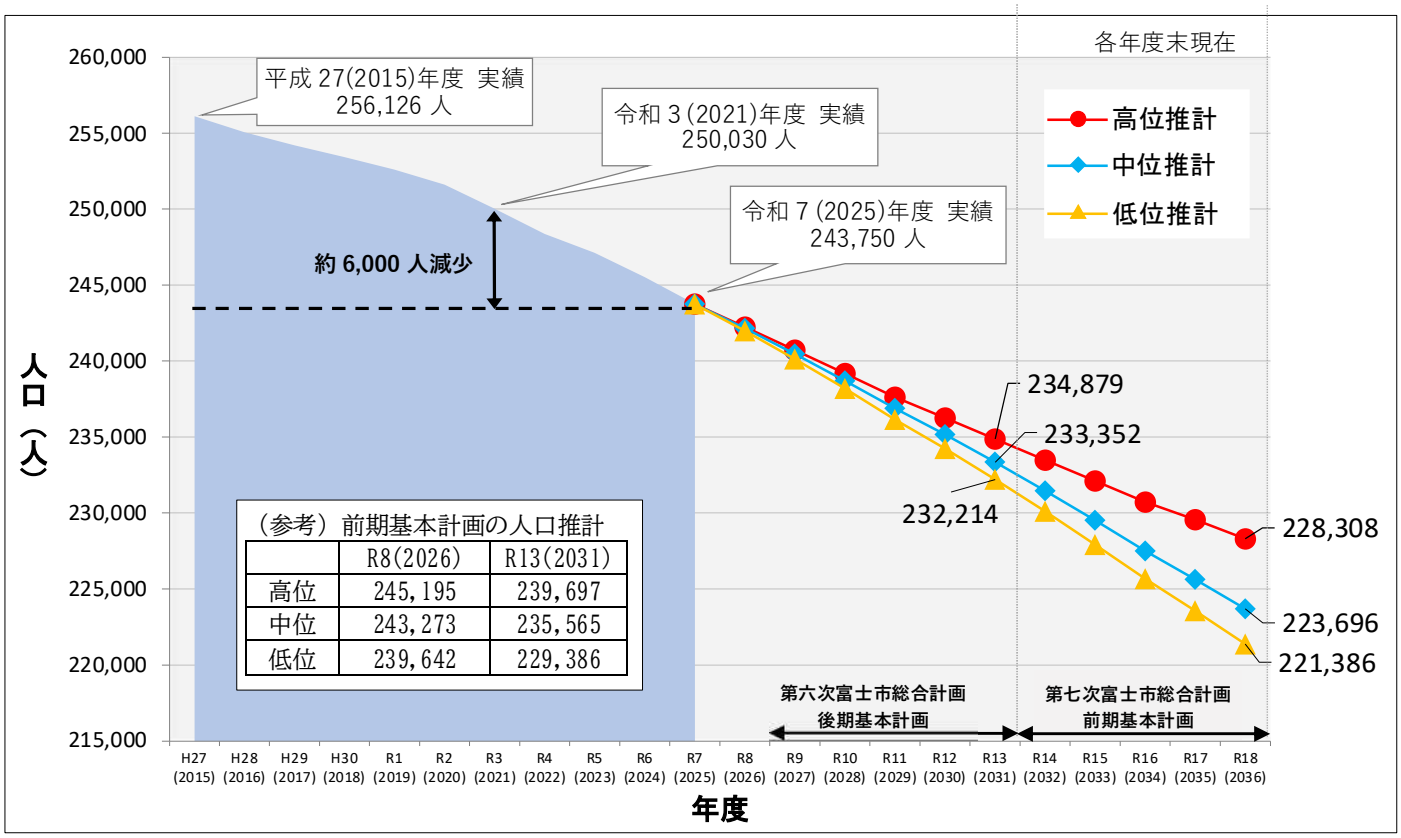
本市の人口は、平成 22(2010)年をピークに減少に転じ、令和７(2025)年度末の人口は 243,750 人であり、前期基本計画策定時の令和３(2021)年度末から約 6,000 人減少しています。

前期基本計画期間においては、中位推計の令和７(2025)年度末の人口が 244,618 人であり、実績は、前期基本計画の推計に対して 868 人下回っています。

人口動向の予測は、今後のまちづくりを考える上で基礎的なデータとなることから、本計画の策定にあたり、「出生率が上昇するケース（高位推計）」、「出生率が横ばいに推移するケース（中位推計）」、「出生率が減少するケース（低位推計）」の３つのケースで、新たに人口推計を実施しました。

推計の結果、前期基本計画の推計と比べ、高位推計及び中位推計で下方の推計となり、後期基本計画が終了する令和 13(2031)年度末の人口は、高位推計が 234,879 人、中位推計が 233,352 人、低位推計が 232,214 人になり、それぞれ令和７(2025)年度末を基準に 8,871 人から 11,536 人減少し、その後も減少傾向が続くと予測しています。

≪令和 18(2036)年度までの人口推計≫



（参考）前期基本計画の人口推計

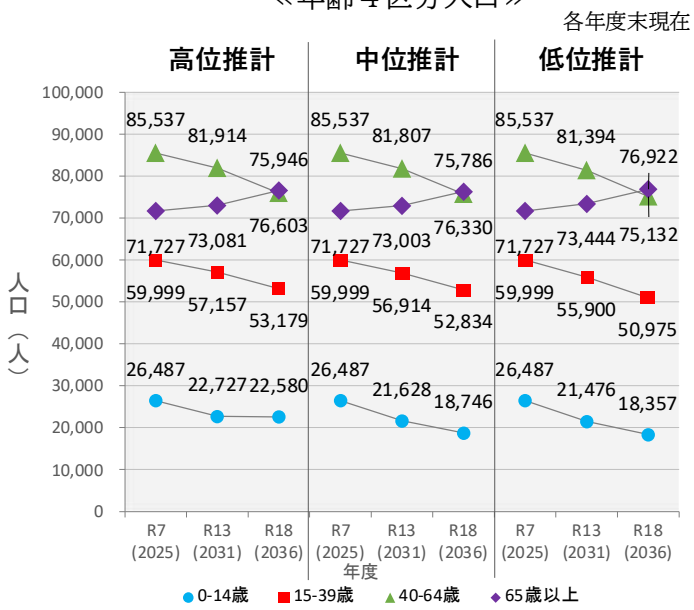
	R8(2026)	R13(2031)
高位	245,195	239,697
中位	243,273	235,565
低位	239,642	229,386

(注)人口推計は、住民基本台帳をベースに、出生率・生存率・移動率などの仮定値を用いて推計するコーホート要因法により、本市独自に推計しました。出生率は、国立社会保障・人口問題研究所の高・中・低位の仮定値を補正し、移動率は、本市の令和 6(2024)年から過去 5 年間の実績を参考に、高・中・低位を設定しました。

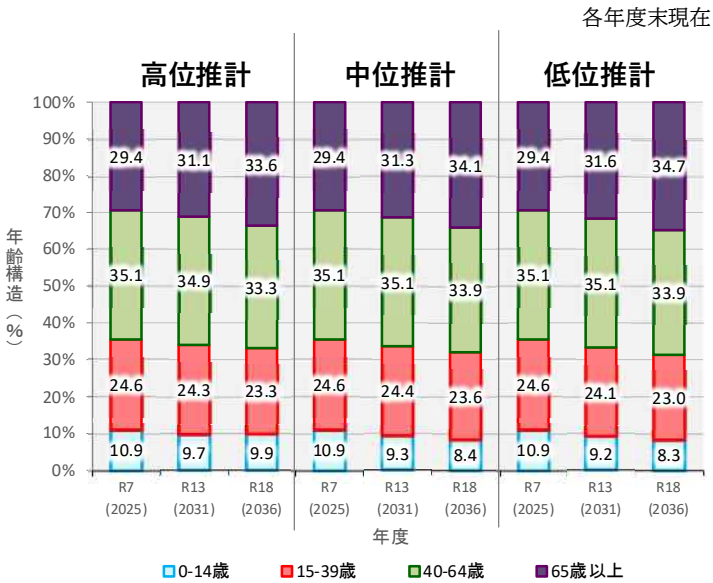
年齢４区分人口は、老年人口（65 歳以上）が一貫して増加し、令和 13(2031)年度には、高齢化率が 31%、令和 18(2036)年度には 33%を超えると予測しています。

一方で、それ以外の年齢区分人口は減少し、少子高齢化が一層進むと予測しています。

≪年齢４区分人口≫



≪年齢４区分別人口割合≫

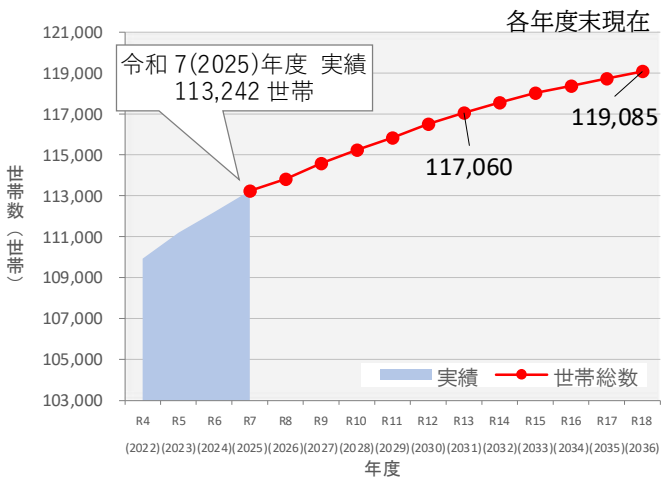


2 世帯

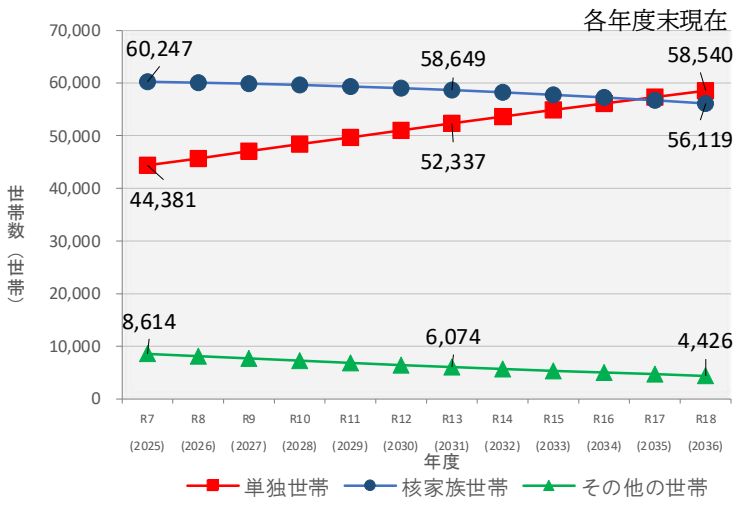
世帯数は、人口が減少する一方で、単独世帯の増加により今後も増加し、令和 13(2031)年度には 117,060 世帯、令和 18(2036)年度には 119,085 世帯に達すると予測しています。

また、家族類型別の世帯数は、単独世帯が一貫して増加し、今後も世帯構成の中でその割合が高まっていきますが、核家族世帯及びその他の世帯については減少する見込みです。

≪世帯数≫



≪家族類型別世帯数≫



（注）世帯推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考とした世帯主法により、住民基本台帳と人口の中位推計を用いて、本市独自に推計しました。

第２節　土地利用

1 土地利用の現状と課題

本市の市域は、24,494ha あり、その内の半分近くである 12,086ha を森林が占め、次いで宅地が 4,313ha、以下農地が 2,467ha、道路が 1,638ha、水面等が 905ha、原野が 29ha、その他 3,057ha となっています。

今日、地球規模の環境問題はますます深刻化している中、本市においても世界遺産である富士山、富士川及び駿河湾の景観など、雄大な自然をはじめとした環境の保全と共生が重要な課題となっています。

また、南海トラフ巨大地震をはじめとした自然災害への不安の高まり、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴う都市のスポンジ化※ が危惧される中で、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりと、新東名高速道路など広域交通網等の優位性を活かし、新たな産業の誘致や創造、広域圏を踏まえた都市の基盤づくりや機能の充実が求められています。

2 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民生活や産業活動の共通の基盤です。このため、本市の土地利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、豊かで住みよい生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本理念として、次のような点に重点をおき、総合的かつ計画的に行います。

(1) 環境との共生を目指した土地利用

- 富士・愛鷹山麓地域をはじめとする自然環境との共生
- 自動車に依存した都市構造の見直し

(2) 安全・安心を重視した土地利用

- 災害に強いまちづくりの推進
- 防犯に配慮した土地利用

(3) 快適な暮らしを実現する土地利用

- 地域の魅力を活かした土地利用
- ひとにやさしい「歩いて暮らせる」まちづくり

(4) まちの活力を生み出す土地利用

- 重要な東西交通路上に位置する優位性等の利活用
- まちなか※への都市機能誘導施設※等の集積促進

(5) 市民・事業者との協働による計画的な土地利用

- 市民・事業者への啓発活動
- 市民・事業者の参画によるまちづくり

(注)第２節　土地利用は、令和 13（2031）年を目標年次とする第四次国土利用計画（富士市計画）改定版及び第三次富士市都市計画マスタープランと整合を図っています。

3 利用区分ごとの土地利用の基本方向

宅地（住宅地、工業用地、事務所の用地等）

住宅地については、集約・連携型の都市づくりを推進するため、無秩序な拡大を防止するとともに、まちなか※居住の促進にも配慮しながら、「都市活動の地域」への誘導を図ります。

工業用地については、既存の工業系用途地域内の効率的な利用を図るとともに、企業の立地に必要な基盤整備を推進し、産業構造のバランスを考慮しながら企業の新たな立地を促進します。

事務所・店舗等の用地については、土地の有効利用や高度利用を促進し、快適な環境の形成に配慮しつつ、商業・業務施設等の集積度を高めます。

教育・文化・福祉等の公共公益施設用地については、災害時における避難、防災機能の発揮などにも配慮しつつ、市民の多様な需要に対応するため、必要な用地を適切に確保します。

農地

農地については、地域の特性を活かした農業生産を推進し、農業の活性化を図るため、農業生産の効率化等に資する優良農地の確保と保全を推進します。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成など、計画的な保全と利用を図ります。

森林

林業の持続的かつ健全な発展にも配慮しながら、適正な維持管理による保全と基盤整備を図ります。

道路

暮らしやすいまちの実現を図るため、自動車・自転車・歩行者が安全で快適に利用できる空間として、適切な管理と整備を推進します。

水面等

水面・河川については、雨水対策等による安全性の確保、良好な水環境の保全・回復、水資源の有効利用を図るため、適切な管理と整備を推進します。

水路については、農業生産性の向上、自然災害の防止を図るため、農業用用排水路等の整備を推進します。

原野

増加の防止に努めるとともに、周辺土地利用と調整しながら、災害の防止、自然環境の保全に配慮しつつ、有効利用を推進します。

その他

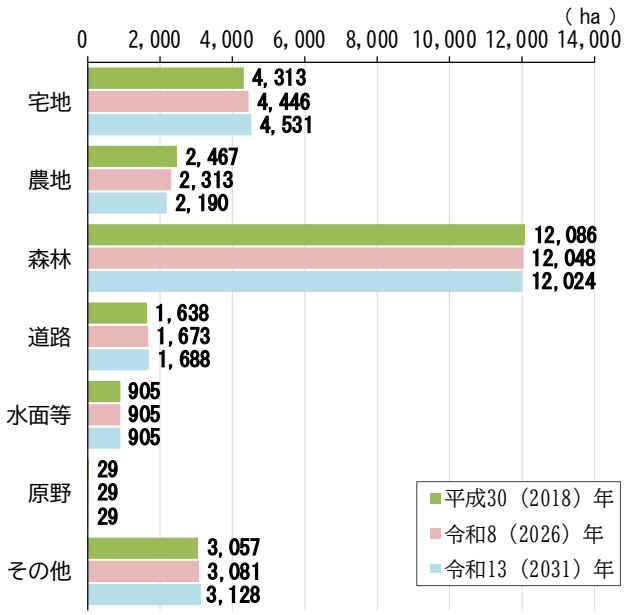
公園・緑地については、環境を活かした体系的な整備を推進します。港湾施設用地については、質の高い港湾環境整備に努めるとともに、津波対策を推進します。

荒廃農地や遊休地等の低・未利用地については、周辺環境と調和した有効利用を促進します。

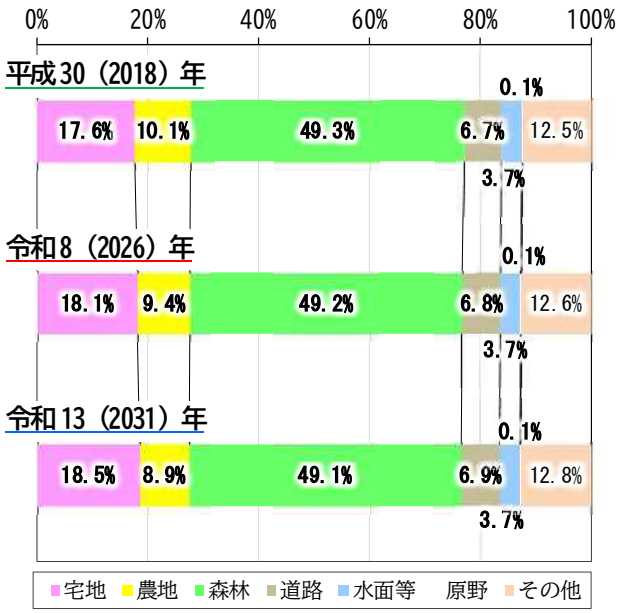
4 利用区分ごとの規模の予測

これまでの利用区分ごとの推移等を踏まえ、今後の規模（面積）を予測すると、宅地や道路等は増加しますが、農地及び森林は減少することが見込まれます。

≪利用区分ごとの面積≫



≪利用区分ごとの構成比≫



5 土地利用構想

地域区分は、市域における自然的・社会的・経済的条件等を考慮し、保全の地域、保全と共生の地域、共生の地域、都市活動の地域の４区分とします。また、９つのゾーンを設定し施策を推進します。

地域区分

(1) 保全の地域

富士・愛鷹山麓の森林などを、積極的に保全する地域

(2) 保全と共生の地域

富士・愛鷹山麓及び富士川背後の丘陵地等の森林や農地を保全しながら、住宅地などとの共生を図る地域

(3) 共生の地域

現状の土地利用を踏まえ、農地と住宅地・工業用地など、自然的土地利用と都市的土地利用との調和・共存を図る地域

(4) 都市活動の地域

環境への負荷の低減を目指しつつ、都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成していく地域

ゾーン

1 産業活力創造ゾーン

大淵地区の工業団地・住宅団地に隣接する地域については、優れた自然環境・地域環境への配慮のもと、計画的な整備を推進し、地域振興及び産業振興のための工場等の一層の集積を図ります。

2 インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン

東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ周辺については、幹線道路沿線において民間活力による産業施設等の立地を適正に誘導するなど、地域のもつ優位性を活かした新市街地の形成を図ります。

3 歴史・文化ふれあい交流ゾーン

岩本山・道の駅富士川楽座周辺については、梅や桜の名所であるとともに本市固有の景観を有する岩本山公園及び龍巌淵、地域の貴重な歴史・文化資源である實相寺及び古谿荘等と、交流拠点である道の駅富士川楽座等を活用した交流基盤づくりを推進します。

4 富士川レクリエーション交流ゾーン

富士川河口河川敷一帯については、河川敷を活かしたスポーツ・レクリエーション空間等として充実を図るなど、交流を軸としたふれあい、にぎわいのある地域を形成します。

5 まちなか※まちづくりゾーン

富士駅周辺地区、吉原中央駅・吉原本町駅周辺地区、新富士駅周辺地区一帯については、総合的な市街地の再生整備、土地の高度利用などを促進し、商業・業務機能や文化・行政機能等の複合的な集積を図ります。併せて、公共交通システムの充実や歩行者自転車空間の形成、まち並み景観の誘導・形成、魅力ある商業地づくりやまちなか居住を促進します。また、新設の主要幹線道路沿線については、都市構造への影響や地域の景観との調和等を踏まえ、適正な土地利用を図ります。なお、新富士駅周辺については、広域都市圏における玄関口としての立地特性を活かした土地利用の再編と計画的な整備を促進します。

6 田子の浦港みなとまちづくりゾーン

田子の浦港周辺地区については、津波対策を推進し、産業を支える物流・生産機能の拡充に対応した安全・安心な港湾施設整備を促進するとともに、特産物や富士山と駿河湾の眺望を活用したにぎわい空間の形成を図ります。

7 浮島ヶ原緑地保全ゾーン

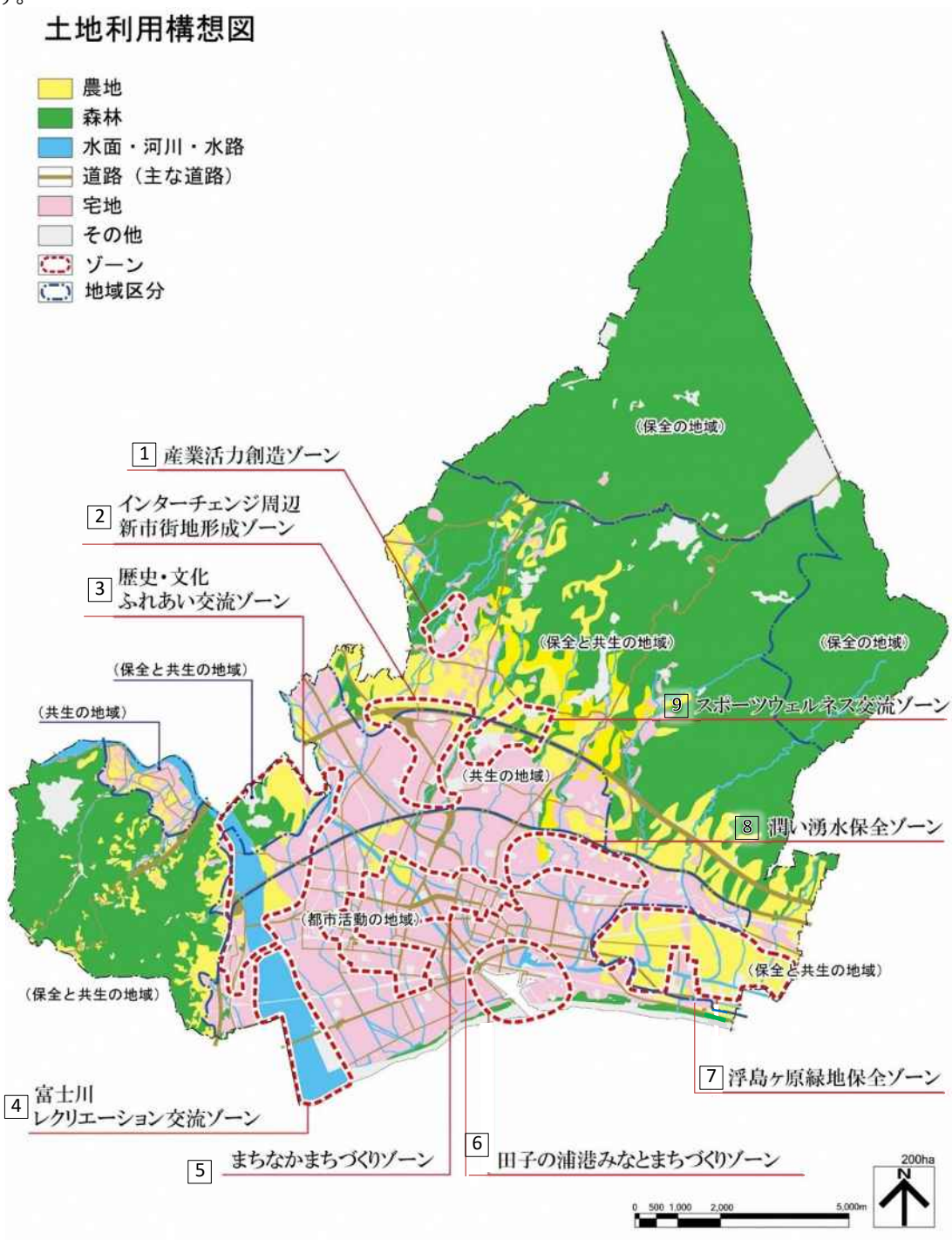
浮島ヶ原一帯については、広大な農地や周辺に残る自然環境の保全を基本として、農業基盤整備や機械化などを推進し、農業の振興を図るとともに、豊かな自然環境を享受できる遊歩道等、沼川や自然を活かした環境整備を推進します。

8 潤い湧水保全ゾーン

今泉・原田・吉永地区の既成市街地一帯については、豊かな湧水や歴史を活かしたやすらぎのある居住環境づくりを推進し、住んでよい、訪れて美しい、水湧き踊る泉の郷の保全を図ります。

9 スポーツウェルネス交流ゾーン

大淵・青葉台地区の新東名高速道路沿道周辺については、農地としての土地利用に配慮しつつ、近接する新富士インターチェンジや富士山の眺望等の立地優位性を活かし、ゾーン内に集積するスポーツ関連施設や、新環境クリーンセンター循環啓発棟等との機能連携・相互利用を図り、スポーツや健康を通じた交流拠点を形成します。



6 将来土地構想図

都市機能配置の考え方である「拠点」、都市・拠点・地域の連携の考え方である「軸」を配置した将来都市構造図を定め、本市が目指す「集約・連携型の都市づくり」を推進します。

拠点

都市活動を支える主要な都市機能を適切な箇所に集約し、そのメリットを活かしたにぎわいの創出や生活利便性の向上、また地域経済を支える産業の自立的発展・向上を促進するとともに、都市の拡散を防止する都市構造を構築します。

軸

集約配置した都市機能を公共交通等で繋げることにより、過度に自動車に依存することのない、歩いて暮らすことのできる都市構造を構築します。また、円滑な産業活動を下支えするとともに、水や緑、歴史などの自然資源や観光資源が連携し、交流やにぎわいを生み出す都市構造を構築します。

広域都市交流拠点

広域都市交流拠点とは、広域都市間の交流を促進する拠点です。首都圏や名古屋都市圏等からのアクセシビリティを有効に活かし、高等教育や文化、商業等の広域都市機能の集約立地を進めるため、岳南広域の玄関口である新富士駅周辺を拠点とします。

都市生活・交流拠点

都市生活・交流拠点とは、市民や来街者などあらゆる人が集まり、交流し、文化・情報の発信などを行う、本市のにぎわいの中心地となる拠点です。都市の中枢機能と居住機能の集約を図るとともに、公共交通のターミナル機能や乗り換え機能の充実を図るなど、都市における生活・交流を促進するため、富士駅周辺及び吉原中央駅・吉原本町駅周辺を拠点とします。

まちなか※

「まちなか」とは、市内外の多くの人で賑わう、魅力ある都市空間が連続した一団の市街地です。

都市機能の集約を図りながら、生活利便性の向上や交流の促進に寄与する都市機能及び居住機能の立地を誘導するとともに、交通結節点の機能強化により移動の連続性を確保し、新たな「対流」を的確に呼び込むため、広域都市交流拠点及び都市生活・交流拠点を含む、本市の中心地を形成する市街地を「まちなか」とします。

地域生活拠点

地域生活拠点とは、地域生活の中心地で、地域生活を支えるサービス提供の場として多くの人で賑わう拠点です。

日常生活に必要な都市機能の集約や、周辺住宅地等への公共交通の乗り換え機能の充実を図るため、都市活動のエリアの鉄道駅周辺や共生のエリアにある富士見台、広見、入山瀬駅周辺、富士川駅周辺、吉原駅周辺及び岳南富士岡駅周辺に拠点を設定します。

産業拠点

産業拠点とは、産業活動の中心地であり、雇用を創出する拠点です。

広域交通利便性を有効に活用し、生産・物流・観光機能等の集約を図るため、新富士ＩＣ周辺、富士ＩＣ周辺、田子の浦港周辺、富士山フロント工業団地周辺に拠点を設定します。

ふれあい交流拠点

ふれあい交流拠点とは、人と自然のふれあい、また、スポーツやレクリエーションを通じて人と人との交流を深めるとともに、観光資源を活かした空間・景観の形成を図る拠点です。

市民や観光客等の交流による賑わいの創出や、地域の持つ魅力向上による都市レベルでの「対流」の促進を図るため、「まちなか」、岩本山、富士川、道の駅富士川楽座、富士山こどもの国、富士総合運動公園に拠点を設定します。

対流促進軸

対流促進軸とは、生活・ビジネス・観光などあらゆる面において、全国的な「ヒト・モノ・カネ・情報の流れ」を積極的に呼び込むための軸です。

全国的な「ヒト・モノ・カネ・情報の流れ」を呼び込む観点から、広域ネットワークとしての特性がより強い道路・公共交通体系として、高速道路や国道、東海道新幹線に軸を設定します。

都市連携・交流軸

都市連携・交流軸とは、広域及び隣接都市との連携・交流を促進する軸です。

広域ネットワークを形成する道路・公共交通体系として、高速道路、国道、県道及び鉄道路線等に軸を設定します。

地域連携・交流基幹軸

地域連携・交流基幹軸とは、「まちなか※」と地域との連携・交流を促進する軸です。

「まちなか」と地域生活拠点の配置及び連携を考慮した基幹的な道路・公共交通体系として、東海道本線、身延線及び基幹的なバス路線等に軸を設定します。

鉄道沿線まちづくり交流軸

鉄道沿線まちづくり交流軸とは、観光資源として交流を促進する軸、また鉄道路線と沿線地域の連携により多様なまちづくりを促進する軸です。

本市固有の地域資源であり、既に多様な取組が行われている鉄道路線である岳南電車沿線に軸を設定します。

「まちなか」にぎわい・交流軸

「まちなか」にぎわい・交流軸とは、「まちなか」において、連携・交流を強化し、連続性のあるにぎわいを創出する交流軸です。

「まちなか」の範囲と、「まちなか」に含まれる拠点の位置関係を踏まえ、吉原中央駅・吉原本町駅周辺～富士駅周辺～新富士駅周辺を結ぶ道路及び沿道も含めた空間を軸として設定します。

うるおい環境軸

うるおい環境軸とは、本市における骨格的な水・緑が連続する空間です。

本市の骨格を形成するとともに、緑地等を有する河川として、富士川及び潤井川に軸を設定します。

将来土地構想図



第３節　財政

1 財政の推移と予測

本市の財政規模は、高齢化の進行による社会保障や医療関係経費の増加、総合体育館の建設、小中学校校舎等公共施設の長寿命化などにより拡大傾向となっています。

しかしながら、前期計画期間においては、歳入では主要な一般財源※である市税は給与所得の伸びなどに伴い増加傾向にある一方、歳出では扶助費や大規模投資事業の実施に伴う市債※の償還金である公債費※、人件費といった義務的経費※の増加に加え、情報システムの標準化に係る経費が増大するなど、財政状況は厳しさを増しています。

このような状況の中、後期基本計画の予算規模は概ね 5,587 億円と見込まれ、前期基本計画策定時に予測していた予算規模の 4,232 億円に対し、1,355 億円（＋32.0％）の増と大きく上回ることとなります。このうち投資的経費※については 518 億円の予測額に対し、722 億円と見込まれ、204 億円（＋39.4％）の増となり、投資的経費の増が全体の予算規模拡大の大きな要因の一つとなっています。

2 市債の推移と予測

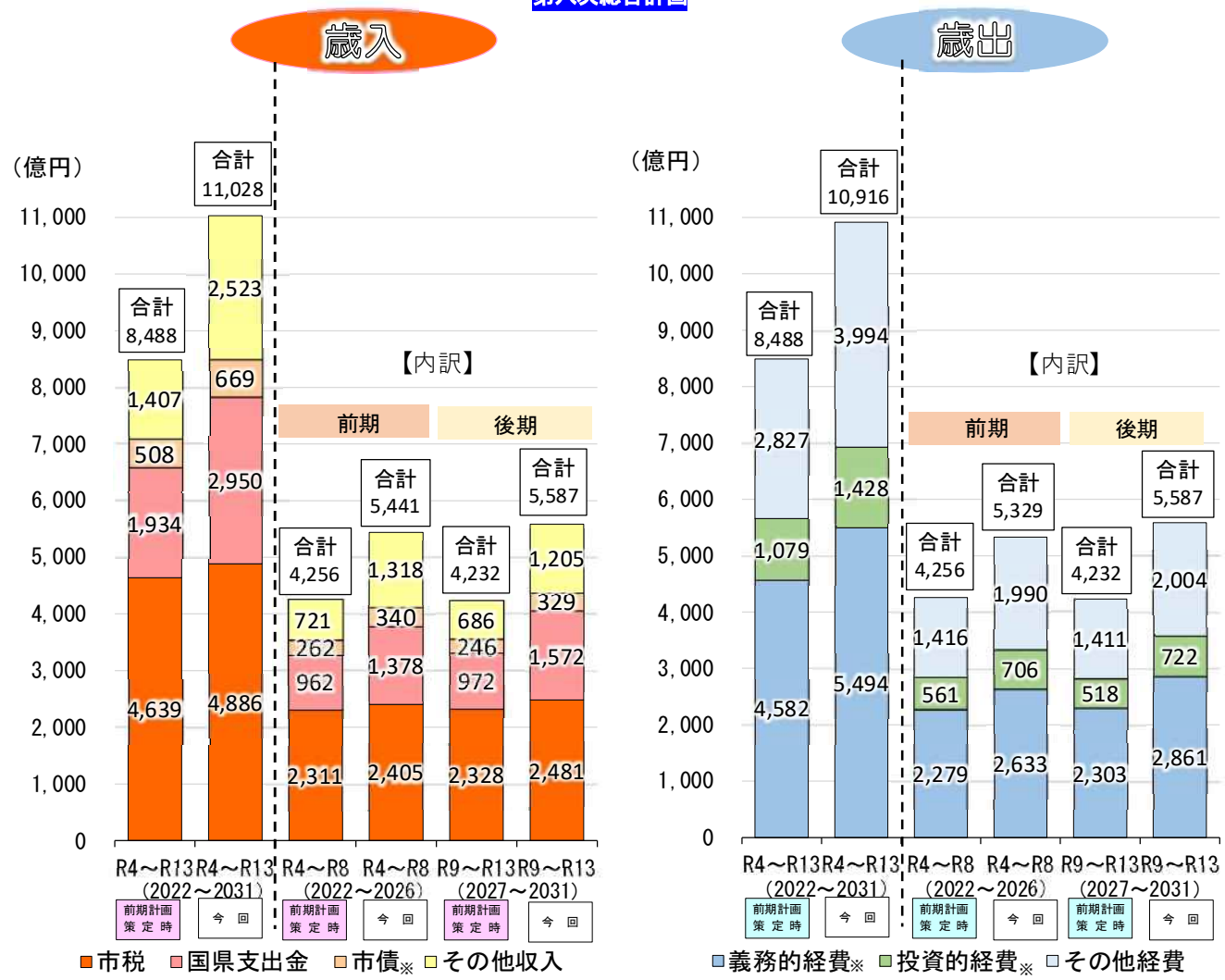
公共施設の整備には多額のコストがかかるため、特定の年度の財政負担を軽減し、他の年度へ財政負担を平準化させるとともに、返済を分割することにより、世代を超えて少しずつ負担を分け合うことを目的に市債を活用しています。

前期基本計画では、市債残高は令和２（2020）年度末の 790 億円をピークにその後は減少していくものと見込み、実際、令和５（2023）年度末には 754 憶円まで減少しましたが、総合体育館建設や富士駅北口再整備の事業費が資材価格高騰等により想定を上回ったことなどにより、令和６（2024）年度末の市債残高は 785 億円と大きく増加に転じました。

後期基本計画期間中は、引き続き富士駅北口再整備や老朽化が進む公共施設の改修などにより市債残高は更に増加するものと見込まれ、ピーク時の令和 12（2030）年度には、新富士駅南地区土地区画整理事業会計分を継承することもあり、878 億円になるものと想定されます。

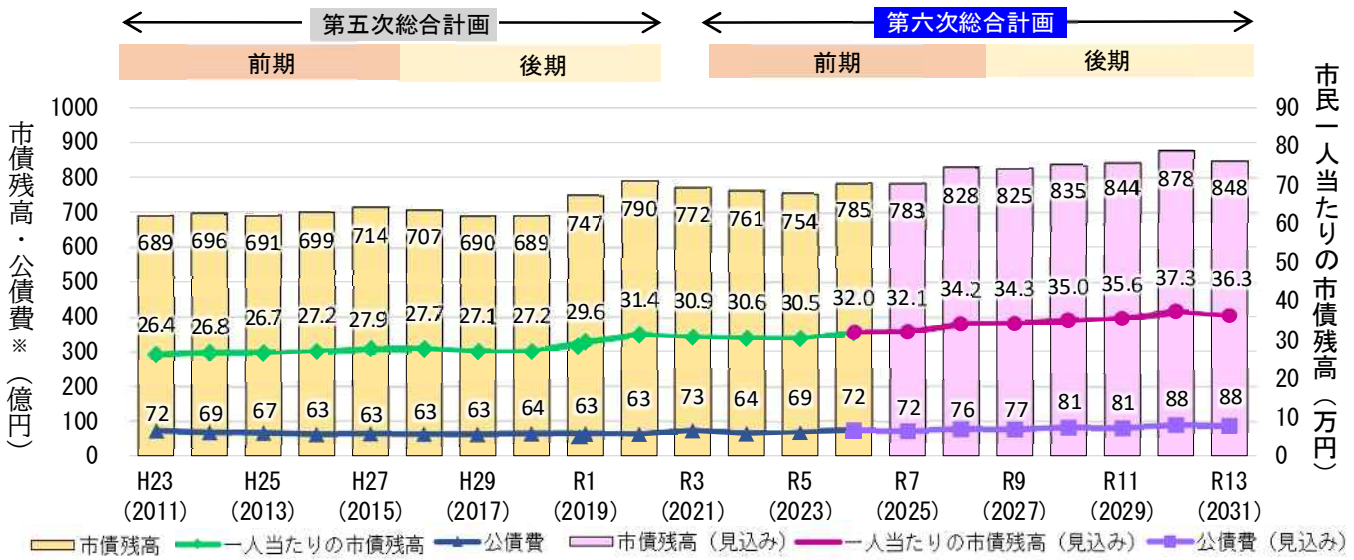
財政の推移と予測(一般会計)

第六次総合計画



市債残高及び市民一人当たりの市債残高の推移と予測（一般会計）

各年度末現在



・平成 23（2011）年度から令和 6（2024）年度までは決算額、令和 7（2025）年度以降は見込み額
・一人当たりの市債残高は、令和 8（2026）年度に推計した各年度の人口予測（中位推計）を基に算出
・令和 8（2026）年度以降「第二東名 IC 周辺地区土地区画整理事業特別会計」分を含む
・令和 12（2030）年度以降「新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計」分を含む

第４章　めざす都市像の実現に向けた基本姿勢

社会情勢が急速に変化し、社会課題の高度化や市民ニーズの多様化が進展する中、新しい価値の創出や複雑・多様化した課題への対応が求められています。健康や幸福などウェルビーイング※への関心の高まりも背景に、本市はＳＤＧｓ※の理念を行政運営に着実に根付かせるとともに、ＡＩ※などの急速に発展する新たなデジタル技術も積極的に取り入れ、柔軟かつ効果的な施策展開を進めます。

これらを踏まえ、「ＳＤＧｓの視点」、「デジタル変革の視点」に加え、「ウェルビーイングの視点」を基本姿勢とし、「めざす都市像」の実現を図ります。

１　ＳＤＧｓの視点

持続可能な社会の実現に向け経済・社会・環境の三側面を統合的に取り組むＳＤＧｓの理念を浸透させるため、ＳＤＧｓ共想・共創プラットフォームにおいて展開してきた、新たなパートナーシップを構築して社会課題解決を目指す取組を定着させ、持続可能な社会を目指します。

①政策推進の全体最適化

経済・社会・環境の三側面の繋がりを意識し、分野を横断する統合的な取組を進めることで相乗効果を生み出します。

②地域課題の解決

経済・社会・環境の３つの視点から多角的に把握することで、地域課題を的確に抽出し、本市ならではの特徴や強みを活かします。

③パートナーシップの推進

様々な関係者と連携し、情報共有や協働を深めることで、相互理解と協力の輪を広げ、地域課題の解決に向けたパートナーシップを築きます。

２　デジタル変革の視点

暮らしの質や価値を高め、安心で豊かなまちづくりを推進していくためのデジタル変革宣言において、デジタル技術の最大限の活用は、本市が取り組む全分野にわたり、市民生活の利便性と満足度を高めるために有効な手段です。

このため、デジタルとアナログを利用者の実態や目的に応じて的確に使い分け、誰もが利用しやすく公平なサービスの実現を目指し、「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」のデジタル変革を３つの柱として、デジタル技術の活用を強力に推進します。

《 デジタル変革を推進する３つの柱 》

「市民サービス」のデジタル変革	「地域活性化」のデジタル変革	「行政経営」のデジタル変革
いつでも、どこからでもオンラインでできる手続を拡充し、便利で安心な市民サービスの実現を目指します。	デジタル格差のない魅力的な地域づくりとともに、産業の活性化や都市機能の高度化を目指します。	新たなデジタル技術の活用を積極的に進め、生産性の高い行政経営を目指します。

3 ウェルビーイング※の視点

予測が困難な現在の社会状況において、心身の健康だけでなく、社会、経済、環境など、多面的に満たされ、幸福で充実した状態にあることを意味するウェルビーイングの視点が近年注目されています。

このような中、国や県は、経済的な豊かさに加えて、精神的・社会的な豊かさも重視し、誰もが自分らしく幸せに生きられる社会の実現を目指しています。

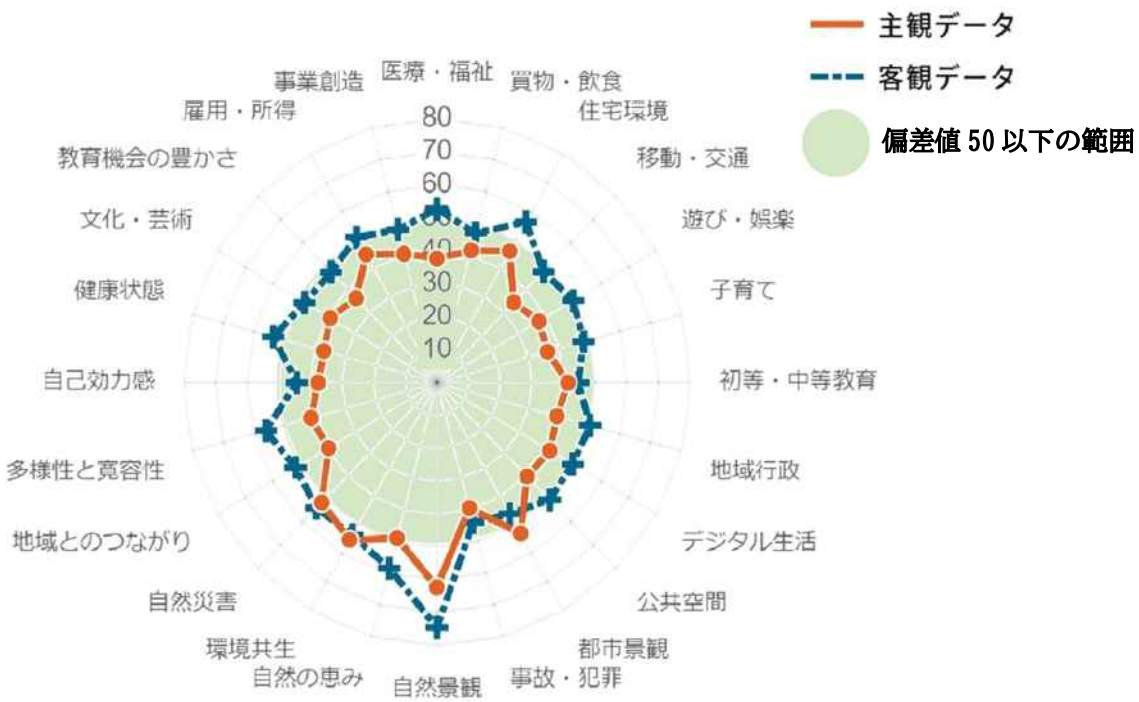
本市においては、総合計画の成果指標に政策分野ごとの市民満足度を設定するなど、主観データを重視していますが、全国的な動向も併せて把握し、施策を展開する必要があります。

このため、後期基本計画においては、ウェルビーイングの視点を取り入れ、地域幸福度（Well-Being）指標が向上するよう、市民の幸福感や満足感を高めていくことを念頭に施策を推進します。

施策の推進にあたっては、笑顔とにぎわいに満ちた都市となるよう新たな成長戦略を策定し、地域の強みを最大限に生かして本市に新たな投資を呼び込むことでにぎわいと活力を生み出し、更なる投資や消費を呼び込む好循環に繋げる稼げる自治体を目指す取組と一体的にリーディングプロジェクトとして展開していきます。

≪（参考）富士市の地域幸福度（Well-Being）指標≫

国が調査した富士市の地域幸福度（Well-Being）指標によると、本市で最も幸福度が高い指標は、主観データ、客観データともに自然景観となっています。その他の指標は客観データの偏差値が 50 程度になっていますが、主観データが 40 程度の偏差値となっているものが多く、客観的なデータから見る本市の状況よりも市民の自己評価が低い結果となっています。



出典：デジタル庁ホームページ「2025 年度版(令和 7 年度版) Well-Being 全国調査」

第５章　計画策定の視点

後期基本計画においては、前期基本計画期間の取組を踏まえ、７つの基本目標における政策の方向性を次のとおり掲げ、めざす都市像の実現に向けたまちづくりを着実に進めます。

基本目標１　安心できる暮らしを守るまち


防災訓練

市民一人ひとりが、年齢や性別、国籍にかかわらず活躍できるまちを目指し、市民と関係団体、事業者などと協働により、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

また、今後想定される大規模地震や激甚化・頻発化する風水害に対応するため、関係機関との連携をはじめ、情報発信や情報の受信、高齢者等を含めた支援体制を平時から構築する取組を進めます。

さらに、消防・救急・救助体制の更なる強化を図るとともに、日常生活において、市民の安全を守る取組を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標２　次代を担うひとを育むまち


保育園

こども※の権利を大切にし、こどもが自分らしく生き、成長し、発達していくことができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進するとともに、地域での繋がりや支援などを通じて安心して子育てできる環境の充実を図ります。

また、こどもから大人まで、市民一人ひとりが持つ可能性を最大限に引き出し、健やかな成長と学びの機会を提供するため、学校・家庭・地域が連携し教育環境の充実を図るとともに、社会全体を支える豊かな人材を育み、誰もが生き生きと活躍できるまちづくりを推進します。

基本目標３　支え合い健やかに過ごせるまち


救急処置

すべての市民が、生涯を通して心身ともに健康な暮らしを継続できるよう、市民の健康意識の醸成や保健予防、健康づくりを支援する取組などを推進するとともに、多様化する医療ニーズに対応できる、持続可能な地域医療体制の構築を進めます。

また、高齢や障害等に関係なく、誰もが住み慣れたまちで自立した生活ができるよう、社会情勢の変化に合わせた相談・支援体制の充実を図るとともに、関係団体との連携や地域交流の活性化等により、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標４　豊かな環境を保ち継承するまち


大棚の滝

2050 年のゼロカーボンシティ実現に向け、再生可能エネルギーの活用や省エネ化、環境教育の充実を図るとともに、生物多様性の保全、公害未然防止、環境美化、３Ｒ※（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などを市民・事業者と協働して進め、環境負荷の低減と快適な生活環境の形成を図ります。

また、水道施設の更新・耐震化や汚水処理体制の整備を進め、簡易水道の統合を含めた安定的な水供給と水環境の保全を推進し、安全で持続可能な水環境を確保します。

基本目標５　活力を創り高めるまち



田子の浦港プロムナードゾーン

本市の恵まれた地域資源や立地優位性を活かし、地域経済を活性化させるため、中小企業等の経営基盤の強化や新産業・成長産業への参入、起業や企業立地の促進により多様な産業を創出するとともに、既存の商工業の振興やまちなか※の活性化、港湾の利活用促進を図ります。

また、農林水産業においては、地場産品の付加価値向上や販路開拓・拡大、生産基盤の強化に取り組みます。

さらに、人材不足・労働力不足が社会問題になる中で、地元事業者の人材の確保や、希望を叶える就労の支援、そのための労働環境の充実を図るなど、産業の活性化による盤石な地域経済を形成します。

基本目標６　魅力を活かし人と人を繋ぐまち


富士登山

本市が有する人材、自然、歴史・文化、産業など多様な地域資源を磨き上げ、本市の魅力に関する情報発信を拡充することで、市民がまちに愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します。

また、観光交流人口や関係人口※の創出を図り、国内外の人と多様な繋がりを生み出すとともに、移住・定住の促進に取り組みます。

さらに、誰もが気軽にスポーツや文化に親しむことができる環境の充実を図ることで、さまざまな人々の交流を促進します。

基本目標７　快適な暮らしを続けられるまち


自動運転バス

人口減少の加速に伴う都市のスポンジ化※や公共交通の撤退・縮小などの課題が深刻化する中、主要な都市機能や住居を集約し、暮らしの質を維持する「集約・連携型」の都市づくりを進めるとともに、にぎわいの中心地となるウォーカブル※で魅力ある都市拠点の形成を進めます。

また、公共交通ネットワークを将来にわたって確保するとともに、市民生活を支える道路等のインフラの老朽化に適切に対応し、都市基盤の持続可能性や安全性を高める取組を進めます。

第６章　政策の体系

めざす都市像を実現するため、前期基本計画の振り返り等を踏まえ、政策の体系を見直し、改めて７つの基本目標、２７の政策分野について体系化し、各政策分野に７４施策を位置付けます。

基本目標	政策分野	施策
1 安心できる暮らしを守るまち	1．危機管理	1．危機管理体制の強化
		2．地震対策の強化
		3．豪雨等対策の強化
	2．消防・救急・救助	1．消防体制の強化及び施設等の充実
		2．火災予防の促進
		3．救急・救助活動の充実・強化
	3．市民安全	1．防犯まちづくりの強化
		2．交通安全対策の推進
		3．安全・安心な消費生活の確保
	4．市民活躍	1．地区まちづくり活動の推進
		2．男女共同参画の推進
		3．多文化共生の推進
2 次代を担うひとを育むまち	1．こども※	1．こどもまんなか社会の推進
		2．多様な境遇にあるこどもと家庭への支援
		3．こどもの発達・成長に応じた支援
	2．子育て	1．切れ目のない子育て支援の充実
		2．幼児教育・保育環境の整備
		3．子育てしやすい環境の整備
	3．学校教育	1．自立し生きる力をもつ児童生徒の育成
		2．教育の質の向上及び環境整備
		3．魅力ある高校教育環境づくりの推進
	4．社会教育	1．青少年健全育成の推進
		2．多様な学びの場の充実
		3．文化財保存・活用の推進
3 支え合い健やかに過ごせるまち	1．保健	1．健康づくりの推進
		2．疾病予防の推進
	2．医療	1．地域完結型医療の推進
		2．医療人材の育成・確保
	3．包括的支援	1．高齢者支援の推進
		2．障害者福祉の推進
		3．生活困窮者等に対する支援の充実
	4．地域福祉	1．地域で支え合い助け合う体制の強化
		2．地域交流の推進
		3．ユニバーサル就労※の推進

基本目標	政策分野	施策
4 豊かな環境を保ち継承するまち	1．地球環境	1．気候変動対策の推進
		2．環境教育・環境活動の推進
	2．自然・生活環境	1．自然環境の保全・再生
		2．良好な生活環境の確保
	3．循環型社会	1．廃棄物の３Ｒ※の推進
		2．廃棄物適正処理の推進
	4．水利用	1．安全で安心できる水道水の持続的な供給
		2．生活排水対策の推進
5 活力を創り高めるまち	1．産業創出	1．新産業・成長産業への参入支援
		2．起業支援及び中小企業等の経営基盤強化
		3．企業立地の促進
	2．工業・商業・流通	1．ものづくり産業の活性化
		2．商業振興及びまちなか※の活性化
		3．港湾の利活用推進
	3．農林水産業	1．地場産品の生産支援と付加価値の向上
		2．生産基盤の保全・拡充
		3．担い手の確保・育成
	4．雇用・労働	1．人材の確保及び就労の支援
		2．労働環境の充実
6 魅力を活かし人と人を繋ぐまち	1．シティプロモーション	1．まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成
		2．関係人口※の創出
		3．移住定住の促進
	2．観光	1．富士山活用の推進
		2．観光資源の活用
		3．観光インフラの整備
	3．スポーツ	1．生涯スポーツの推進
		2．スポーツ交流の推進
		3．スポーツ環境の充実
	4．文化・国際	1．文化芸術活動の振興及び文化交流の創出
		2．文化環境の充実
		3．国際交流の促進
7 快適な暮らしを続けられるまち	1．市街地形成	1．土地利用の適正化
		2．魅力あふれるまちなかの形成
		3．都市のスポンジ化※の抑制
	2．交通・道路	1．公共交通ネットワークの確保
		2．快適な道路ネットワークの構築
		3．道路メンテナンスの推進
	3．景観・公園・住宅	1．美しい景観の保全・創出
		2．花と緑の環境の創出
		3．安心で快適な住宅の確保

めざす都市像
「富士山とともに　輝く未来を拓くまち　ふじ」

富士山に見守られながら、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築いていくため、「ＳＤＧｓ※の視点」「デジタル変革の視点」「ウェルビーイング※の視点」を基本姿勢とし、基本目標に基づく各政策に位置付けた施策を展開することにより、めざす都市像の実現を目指します。

基本目標１
安心できる暮らしを守るまち

①危機管理、②消防・救急・救助、③市民安全、④市民活躍

- 災害時協力機関との連携が図られている
- 防災訓練を実施する自主防災組織が多い
- 主要な河川の整備が進んでいる
- 新たな消火栓の整備が進んでいる
- 出火率が下がっている
- 救急隊や市民による救命処置が適切に実施されている
- 犯罪や事故が減っている
- まちづくり活動が円滑に行われている
- 性別にかかわらずすべての人が希望に応じてあらゆる分野で活躍している
- 国際交流ラウンジ（ＦＩＬＳ）等を活用して外国人市民が安心して生活している

基本目標２
次代を担うひとを育むまち

①こども※、②子育て、③学校教育、④社会教育

- 安心して、学び、育つ環境が整っている
- 子どもの権利条例が浸透している
- 有事にこどもが助けを求められる人がいる
- 今後も富士市で子育てしていきたい人が増えている
- 子ども・子育て支援事業の内容に満足している人が増えている
- こどもの自己肯定感が高い
- 学校と地域や保護者の相互理解が深まっている
- 青少年体験交流事業の満足度が高い
- まちづくりセンター講座が充実し地域での学びや体験の機会が多い

基本目標３
支え合い健やかに過ごせるまち

①保健、②医療、③包括的支援、④地域福祉

- 医療提供体制が整っている
- がん検診受診者が増加している
- 看護師等医療人材が増えている
- 介護予防により介護認定を必要としない高齢者が増えている
- 障害者福祉サービスにより地域で生活できている
- 生活困窮者自立支援制度が活用されている
- 民生委員が支援機関に繋げている
- ふれあい・いきいきサロンが活用されている
- 介護や支援が必要になっても誰もが地域でその人らしく暮らしている
- ユニバーサル就労※支援センターにより新規就労者が増えている

基本目標４
豊かな環境を保ち継承するまち

①地球環境、②自然・生活環境、③循環型社会、④水利用

- 温室効果ガス排出量が削減されている
- 環境活動に参加する人が増えている
- 生物多様性サポーターが増えている
- 大気及び水質が環境基準に達している
- ごみの焼却量や排出量が減少している
- 水道施設の耐震化が進んでいる
- 下水道や合併処理浄化槽などによる汚水処理人口普及率が向上している

基本目標５
活力を創り高めるまち

①産業創出、②工業・商業・流通、③農林水産業、④雇用・労働

- 粗付加価値率や製造品出荷額が増えている
- 地域産業支援センターの支援により成果が上がっている
- 誘致企業数が増えている
- 商店街の空き店舗が減少している
- 田子の浦港への客船寄港が増えている
- 富士市産木材の集荷量が増えている
- 荒廃農地の解消が進んでいる
- 農地中間管理機構※による担い手への農地集積延べ面積が増えている
- インターンシップ※実施企業数が増えている
- 多様な働き方を導入している事業所が増えている

基本目標６
魅力を活かし人と人を繋ぐまち

①シティプロモーション、②観光、③スポーツ、④文化・国際

- ブランドメッセージ認知度が上がっている
- 継続して富士市にふるさと納税する人が増えている
- 移住者が増加している
- 富士山の魅力を最大限活用している
- 観光交流客数が増えている
- 道の駅の利用者が増えている
- 定期的にスポーツする人が増えている
- スポーツ大会・合宿参加者等が増えている
- スポーツ・文化施設の満足度が高い
- 文化芸術事業の来場者が増えている
- 海外訪問団の派遣や受入が増えている

基本目標７
快適な暮らしを続けられるまち

①市街地形成、②交通・道路、③景観・公園・住宅

- 富士駅北口や新富士駅周辺の整備が進んでいる
- 居住誘導区域内の人口率が増えている
- まちなか※への来街者が増えている
- 空き家相談が解決している
- 公共交通の人口カバー率が増加し利用者が増えている
- 都市計画道路の整備が進んでいる
- 橋梁の長寿命化修繕工事が進んでいる
- 屋外広告物が条例に適合している
- 一人当たりの都市公園面積が増えている
- 市営住宅などユニバーサルデザインに配慮して改修している

各論

各論の見方

基本目標１　安心できる暮らしを守るまち

基本目標２　次代を担うひとを育むまち

基本目標３　支え合い健やかに過ごせるまち

基本目標４　豊かな環境を保ち継承するまち

基本目標５　活力を創り高めるまち

基本目標６　魅力を活かし人と人を繋ぐまち

基本目標７　快適な暮らしを続けられるまち

「各論」の見方

基本目標

「めざす都市像」を具現化するための７つの基本目標を表しています。

政策分野

基本目標に繋がる政策分野を表しています。

将来のまちの姿

政策を推進した結果、本市がどのような姿になっているかを表しています。

成果指標

この政策分野の成果を示す指標であり、総合計画モニターへのアンケート調査により策定時・現状値を把握しました。
評価平均点は、５を最高評価として５段階評価の平均点、高評価者の割合は、同じ５段階評価で４、５と回答した総合計画モニターの割合を示しています。
目標値は、それに対する令和13(2031)年度の値を示しています。

基本目標１　安心できる暮らしを守るまち

政策分野１　危機管理

■将来のまちの姿

地震や風水害などへの備えが充実した　災害に強いまち

■成果指標　（総合計画モニター200人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和13(2031)年度
評価平均点	2.88	➡	3.16	➡	3.40
高評価者の割合	20.5%		34.0%		55.0%



防災アプリ「防災ふじ」


富士早川改修工事の様子

■施策１　危機管理体制の強化

≪前期の主な取組≫
・ハザードマップや同報無線情報の通知機能に加え、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する機能や避難情報発令時に要支援者と支援者をマッチングする機能を搭載した防災アプリ「防災ふじ」をリリースしました。
・災害時に支援が必要な要配慮者への支援体制構築のため、地域支援者や福祉専門職等と協働で、個別避難計画の作成促進に向けた取組を進めています。

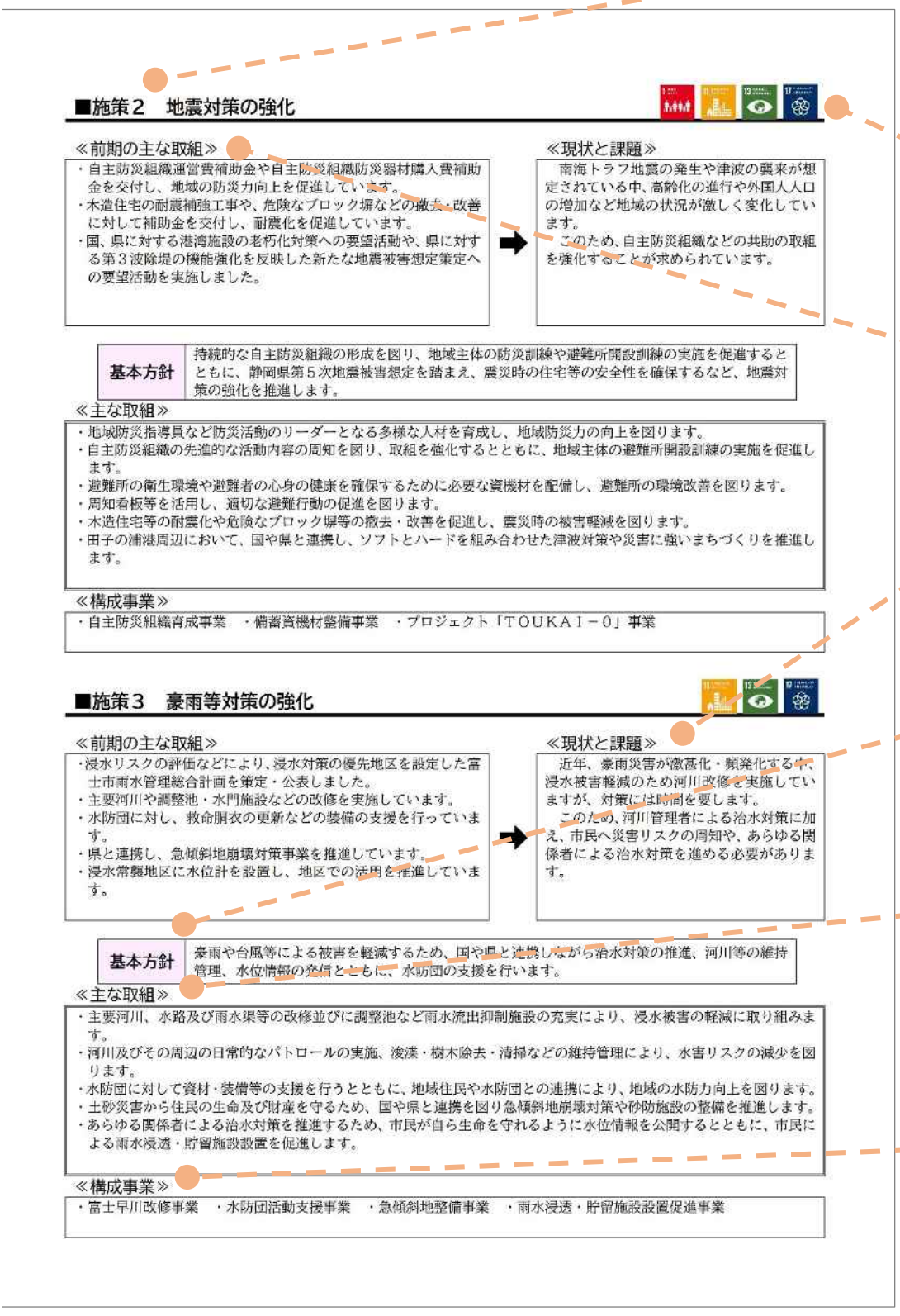
➡

≪現状と課題≫
近年、自然災害が激甚化・頻発化しています。
このため、平時からの関係機関との連携強化をはじめ、情報の発信や受信の手段の確保、高齢者等を含めた要配慮者への支援体制の構築など、危機管理体制をより強化することが求められています。

基本方針　平時から関係機関等との連携強化を推進するとともに、避難行動要支援者の支援体制を構築するなど、危機管理体制の強化を図ります。

≪主な取組≫
・防災マップや防災アプリを活用し、災害リスクと対応の周知・啓発を図ります。
・平時及び緊急時に複数のメディアを活用した情報発信や受信手段を確保するため、防災アプリの機能強化や同報無線の整備・更新を行います。
・防災セミナーや防災出前講座、防災啓発動画などにより市民の防災意識の高揚を図ります。
・国、県、防災関係機関等との連携体制の強化や民間施設等との災害時応援協定締結を推進するなど、災害時の受援体制の強化を図ります。
・地域の支援者や福祉専門職等と協働し、避難行動要支援者の支援体制の構築を図ります。

≪構成事業≫
・危機管理体制整備事業　・防災無線整備事業　・防災啓発事業　・避難行動要支援者支援事業



施策

政策分野に位置付けた施策を表しています。

ＳＤＧｓ※アイコン

当該施策が寄与する SDGs の 17 のゴールを表しています。

前期の主な取組

施策に関して、前期基本計画期間（令和４(2022)～８(2026)年度）に取り組んだ主要な取組内容を表しています。

現状と課題

当該施策に関する本市の現状と課題を表しています。

基本方針

課題を解決するための基本的な考え方と方向性を表しています。

主な取組

当該施策に関して、後期基本計画期間（令和９(2027)～13(2031)年度）に実施する具体的な取組内容を表しています。

構成事業

主な取組を実施する代表的な事務事業を記載しています。

政策分野１　危機管理

■将来のまちの姿

地震や風水害などへの備えが充実した　災害に強いまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.88	➡	3.16	➡	3.40
高評価者の割合	20.5%		34.0%		55.0%



防災アプリ「防災ふじ」


富士早川改修工事の様子

■施策１　危機管理体制の強化

≪前期の主な取組≫

・ハザードマップや同報無線情報の通知機能に加え、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する機能や避難情報発令時に要支援者と支援者をマッチングする機能を搭載した防災アプリ「防災ふじ」をリリースしました。
・災害時に支援が必要な要配慮者への支援体制構築のため、地域支援者や福祉専門職等と協働で、個別避難計画の作成促進に向けた取組を進めています。

➡

≪現状と課題≫

近年、自然災害が激甚化・頻発化しています。
このため、平時からの関係機関との連携強化をはじめ、情報の発信や受信の手段の確保、高齢者等を含めた要配慮者への支援体制の構築など、危機管理体制をより強化することが求められています。

基本方針	平時から関係機関等との連携強化を推進するとともに、避難行動要支援者の支援体制を構築するなど、危機管理体制の強化を図ります。

≪主な取組≫

・防災マップや防災アプリを活用し、災害リスクと対応の周知・啓発を図ります。
・平時及び緊急時に複数のメディアを活用した情報発信や受信手段を確保するため、防災アプリの機能強化や同報無線の整備・更新を行います。
・防災セミナーや防災出前講座、防災啓発動画などにより市民の防災意識の高揚を図ります。
・国、県、防災関係機関等との連携体制の強化や民間施設等との災害時応援協定締結を推進するなど、災害時の受援体制の強化を図ります。
・地域の支援者や福祉専門職等と協働し、避難行動要支援者の支援体制の構築を図ります。

≪構成事業≫

・危機管理体制整備事業　・防災無線整備事業　・防災啓発事業　・避難行動要支援者支援事業

■施策２　地震対策の強化



≪前期の主な取組≫

・自主防災組織運営費補助金や自主防災組織防災器材購入費補助金を交付し、地域の防災力向上を促進しています。
・木造住宅の耐震補強工事や、危険なブロック塀などの撤去・改善に対して補助金を交付し、耐震化を促進しています。
・国、県に対する港湾施設の老朽化対策への要望活動や、県に対する第３波除堤の機能強化を反映した新たな地震被害想定策定への要望活動を実施しました。

≪現状と課題≫

南海トラフ地震の発生や津波の襲来が想定されている中、高齢化の進行や外国人人口の増加など地域の状況が激しく変化しています。

このため、自主防災組織などの共助の取組を強化することが求められています。

基本方針	持続的な自主防災組織の形成を図り、地域主体の防災訓練や避難所開設訓練の実施を促進するとともに、静岡県第５次地震被害想定を踏まえ、震災時の住宅等の安全性を確保するなど、地震対策の強化を推進します。

≪主な取組≫

・地域防災指導員など防災活動のリーダーとなる多様な人材を育成し、地域防災力の向上を図ります。
・自主防災組織の先進的な活動内容の周知を図り、取組を強化するとともに、地域主体の避難所開設訓練の実施を促進します。
・避難所の衛生環境や避難者の心身の健康を確保するために必要な資機材を配備し、避難所の環境改善を図ります。
・周知看板等を活用し、適切な避難行動の促進を図ります。
・木造住宅等の耐震化や危険なブロック塀等の撤去・改善を促進し、震災時の被害軽減を図ります。
・田子の浦港周辺において、国や県と連携し、ソフトとハードを組み合わせた津波対策や災害に強いまちづくりを推進します。

≪構成事業≫

・自主防災組織育成事業　・備蓄資機材整備事業　・プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」※事業

■施策３　豪雨等対策の強化



≪前期の主な取組≫

・浸水リスクの評価などにより、浸水対策の優先地区を設定した富士市雨水管理総合計画を策定・公表しました。
・主要河川や調整池・水門施設などの改修を実施しています。
・水防団に対し、救命胴衣の更新などの装備の支援を行っています。
・県と連携し、急傾斜地崩壊対策事業を推進しています。
・浸水常襲地区に水位計を設置し、地区での活用を推進しています。

≪現状と課題≫

近年、豪雨災害が激甚化・頻発化する中、浸水被害軽減のため河川改修を実施していますが、対策には時間を要します。

このため、河川管理者による治水対策に加え、市民へ災害リスクの周知や、あらゆる関係者による治水対策を進める必要があります。

基本方針	豪雨や台風等による被害を軽減するため、国や県と連携しながら治水対策の推進、河川等の維持管理、水位情報の発信とともに、水防団の支援を行います。

≪主な取組≫

・主要河川、水路及び雨水渠等の改修並びに調整池など雨水流出抑制施設の充実により、浸水被害の軽減に取り組みます。
・河川及びその周辺の日常的なパトロールの実施、浚渫・樹木除去・清掃などの維持管理により、水害リスクの減少を図ります。
・水防団に対して資材・装備等の支援を行うとともに、地域住民や水防団との連携により、地域の水防力向上を図ります。
・土砂災害から住民の生命及び財産を守るため、国や県と連携を図り急傾斜地崩壊対策や砂防施設の整備を推進します。
・あらゆる関係者による治水対策を推進するため、市民が自ら生命を守れるように水位情報を公開するとともに、市民による雨水浸透・貯留施設設置を促進します。

≪構成事業≫

・富士早川改修事業　・水防団活動支援事業　・急傾斜地整備事業　・雨水浸透・貯留施設設置促進事業

政策分野２　消防・救急・救助

■将来のまちの姿

迅速で的確な消防・救急・救助体制が備わったまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	3.29	➡	3.59	➡	3.70
高評価者の割合	43.9%		58.0%		65.0%



一斉放水の様子



傷病者搬送訓練の様子

■施策１　消防体制の強化及び施設等の充実

≪前期の主な取組≫

・消防活動用ドローンの配備をはじめ、消防車両、消防団車両及び消防資機材等の整備を行っています。
・耐震性防火水槽及び消火栓の整備や防火水槽の長寿命化修繕を進めています。
・非常用自家発電機の設置や女性専用施設の整備のほか、消防体制の見直しを図っています。
・消防団の体制強化のため、消防団アプリを導入しました。
・富士宮市と共同運用している高機能消防指令センターの全部更新を行いました。

➡

≪現状と課題≫

自然災害が激甚化するとともに、火災等の複雑・多様化が進んでいます。

このため、消防施設や消防資機材等の充実と、地域防災力の中核を担う消防団組織を含めた消防力の適正配置の推進など、より一層の消防体制の強化が求められます。

基本方針	激甚化する自然災害や複雑・多様化する火災等に備え、消防力の適正配置や消防団と地域防災との連携強化を進め、消防体制の強化や消防施設等の充実を図ります。

≪主な取組≫

・耐震性防火水槽及び消火栓の整備を行うとともに、防火水槽の長寿命化を進めます。
・消防車両及び消防資機材等の整備を推進することにより、消防活動の高度化を図ります。
・地域特性及び消防需要に対応した消防力の適正配置による消防体制の強化を図るため、消防職団員の人材確保や育成を強化するとともに、消防車両、資機材及び消防施設等の整備に取り組みます。
・消防団員の処遇改善を図るとともに、イベントやＳＮＳ※等を積極的に活用し、消防団員の確保に取り組みます。
・消防団員が活動しやすい環境を整えるため、消防団詰所の修繕及び維持管理を計画的に進めます。
・高機能消防指令センターの安定稼働及び迅速、確実な指令業務の遂行により市民サービスの向上を図ります。

≪構成事業≫

・消防水利維持管理事業　・消防車両・資機材管理事業　・消防庁舎整備事業　・消防団組織運営事業

■施策２　火災予防の促進

≪前期の主な取組≫

・計画的な立入検査を実施するとともに、消防法令違反の対象物に対して速やかに違反処理に移行するなど、査察体制の整備を行っています。
・危険物取扱事業所に対して適正な指導を行えるよう体制の整備を図り、強化を進めています。

≪現状と課題≫

火災は、ひとたび発生すると甚大な被害をもたらすことから、未然防止に向けた立入検査や消防法令違反に対する適切な指導の重要性はより一層高まっています。

このため、立入検査時に覚知した消防法令違反に対して速やかに違反処理に移行できるような体制強化を図る必要があります。

基本方針	効率、効果的な立入検査を実施することで、火災の予防及び危険物取扱事業所の安全対策強化を促進し、事故防止を図ります。

≪主な取組≫

・立入検査の実施方法など検討し、効率的かつ効果的に行えるような査察体制の構築化に取り組みます。
・消防法令違反のある対象物に対しては速やかに違反処理に移行できる体制の強化を図ります。
・危険物取扱事業所に対して安全対策の強化を図るため、定期的に立入検査を実施できるよう体制の強化を図るとともに、危険物施設の設置等では適正な指導を行います。
・高齢化の進行に伴い、福祉施設が増加傾向にあるため、防火管理体制マニュアルに基づき訓練指導を実施します。

≪構成事業≫

・火災予防査察事業　・危険物製造所等設置等事業　・消防訓練指導事業

■施策３　救急・救助活動の充実・強化

≪前期の主な取組≫

・個人や団体を対象に普通救命講習を実施し、応急手当の普及を図っています。
・派遣型病院実習や救急技術シミュレーションを通じて、専門性の高い職員を育成し、救命率の向上を図っています。
・救助隊員を消防大学校や消防学校などへ派遣し、高度な知識と技術を習得させ、質の高い救助隊員の育成に取り組んでいます。

≪現状と課題≫

救急需要の増加に加え、交通事故、水難事故、山岳遭難事故など多様な救急・救助事案が発生しています。

このため、救急・救助活動の高度化と、早期医療介入を可能とする病院前救急体制の充実が求められています。

基本方針	救急資機材の整備や、高度な知識と技術を習得した救急救命士及び救助隊員の育成、病院前救急体制の充実と応急手当の普及を促進し、救急・救助体制の充実・強化を図ります。

≪主な取組≫

・救急隊員や救急救命士を専門研修所へ派遣し、救急救命士及び指導救命士の育成を推進することで、専門性の高い救急活動と効果的な教育訓練体制を構築します。
・救助隊員を消防大学校や消防学校などへ派遣し、専門的な救助技術の習得と特殊災害に対応できる高度救助隊員の育成を図ります。
・関係医療機関と連携し、救急活動を検証することで、救急活動の質と搬送体制の向上を図ります。
・普通救命講習などを実施し、市民による応急手当の普及を推進することにより、救命の連鎖の円滑化を図るとともに、「富士市の救急医療を守り抜く条例」の趣旨を踏まえ、市民の救急医療及び救命活動に対する理解の促進に努めます。

≪構成事業≫

・救急体制強化事業　・救急普及啓発事業　・救助技術推進事業　・遭難対策事業

政策分野３　市民安全

■将来のまちの姿

犯罪や交通事故のない　安心して生活できるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.71	➡	3.01	➡	3.30
高評価者の割合	19.2%		32.0%		45.0%



高校生サイクルマナーアップ街頭指導の様子


防犯講演会の様子

■施策１　防犯まちづくりの強化

≪前期の主な取組≫

・安全なまちづくりを進めるため、不審者情報メール配信や防犯パトロール、防犯講座や通学路防犯カメラ設置費補助事業などを実施しています。
・防犯用街路灯設置事業費補助金を交付し、町内会が保有する防犯灯のＬＥＤ化を促進しています。
・薬物乱用防止や、各種犯罪の現状や課題、対策を伝え、市民の防犯意識を高めるため、講演会を実施しています。

➡

≪現状と課題≫

特殊詐欺や空き巣、車上ねらいなど犯罪の巧妙化、違法薬物の入手が容易になっていることが社会的な問題となっています。
このため、すべての市民の防犯意識の高揚を図り、薬物乱用防止等の啓発を強化する必要があります。

基本方針	市民一人ひとりの日常生活における防犯意識を高め、地域の防犯活動を促進するとともに、薬物に対する正しい知識を普及するなど、防犯まちづくりの強化を図ります。

≪主な取組≫

・不審者情報のメール配信や防犯パトロール、防犯講座、防犯講演会を通じた特殊詐欺及び身近な犯罪の発生状況や被害防止対策の周知に努め、市民や事業者、関係団体、学校等との協働による安全なまちづくりを推進します。
・町内会等が設置する通学路防犯カメラの設置費及び維持管理費等に対し、補助金を交付するとともに、駅周辺や公園等へ街頭防犯カメラを設置し、犯罪抑止と市民の安全確保に取り組みます。
・町内会等による防犯灯の設置費及び維持費に補助金を交付し、地域とともに、夜間における安全な通行の確保に取り組みます。
・覚せい剤や大麻等の薬物乱用の危険性について啓発するため、パネル展を実施するほか、中学生に対し薬物読本を配布します。

≪構成事業≫

・防犯まちづくり事業

■施策２　交通安全対策の推進

≪前期の主な取組≫

・交通安全運動期間における街頭啓発を行うとともに、交通安全教室や高校生等の自転車マナー街頭指導などの交通安全運動を実施しています。
・市内公共交通共通回数券の発行を行うなど、高齢者の運転免許自主返納に対する支援を進めています。

≪現状と課題≫

６５歳以上の高齢者が交通死亡事故の大半を占めていること、高校生の自転車事故件数が県平均を大きく上回ることや飲酒運転等の交通違反検挙数が増加していることが問題となっています。
このため、すべての年代に対する交通安全活動を官民一体となって強化していくことが求められています。

基本方針	多様な啓発活動を継続的に展開し、全年齢層が交通ルールとマナーを身につけ、意識的に安全な交通行動をとれることができる社会を目指します。

≪主な取組≫

・交通安全関係推進団体や警察等と協働し、自転車の安全利用方法の周知を含めた交通安全教室や高校生等への自転車マナー街頭指導などの交通安全運動のほか、ヘルメット着用を促進するための啓発を実施します。
・反射材の着用を促進するキャンペーンや普及活動を推進し、交通安全教室や街頭指導による啓発を継続することで、夜間・薄暮時の事故防止と市民の安全意識向上に取り組みます。
・交通安全関係推進団体や警察等と連携し、飲酒運転根絶や交通事故防止に向けた街頭啓発・広報を実施します。
・運転に不安を感じる高齢者が、運転免許を返納することで事故防止につながることを周知するとともに、６５歳以上の運転免許返納者に対して公共交通共通回数券を交付するなど、運転免許の自主返納を促します。

≪構成事業≫

・交通安全運動推進事業　・交通安全教育推進事業　・交通安全団体支援事業

■施策３　安全・安心な消費生活の確保

≪前期の主な取組≫

・富士市生活展や各種イベントで啓発活動を実施し、消費者被害の防止に取り組んでいます。
・市政いきいき講座や中高生を対象とした家庭科連携授業など、様々な消費者啓発講座を実施し、消費者教育を推進しています。

≪現状と課題≫

ＳＮＳ※などのインターネットにおけるサービスの多様化により、消費者被害が複雑化しています。
このため、年代に応じた消費者教育や様々な広報手段による啓発活動を強化する必要があります。

基本方針	消費者からの相談に的確な対応ができる体制を整えるとともに、被害に遭わないよう相談・啓発活動を強化するなど、安全・安心な消費生活の確保を図ります。

≪主な取組≫

・市政いきいき講座や中高生を対象とした家庭科連携授業などの年代に応じた啓発講座による消費者教育、コミュニティエフエムやＳＮＳを活用した啓発活動等を実施することで、消費者被害への対策を強化します。
・富士市消費者安全確保地域協議会の構成団体等と連携して、地域や家庭などにおける高齢者や障害者に対する見守り活動を促進します。
・消費者教育の担い手を育成し、消費者団体や事業者など多様な主体との協働による消費者教育を推進します。

≪構成事業≫

・消費者行政推進事業　・消費生活相談事業　・市民相談事業

政策分野４　市民活躍

■将来のまちの姿

市民一人ひとりの個性が活かされ活躍できるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.83	➡	3.17	➡	3.30
高評価者の割合	21.5%		34.0%		45.0%


まちづくり行動計画策定ワークショップの様子


男女共同参画の視点からのキャリア教育※授業の様子

■施策１　地区まちづくり活動の推進

≪前期の主な取組≫

・地域の課題解決に取り組む各地区まちづくり協議会の活動を支援するため、補助金及び交付金の交付や、役員を対象とした各種研修会を開催しています。
・まちづくりセンターへの指定管理者制度の導入を促進し、各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成を図っています。
・まちづくりセンター（吉原・富士見台・天間・原田）のリニューアル工事を順次実施しています。

➡

≪現状と課題≫

地域課題が多様化・複雑化するとともに、地域活動の担い手不足が深刻化しています。
このため、「地域の課題は地域で解決する」という考えに基づく地域の課題解決力の一層の向上及び人材の発掘・育成が必要となっています。

基本方針	住みやすいまちであり続けるために自ら考え行動する地域コミュニティの形成を図り、課題解決と住民参画のまちづくりを推進します。

≪主な取組≫

・補助金の交付や研修の実施などにより、地域の課題解決力の強化を支援します。
・情報提供や機会の創出により、若者や女性など、様々な人材のまちづくり活動への参画を図ります。
・地域に寄り添ったきめ細かな伴走支援を提供することにより、各地区が策定した「まちづくり行動計画」に基づく、主体的なまちづくり活動を促進します。
・地域コミュニティを支える最も基礎的な組織である町内会・区に対して、組織や活動の維持を図るための支援を強化します。
・まちづくりセンターのリニューアルなど整備を進め、まちづくり活動の拠点の利便性を高めます。

≪構成事業≫

・地域自治振興事業　・コミュニティづくり推進事業　・まちづくりセンター施設整備事業
・まちづくりセンター運営管理事業　・まちづくりセンター地域づくり推進事業

■施策２　男女共同参画の推進



≪前期の主な取組≫

・小中学校での男女共同参画のキャリア教育※授業や市民・事業者対象のセミナー・イベント等を開催し、男女共同参画の推進のための意識啓発に取り組んでいます。
・男女共同参画推進員（市民推進員・事業所推進員）を設置するなど、市民や市民団体、事業者との協働による男女共同参画の推進を図っています。
・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※の導入や人権講演会等の開催により、セクシュアル・マイノリティ※に関する理解促進に向けた取組を進めています。

≪現状と課題≫

依然として固定的な性別役割分担意識の影響が根強く残っています。

このため、アンコンシャス・バイアス※を払拭し、性別にかかわらず、すべての人が希望に応じて、家庭や職場、地域などのあらゆる分野で活躍できる社会の実現が求められています。

基本方針	性別にかかわらず、すべての人が希望に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランス※を推進するほか、性の多様性を尊重し、誰一人取り残さないジェンダー平等※社会の実現を目指し、男女共同参画の推進を図ります。

≪主な取組≫

・性別により進路・職業選択の幅を狭めることのないよう、男女共同参画の視点からのキャリア教育授業を実施します。
・男女共同参画推進員（市民推進員）や男女共同参画を推進する市民・団体との連携により、生活に身近な地域における啓発事業やセミナー等を実施します。
・男女共同参画推進員（事業所等推進員）設置事業所に対するセミナー講師及びアドバイザー派遣、事業者を対象としたセミナー開催や情報提供等により、性別を問わず働きやすい職場環境の整備・充実を促進します。
・男女が互いの人権を尊重し、誰もが安心して暮らせるよう、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶するための啓発活動を実施します。
・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や人権講演会等の開催により、セクシュアル・マイノリティに関する理解促進を図ります。

≪構成事業≫

・男女共同参画推進事業　・男女共同参画センター事業　・女性の社会参加自立支援事業　・男女共同参画普及啓発事業

■施策３　多文化共生の推進



≪前期の主な取組≫

・外国人市民相談対応事業や翻訳通訳事業を実施し、外国人市民が安心して暮らせる環境づくりを進めています。
・外国人児童生徒や保護者を中心に、日本語学習支援事業を実施し、多文化共生の地域づくりを推進しています。

≪現状と課題≫

在住外国人の定住化や企業等における外国人人材の雇用が増えています。

このため、ライフステージに応じた支援及び日本人市民と外国人市民が地域で暮らす社会の構成員として共に尊重できる多文化共生社会の実現が求められています。

基本方針	日本人市民と外国人市民が、文化や生活習慣等の違いを超えて、互いを尊重し、助け合い、共に地域の生活者として暮らせるよう、多文化共生の推進を図ります。

≪主な取組≫

・地域におけるイベント等を交流のきっかけづくりの場とすることで、日本人と外国人の交流の充実を図り、相互理解と地域社会への参画を促進します。
・やさしい日本語の普及啓発や日本語ボランティア養成講座、外国人の日本語学習支援の実施などの取組により、日本人・外国人相互のコミュニケーションを充実させるとともに、多文化共生を担う人材の発掘・育成を図ります。
・生活相談への対応や防災意識の啓発などにより、外国人市民が安心で快適に暮らせる環境づくりを進めるとともに、ウェブサイトやＳＮＳ※等を活用し、やさしい日本語や多言語により生活関連情報及び防災関連情報を効果的に発信します。
・外国人を雇用する事業者との連携を強化し、企業内での異文化理解の推進を図るとともに、日本語学習支援など、労働環境の向上を推進します。

≪構成事業≫

・地域国際化事業

政策分野１　こども※

■将来のまちの姿

すべてのこどもが自分らしく生き　成長し　発達していくことができ　大切にされるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	ー	➡	3.34	➡	3.40
高評価者の割合	ー		49.5%		55.0%

(注)策定時の「ー」は、後期基本計画で新たに政策分野を設定したことによる。



富士市こどもの虐待防止研修会の様子



こども家庭センターの様子

■施策１　こどもまんなか社会の推進

≪前期の主な取組≫

・「富士市子どもの権利条例」を制定し、こどもの権利の普及・啓発、理解促進の取組を実施しています。
・こどもの相談窓口を開設するとともに、こどもの権利侵害についての調査・調整等を行う「富士市子どもの権利救済委員」を設置し、こどもの権利の回復を支援しています。
・富士市こども計画を策定し、子育て、保育、教育等のこども施策を計画的かつ総合的に推進しています。
・こどもの視点に立って、こどもが安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりを推進しています。

➡

≪現状と課題≫

社会の多様化が進む中、すべてのこどもが将来にわたり幸せな状態で生活を送ることができる環境づくりが重要となっています。

このため、こどもが権利の主体であるという意識を地域全体で共有し、こどもが安心して過ごせる居場所づくり、こどもの意見表明・参加の機会の創出、こどもの多様な声をまちづくりや施策に反映する取組等を進めていく必要があります。

基本方針　こどもの権利に関する理解促進の取組を推進するとともに、こどもの居場所の確保や意見表明・参加の機会の充実などにより、こどもを真ん中に据えたまちづくりを官民連携で推進します。

≪主な取組≫

・大人やこどもが「富士市子どもの権利条例」の趣旨や内容についての理解を深め、こどもの権利を守るための実践へと繋げていけるよう、こどもの権利に関する理解促進の取組を推進します。
・関係機関と連携した相談体制の充実を図り、権利侵害を受けたこどもに寄り添い権利の回復を支援します。
・こどもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的に参加する機会の充実を図ります。
・こどもの今と将来の生活に影響を与える政策について、こどもの意見等を聴き、意見の反映を図ります。
・こども一人ひとりの主体性を尊重し、それぞれのこどもの特性やニーズに応じた学び、遊び、体験、交流、休息などができる環境をこども視点で確保し、すべてのこどもが自分の居場所を持てるよう多様な居場所づくりを推進します。

≪構成事業≫

・こども計画推進事業　・子どもの権利推進事業

■施策２　多様な境遇にあるこども※と家庭への支援



≪前期の主な取組≫

・母子保健･児童福祉の両機能を備えるこども家庭センターを設置し、多様な境遇にあるこどもと家庭に対し相談支援を行っています。
・児童虐待防止等に関する研修会を実施するなど、虐待を未然に防止することに取り組んでいます。
・不登校児童生徒を支援する「ステップスクール・ふじ」、困難を抱える若者を支援する「ココ☆カラ」、ＧＩＧＡタブレット端末を活用した相談窓口「ほっとデジタル相談・ふじ」の運用を通して、こどもの思いに寄り添った支援をしています。

≪現状と課題≫

児童虐待相談件数、いじめ認知件数、不登校児童生徒数が増加傾向にあり、生活困難層、ひとり親家庭、外国人世帯等、困難を抱える家庭の状況も多様化しています。

このため、多様な境遇にあるこども一人ひとりを必要な支援に繋ぐための体制整備が求められています。

基本方針	困りごとを抱えるこどもが気軽に相談でき、安心して過ごせる環境づくりや支援体制の強化を図ります。

≪主な取組≫

・こども家庭センターにおいて、虐待、経済困窮、家族問題など困難を抱えるこどもやその家族に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな相談支援を行うほか、困りごとを抱えるこどもが気軽に相談できる体制づくりを進めます。
・不登校児童生徒や困難を抱える若者に寄り添った支援を行うため、「ステップスクール・ふじ」や「ココ☆カラ」などの取組を中心として、地域や関係機関との連携強化を推進します。
・小中学校の全児童生徒に配付しているＧＩＧＡタブレット端末による相談窓口を引き続き運用するとともに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談対応を行います。
・保育士や幼稚園教諭、小中学校の教員等を対象に、虐待の早期発見、適切な対応と支援について学ぶ研修の機会を設けます。
・里親制度に関する市民の理解・協力を促進するため、民間の関係団体と協働し、普及啓発活動を行います。

≪構成事業≫

・青少年相談事業　・こども家庭支援事業　・子ども・若者育成支援事業

■施策３　こどもの発達・成長に応じた支援



≪前期の主な取組≫

・こども発達センターや特別支援教育センターなどにおいて、こどもの発達や成長に関する相談・支援を行っています。
・個々の状況や特性に応じて発達や成長を支援するため、関係機関と連携し、発達支援、家庭支援、教育支援、専門的な指導・助言などを行っています。

≪現状と課題≫

発達の状況や個々の特性に応じた支援が必要なこどもが増加傾向にあります。

このため、こどもや保護者に寄り添い、早期支援につなげるとともに、関係機関と連携した切れ目のない相談支援体制の充実が求められています。

基本方針	障害や発達に特性があるこども、医療的ケアの必要なこどもの地域社会への参加･包括を推進し、将来的に自立や社会参加が実現するよう支援します。

≪主な取組≫

・発達に課題や障害があるこどもへの支援として、こども発達センターの運営や医療的ケア児への支援体制整備の継続、こどもの発達に関する相談支援を推進します。
・特別支援教育センターを中心に特別支援教育の充実を進めるとともに、巡回相談員や特別支援サポート員等による個々の特性や課題に応じたきめ細かな相談支援を推進します。
・障害や発達の特性の有無等にかかわらず、全てのこどもがともに成長できるようインクルージョンを推進し、こどもの将来的な自立と社会参加の支援に取り組みます。

≪構成事業≫

・こども発達センター施設管理事業　・みはら園運営事業　・発達相談室早期発達支援事業　・発達相談室相談事業

政策分野２　子育て

■将来のまちの姿

安心してこども※を生み　健やかに育てられるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	3.10	➡	3.30	➡	3.50
高評価者の割合	38.0%		45.0%		55.0%


子育て支援センターの様子


産後ケア事業の様子

■施策１　切れ目のない子育て支援の充実

≪前期の主な取組≫

・妊娠期から子育て期までの幅広い相談に対応しています。
・１か月児から５歳児まで、乳幼児期の切れ目ない健診等を実施し、乳幼児と家族の健康の保持・増進を図っています。
・養育に不安や困難を抱える親子への支援を行っています。
・児童手当、医療費助成、妊婦のための支援給付、不妊・不育治療費補助等により、子育て世帯への経済的支援を行っています。
・母子保健･児童福祉の両機能を備えるこども家庭センターを設置し、母子保健に係る取組やひとり親家庭への支援などの相談支援を行っています。

➡

≪現状と課題≫

発達に不安を抱える親子の増加､核家族化の進行､共働き世帯の増加等により、養育支援のニーズが年々高まる傾向にあります。

このため､こどもや子育て当事者を取り巻く環境の変化に対応しつつ、医療、保健、教育、福祉等が連携して、個別的、継続的かつ包括的な子育て支援を行うことが求められています。

基本方針	妊娠・出産・子育てに関して、いつでも気軽に相談できる体制や、各種の助成等により、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

≪主な取組≫

・正確な情報提供を通じて、妊娠前からの健康状態の把握及び生活習慣の改善を支援し、プレコンセプションケア※を推進します。
・父親の育児に対する支援の充実を図ります。
・乳幼児の発育及び健康の保持・増進、疾病予防を図るため、５歳児までの切れ目のない健診の実施体制を継続します。
・妊産婦等の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、妊娠期から子育て期までの相談支援窓口の強化と、専門職によるアウトリーチ※支援を、こども家庭センターを拠点として包括的に取り組みます。
・養育に不安や困難を抱える家庭に対し、妊娠中から継続的かつきめ細かな相談支援を行います。
・児童手当の支給やこども医療費の助成により、経済的な負担軽減を図ります。
・ひとり親家庭への経済的負担の軽減や、自立を支援するための相談体制の充実を図ります。

≪構成事業≫

・妊産婦保健事業　・思春期保健事業　・乳幼児健康診査事業　・母子訪問指導事業　・妊産婦支援事業
・こども医療費助成事業　・ひとり親家庭等給付事業　・児童手当等支給事業　・児童扶養手当支給事業

■施策２　幼児教育・保育環境の整備



≪前期の主な取組≫

・公立幼稚園・保育園等について、富士市公立教育・保育施設再配置計画に基づき、廃止や民間移管等を含む適切な配置を行っています。
・計画的な大規模改修等や施設の長寿命化を実施しています。
・通年での待機児童の縮減に向け、公立保育施設の受入枠拡大や保育士の確保、教育・保育の質の向上等に取り組んでいます。
・すべてのこども※たちの健やかな育ちを支援するため、「こども誰でも通園事業」を実施しています。

≪現状と課題≫

少子化が進む一方、共働き世帯の増加等による保育需要の変化に対応した教育・保育施設の適正配置や老朽化対策、安全性確保が求められています。

また、こどもの多様な個性に対応した質の高い教育・保育を行うため、保育士の確保と資質向上を進めていく必要があります。

基本方針	教育・保育ニーズに柔軟に対応するとともに、安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、子育てしやすい環境の整備を図ります。

≪主な取組≫

・少子化の進行や多様化する教育・保育ニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、施設の適正配置を進めます。
・年間を通じて待機児童を縮減するため、既存施設の活用等により、受入枠の確保を図ります。
・こども一人ひとりの個性や特性に寄り添った教育・保育を提供できるよう、研修等を通じ保育士等の専門性向上に努めます。
・保護者及び保育士等の負担軽減を図るため、教育・保育現場へのデジタル技術の活用を促進します。
・こどもたちがスムーズに小学校生活を始められるよう、「架け橋プログラム」により幼稚園、保育園等と小学校の連携を強化します。
・地域の子育て家庭への支援を一層進めるため、既存施設を活用した「こども誰でも通園事業（乳児等通園支援事業）」を推進します。

≪構成事業≫

・公立幼稚園・保育園等運営事業　・幼稚園教諭・保育士等研修事業　・保育園等給食管理事業
・私立幼稚園・保育園等運営助成事業　・幼稚園・保育園等小学校接続事業

■施策３　子育てしやすい環境の整備



≪前期の主な取組≫

・会員登録した子育てサポートの利用者と提供者をマッチングするファミリー・サポート・センターを運営しています。
・地域子育て支援センターで乳幼児と保護者の交流、子育て相談や情報提供を行うとともに、児童館や複合型子育て拠点みらいてらすなどで、こどもの居場所や交流機会を提供しています。
・子育てを温かく見守り支援する「はぐくむＦＵＪＩオフィシャルサポーター認定制度」を運用しています。
・放課後児童クラブ運営の法人移行を進めるとともに、支援員等の研修を実施するなど、育成支援体制の充実を図っています。

≪現状と課題≫

少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、こどもや子育て当事者を取り巻く環境が変化しています。

このため、こどもや子育て当事者の視点に立ち、誰もが安心して子育てができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支え、子育ての喜びを共有・共感できる環境づくりが求められています。

基本方針	こどもや子育て当事者の視点に立った多様な居場所や交流の場の提供、社会全体で支える体制づくりを進め、子育てがしやすく、子育ての喜びを実感できる環境の整備を図ります。

≪主な取組≫

・ファミリーサポート等の子育て支援事業に関する情報発信を推進するとともに、支援内容の充実を図ります。
・複合型子育て拠点みらいてらすの子連れコワーキングスペース※を活用し、多様な働き方の選択肢の普及促進を図るなど子育てしやすい環境づくりを推進します。
・地域子育て支援センターや児童館などにおいて、こどもや子育て当事者が交流を持てる機会の場の充実を図ります。
・放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブが提供する育成支援の質の更なる向上を図るとともに、施設の整備・環境改善などハード面の充実にも取り組みます。
・「はぐくむＦＵＪＩオフィシャルサポーター認定制度」など官民の連携・協働による子育て支援の充実を図ります。

≪構成事業≫

・子ども子育て支援事業　・子育て環境整備事業　・児童健全育成事業　・放課後児童クラブ運営管理事業

政策分野３　学校教育

■将来のまちの姿

すべてのこども※が学びを楽しむことができるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	3.03	➡	3.29	➡	3.40
高評価者の割合	28.3%		40.2%		50.0%



富士中学校授業風景



市立高校探究学習発表会

■施策１　自立し生きる力をもつ児童生徒の育成

≪前期の主な取組≫

・道徳教育、キャリア教育※、外国語指導や特別支援の視点に立った教育の充実により、児童生徒がよりよい生き方について考える環境を提供しています。
・個別最適な学びと協働的な学び、ＩＣＴ※の活用、体験活動などを効果的に取り入れることにより、児童生徒のコミュニケーション能力や問題解決能力を育んでいます。
・ＳＳＷ※やＳＣ※等の研修の充実により、生徒指導上の諸問題解決に向けて組織的かつ迅速に対応できる体制を構築しています。

➡

≪現状と課題≫

近年、不登校児童生徒が急増し、その原因も多様化しています。
このため、家庭環境の把握と支援、一人ひとりの特性や障害、セクシャル・マイノリティ※等の多様性を認める教育の推進、児童生徒に寄り添った指導の実践と学校内における居場所づくりが求められています。

基本方針	児童生徒が自己肯定感を高め、自立して生きる力を身につけるため、自分の意見を表明し、主体的な活動を行うことができる環境を整えるとともに、教職員の資質向上のための取組を推進します。

≪主な取組≫

・一人ひとりの個性や多様性を尊重しようとする豊かな心を育むとともに、健康な心身を保つために必要な生活習慣を身につける取組を推進します。
・登校できても教室に入りづらい児童生徒の居場所を設け、安心して過ごせる環境づくりを行います。
・特性を持つ児童生徒の学校生活への適応を支援するため、専門職による相談や関係機関との連携体制を整えます。
・多様化する学びに対応した教育環境の整備に取り組みます。
・特別支援に関連するサポート員等の配置により学級担任を支えるとともに、学校を巡回して助言する人材を配置し、学校運営を支える体制の強化を図ります。
・日本語の読み書きや会話に困難を抱えている児童生徒の学校生活を支援します。
・大学教授等を校内研修等の講師として招聘するなどにより教職員の資質向上を図るとともに、教育ＤＸ※の推進や地域連携などを活用して教職員の働き方を見直します。

≪構成事業≫

・生き方支援事業　・特別支援教育充実事業　・教育研究事業　・教育研修センター運営管理事業
・教職員研修運営事業　・小中学校教職員人事管理事業

■施策２　教育の質の向上及び環境整備



≪前期の主な取組≫

・小中学校の適正規模・適正配置基本方針を策定し、配置の適正化に努めるとともに、老朽化した施設の整備・長寿命化を推進しています。
・全中学校区で小中一貫教育を開始し、全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしています。
・ＧＩＧＡスクール構想により１人１台タブレット機器を整備し、ＩＣＴ※を活用した授業や校内研修などを進めています。
・学校給食の公会計化を実現し、運用しています。

≪現状と課題≫

児童生徒数の急速な減少や学校施設の老朽化が進んでいます。

このため、適正規模による学びや活動機会の確保に向け、教育の質のより一層の充実、部活動の地域連携・地域展開の推進、学校施設の計画的な整備が求められています。

基本方針	児童生徒の学びの質を確保するために学校再編を進め、良好な教育環境を提供するとともに、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保できるよう部活動の地域展開を推進します。

≪主な取組≫

・部活動の地域連携・地域展開を実現し、地域全体で支えていく持続可能な新しい地域クラブ活動の仕組みや体制を構築します。
・適正規模・適正配置基本方針に基づき、より良い教育環境を確保するため、小中学校の再編を進めます。
・給食室、プールなどを含んだ学校施設を適切に維持管理するため、長寿命化計画に基づき整備を進めます。
・施設一体型小中一貫校の設置を推進します。
・昨今の急激な気候変動に対応するため、体育館や給食室の空調整備を計画的に進めます。
・持続可能な学校給食の運営を実現します。
・幼保小中と繋がる学びの連続性を確保するため、各発達段階における接続を円滑にするための取組を推進します。
・地域や各分野の関係機関、関係団体と連携・協働し、児童生徒の状態に応じた教育環境の充実を推進します。

≪構成事業≫

・教育政策推進事業　・学校再編推進事業　・小中学校校舎等改築事業　・学校給食運営事業
・小中学校大規模維持改修事業

■施策３　魅力ある高校教育環境づくりの推進



≪前期の主な取組≫

・プレゼンテーション力を身に付け、社会で求められるＡＩ※の活用方法を学びながら、探究学習を通じて非認知能力の育成を図っています。
・企業や団体の方々と、行政課題の解決策や地域資源を活用するビジネスの提案を行っています。
・生徒のキャリア形成のため、講演会を開催するなど、専門的な教育やキャリア教育※の充実に取り組んでいます。
・「人工芝で遊ぼう」など地域交流事業を実施しています。

≪現状と課題≫

少子化の進行や授業料無償化等に伴う進路選択の多様化により、市立高校の定員の充足が難しくなっている中、県では富士地域全体の公立高等学校の在り方を見直し、再編を進めています。

このため、市立高校独自の教育活動の充実を図るとともに、県と協調した教育環境づくりを進める必要があります。

基本方針	社会に貢献する人材の育成を図るため、魅力ある市立高校の教育環境づくりや、県と協調し、多様な教育ニーズに応じた高校教育環境づくりを推進します。

≪主な取組≫

・各学科の授業をはじめ、学校の教育活動全体で探究を実践します。
・課題解決型の探究学習では、地域の課題について解決策を提案し、その実現に向けて取り組むなど、地域の一員としての意識を高めます。
・生徒一人ひとりの夢の実現に向け、３年間を通じてキャリア教育を展開します。
・地域に開かれたコミュニティハイスクールとして、地域と連携した交流事業を推進します。
・県の富士・富士宮地域の高校再編の動きに応じ、魅力ある高校教育環境づくりを推進します。

≪構成事業≫

・高等学校教育推進事業　・高等学校運営管理事業

政策分野４　社会教育

■将来のまちの姿

生涯にわたり学び続け　心豊かに暮らせるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.91	➡	3.49	➡	3.50
高評価者の割合	25.5%		53.8%		55.0%



無限∞のキズナ



千人塚古墳（墳丘整備後）

■施策１　青少年健全育成の推進

≪前期の主な取組≫

・富士市・雫石町少年交流事業や、青少年体験交流事業「無限∞のキズナ」を実施しています。
・青少年を対象に文化的な教養と社会性を身につけるための青年教養講座を実施しています。
・青少年健全育成事業等にリーダーとして参画できる人材を育成するため、青少年リーダー育成事業を推進しています。

➡

≪現状と課題≫

地域における異世代交流の機会が減少するとともに、青少年が体験活動に参加する機会も低下しています。
このため、「体験格差」が課題となっていることから、多様な体験機会の創出が求められています。

基本方針	青少年に様々な交流や体験の機会を提供するとともに、次代を担う人材育成を推進していきます。

≪主な取組≫

・青少年体験交流事業など様々な青少年の体験・交流活動を実施します。
・青少年育成ボランティア養成講座を実施するなど、青少年健全育成活動にリーダーとして参画できる人材を育成します。
・仲間づくりや文化的な教養及び社会性を身につけるための青年教養講座を実施し、青年の主体的な社会参加や、社会貢献活動の推進を図ります。

≪構成事業≫

・雫石町少年交流事業　・青少年体験交流事業　・青少年リーダー育成事業　・青少年教育センター事業

■施策２　多様な学びの場の充実



≪前期の主な取組≫

・富士市民大学やまちづくりセンター講座を開催するなど、市民への学びの機会の提供や地域の担い手づくりを促進しています。
・あらゆる年代に向けた読書に関する講座等を開催するとともに、電子図書館、オーディオブック※などにより様々な形態での読書機会を提供しています。

≪現状と課題≫

社会のニーズや価値観が多様化する中で、市民が求める学びの環境も多様化しています。

このため、ライフスタイルに合わせた生涯学習の支援とその充実が求められています。

基本方針	多様化した社会のニーズや価値観に沿った社会教育事業を実施するとともに、こども※の頃から本に親しむ環境を整えることで読書活動を推進し、多様な学びの機会を提供します。

≪主な取組≫

・地域課題の解決や、市民のニーズに沿う様々なまちづくりセンター講座を実施します。
・大学と連携し、富士市民大学としてより専門的な知識を学ぶミニカレッジや、著名な有識者や文化人による講演会を開催します。
・図書館において、多様な資料を揃え提供するとともに、本や読書に関する講座や講演会を開催することで、市民の学びを支援します。
・「ブックスタートふじ」「セカンドブックふじ」を実施するなど、絵本の楽しさを伝えることで、乳幼児期からこどもの読書活動を推進します。

≪構成事業≫

・まちづくりセンター講座事業　・市民大学事業　・社会教育支援事業　・社会教育推進事業
・図書館資料収集・管理事業　・図書館利用促進事業　・図書館運営管理事業

■施策３　文化財保存・活用の推進



≪前期の主な取組≫

・文化財を計画的に保存・活用するため、富士市文化財保存活用地域計画を策定し、多様な事業を展開しています。
・千人塚古墳の整備や浅間古墳保存活用計画の策定に加え、ＩＣＴ※を活用した情報発信等により、市内の文化財の保存・活用を推進しています。
・富士山かぐや姫ミュージアムにおいて、企画展やテーマ展、体験事業等を継続的に実施しています。

≪現状と課題≫

社会の価値観や生活様式の変化、少子高齢化により、地域の歴史や文化への関心・愛着が薄れ、文化財の維持・継承が難しくなっています。

このため、市民の歴史・文化への興味・関心を高め、地域全体で文化財を保存し、活用していく体制の構築が求められています。

基本方針	周辺市町、地域、学校等との連携を強化し、文化財の保存・活用に対する市民の主体的な参画を促進します。

≪主な取組≫

・歴史的建造物の修繕及び史跡等の維持管理を適切に行うとともに、周辺市町や地域等と連携して、市内に所在する文化財の保存・活用を計画的に実施します。
・かぐや姫関連史跡や須津古墳群など、地域等と連携し、文化財を活かした活動を推進します。
・文化財を活用したイベントや歴史講座の開催、ＩＣＴを活用した取組等を通し、市内の歴史や文化財の魅力を発信します。
・富士山かぐや姫ミュージアムにおいて、誰にでもわかりやすい展示や体験事業、オンライン授業等の学びの機会を創出します。

≪構成事業≫

・文化財保護調査事業　・文化財啓発事業　・文化財保護整備事業　・博物館展示・教育普及事業

政策分野１　保健

■将来のまちの姿

一人ひとりが健康づくりや疾病予防に取り組むまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	3.00	➡	3.38	➡	3.40
高評価者の割合	28.1%		46.2%		55.0%



地区イベントでの啓発の様子


集団がん検診の様子

■施策１　健康づくりの推進

≪前期の主な取組≫

・夜間飲食に関する啓発や、食習慣等の振り返りチェックを行い、望ましい食習慣への働きかけを推進しています。
・ふじ健康ポイント事業や、バーチャルウォークラリーイベントの開催など、身体活動量を増やす取組を推進しています。
・中学生対象のＳＯＳの出し方講座の開催など、ストレスへの適切な対応や相談の重要性に関する啓発を行っています。
・住民の生活に根差した健康づくりが推進できるよう、まちづくり協議会との連携による活動を強化しました。

➡

≪現状と課題≫

少子高齢化の進行に伴い、健康寿命の延伸が重要となる一方で、健康への関心や健康行動には個人差が見られます。

このため、効果的な情報発信、集団や個人の特性を踏まえた健康づくりの支援、健康行動が自然と身に付くような環境整備等が求められています。

基本方針　市民が心身ともに健康的な生活習慣を実践できる環境を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない健康づくりを支援します。

≪主な取組≫

・地区組織や事業所等と連携した健康づくりやＳＮＳ※等を活用した普及啓発を行い、健康リテラシー※の向上を図ります。
・肥満や高血圧等の健康課題の解決に向けた健康データの活用や、環境の整備を図ります。
・心の健康づくりに関する教育を推進し、悩みやストレス等への適切な対応や早めに相談する意識の醸成を図ります。
・後期高齢者の健康状態不明者やフレイル※の状況を把握するとともに、関係機関と連携して通いの場の拡充等の体制整備を図り、フレイル予防を推進します。
・第５次食育推進計画を策定するとともに、中学生栄養調査等の構成事業を実施することにより、市民の食生活改善を図ります。

≪構成事業≫

・健康対策事業　・自殺対策事業　・健康づくり推進事業　・食育推進事業

■施策２　疾病予防の推進

≪前期の主な取組≫

・ＳＮＳ※等を活用した啓発、予約システムの活用、同時検診の実施、特定年齢への自己負担金の無料化等、健(検)診を受けやすい体制を整備しました。
・生活習慣病予防への取組として、講演会の開催や健診結果等に基づく保健指導を実施し、発症予防、重症化予防を推進しています。

≪現状と課題≫

がん検診や生活習慣病対策などにより、疾病の早期発見や予防を推進していますが、健（検）診等受診率は低迷しています。

このため、個人や集団の特性に応じた効果的な普及啓発活動や指導方法の工夫、さらに誰もが利用しやすい健（検）診体制の整備強化が求められています。

基本方針	健康・医療・介護データを活用して健康課題を明確化・共有化し、生活習慣病やがんの発症予防、早期発見、重症化予防のための保健事業を効果的に推進します。

≪主な取組≫

・受診しやすい健（検）診体制の検討を進め、受診機会の拡大を図ります。
・がん検診未受診者に対して、様々な媒体により周知を行うとともに、職域等を通じて検診受診を働きかけます。
・国民健康保険被保険者を対象に、特定健診受診率の向上や生活習慣の改善に向けて働きかけます。
・データ分析等を活用し、生活習慣病の発症リスクが高い市民を明確化し、関係機関と協力して生活習慣病の早期発見と重症化予防に向けて保健指導を行います。
・感染のおそれがある疾病の発生とまん延を予防するための予防接種事業を推進するとともに、感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

≪構成事業≫

・がん検診推進事業　・予防接種推進事業　・国保健康推進事業　・特定感染症等対策事業

政策分野２　医療

■将来のまちの姿

安定した医療提供体制のもと　適切な医療が受けられるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.88	➡	3.12	➡	3.50
高評価者の割合	25.6%		39.5%		50.0%


中央病院での手術の様子


市立看護専門学校の授業の様子

■施策１　地域完結型医療の推進

≪前期の主な取組≫

・病病連携・病診連携が行われる中、各医療機関の役割を踏まえた医療機能の分化が進むよう調整を図っています。
・医師会や医師派遣を行う大学と連携し、救急医療体制の維持を図っています。
・市立中央病院において、安全で質の高い医療を持続的に提供するため、新病院建設の基本構想及び基本計画の策定、設計施工事業者選定などを実施し、現地での新病院建設事業を進めています。

➡

≪現状と課題≫

高齢化の進行などにより医療ニーズが増加し多様化しています。
このため、誰もが安心して医療を受けることができるよう、公立病院と地域の医療機関が連携し、地域で完結する医療体制構築の更なる推進と救急医療の提供体制の確保に引き続き取り組む必要があります。

基本方針	高齢化の進行などにより求められる医療が変化していく中、医療機関だけでなく関係機関とも適切に連携し、地域完結型医療の更なる推進を図ります。

≪主な取組≫

・市立中央病院において、高度・専門医療の提供や二次救急体制の充実、地域医療連携の推進、災害医療体制の整備に取り組み、地域の基幹病院として役割を着実に果たします。
・新病院建設基本計画に基づき、今後の医療需要を見据えつつ、安全で質の高い医療を地域に安定的に提供できる新病院の建設を推進します。
・病病連携・病診連携を進め、各医療機関の役割を踏まえた上で医療機能の分化を図ります。
・医療ニーズの変化に対応し、地域全体で適切な医療を安定して提供するため、在宅医療を含め、地域医療体制の充実に向け支援します。
・「富士市の救急医療を守り抜く条例」の理念に基づき、市、市民、医療関係者が協働して、救急搬送困難事案の解消や救急医療センターの安定的な運用など、地域全体で救急医療体制の維持を図ります。

≪構成事業≫

・新病院建設事業　・地域医療推進事業　・中央病院経営健全化推進事業　・中央病院環境整備事業
・救急医療事業

■施策２　医療人材の育成・確保

≪前期の主な取組≫

・市立看護専門学校において、シミュレーション教育やＩＣＴ※を活用したアクティブラーニング※の推進、受験生確保のための入試制度の見直し、経年劣化した施設の改修を行いました。
・看護師実務研修を実施し、潜在看護師の掘り起こしを進めるとともに、現在勤務中の看護師の資質向上を図っています。
・民間病院等看護職員修学資金貸与事業費補助金の交付などを行い、看護師の市内医療機関への就職を支援しています。
・市立中央病院の人材確保のため、医師派遣元大学への訪問や医学生のクリニカルクラークシップ※の受入、奨励金の交付などを行っています。
・市立中央病院において、人材育成センターを新たに設置し、病院職員の人材育成の強化を図っています。

≪現状と課題≫

医療需要の増加が見込まれる中、本市の医療従事者は、国及び県の平均に比べて少ない状況にあります。

このため、地域の需要に即した医療を適切に提供できるよう、引き続き医療人材を育成・確保する必要があります。

基本方針　質の高い看護師の育成や再就職を検討している潜在看護師への支援を行うとともに、市立中央病院における医療人材の確保を進めることで、地域医療を担う人材の育成・確保を図ります。

≪主な取組≫

・市立看護専門学校において、時代に即した看護実践能力の向上を図るため、教育設備やシステム等の学習環境を充実するとともに、引き続き学生の確保にも取り組みます。
・看護師としての基礎的な知識・技術を再確認するだけでなく、最新の医療現場の情報を学ぶことのできる機会を提供することで、看護師や潜在看護師の資質向上を図るとともに、市内医療機関への就職を支援します。
・市立中央病院において、クリニカルクラークシップの充実などによる医師派遣元大学との連携・信頼関係の強化、奨励金・補助制度の活用による人材確保、勤務環境改善などにより医療従事者から選ばれる病院を目指します。
・市立中央病院において、人材育成方針・人材育成計画に基づき、各種研修の実施や自己研鑽の支援を行うなど、組織的・体系的な職員の育成を図ります。
・中学生や高校生を対象とした職業講話や体験セミナーを行うことで、将来本市の医療を担う人材を育成します。

≪構成事業≫

・看護教育事業　・看護専門学校運営管理事業　・看護専門学校施設維持管理事業　・看護師等確保事業
・中央病院人材確保事業　・中央病院職員研修事業

政策分野３　包括的支援

■将来のまちの姿

住み慣れた地域で　一人ひとりの状態に合った支援を受けられるまち

■成果指標

（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.92	➡	3.25	➡	3.30
高評価者の割合	24.0%		42.2%		45.0%



認知症サポーター養成講座の様子



ふじやま学園の外観

■施策１　高齢者支援の推進

≪前期の主な取組≫

・自立支援、重度化防止、地域資源の有効活用等の観点から、自立支援会議で多職種によるケアプランの検討を行っています。
・介護予防・日常生活支援総合事業の見直しにおいて、利用形態を整理し効果的に利用できる仕組みを整備しました。
・成年後見制度利用促進のための中核機関を設置し、成年後見制度の円滑な利用に繋がる仕組みを整備しました。
・認知症サポーターを養成するなど、認知症高齢者を地域で見守り、支援する体制の強化に努めています。

➡

≪現状と課題≫

高齢化の更なる進行に伴い、今後も要介護リスクの上昇や、認知症高齢者など支援を必要とする高齢者の増加が予測されます。

このため、自立支援会議の実施、総合事業の実施、認知症施策の推進や権利擁護を図る仕組みの構築など、地域包括ケアシステム※の深化、推進を図る必要があります。

基本方針	高齢者を地域において包括的に支援し必要なサービスを提供するために、地域包括ケアシステムの深化、推進を図ります。

≪主な取組≫

・高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止の取組の拡充、生活支援サービスの充実を図ります。
・地域包括支援センターの機能強化及び関係機関との連携を図ります。
・切れ目のないサービスを提供するため、研修会の開催などを通して在宅医療と介護の連携を推進します。
・権利擁護を必要とする人が成年後見制度をスムーズに利用できるよう体制を整備します。
・終活支援事業を推進し、高齢者等が安心して自らの最期を迎えられる環境を整備します。
・認知症サポーターを養成するなど、認知症に対する正しい理解を広げることで、認知症の方が地域でその人らしく暮らせる仕組みづくりを推進します。

≪構成事業≫

・介護予防・日常生活支援総合事業　・地域包括ケア推進事業　・地域自立生活支援事業
・高齢者等あんしん生活支援事業　・認知症高齢者支援事業

■施策２　障害者福祉の推進



≪前期の主な取組≫

・個々の障害や生活状況に応じて、障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実を図っています。（居宅介護、生活介護、就労継続支援、就労移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなど）
・関係機関との連携による支援ネットワークを充実させ、障害者のライフステージに沿った支援を行っています。

≪現状と課題≫

障害福祉サービス利用者は増加しており、需要の高まりとともに受入先となる事業所も増加傾向にありますが、利用者ニーズの多様化・複雑化が進んでいます。

このため、サービス提供体制の充実とともに、多様なニーズに対応できる体制の確立が求められています。

基本方針	個々の障害や生活状況に適した支援を提供するとともに、多様なサービスを行える体制づくりを進め、障害者福祉の推進を図ります。

≪主な取組≫

・障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、不足するサービスへの参入促進や、サービスの質の向上及び人材育成・人材の確保・定着に向けた支援などを行い、多様化・複雑化するニーズに対応できるよう、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
・関係機関との連携による支援ネットワークを強化し、障害児者のライフステージに沿った切れ目のない支援を行います。
・個々の障害や生活状況に応じて、障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図ります。

≪構成事業≫

・障害者地域生活支援事業　・障害者福祉相談事業　・障害者就労等訓練事業

■施策３　生活困窮者等に対する支援の充実



≪前期の主な取組≫

・生活や仕事などの問題を抱える方に相談及び支援を行っています。
・社会的な孤立や生活困窮、ＤＶ※などの問題に対して、生活保護制度の活用や配偶者暴力相談支援センターによる対応を行っています。

≪現状と課題≫

不安定な経済状況の中、物価高などにより、生活困窮者など支援が必要な人が増えることが予想されています。

このため、より一層の支援の充実や相談機関同士の連携、周知活動を推進する必要があります。

基本方針	誰もが自立し安定した生活、人権が尊重された生活を送ることができるよう、生活困窮やＤＶ、虐待などに至る原因の把握や関係機関との連携の強化により、支援の充実を図ります。

≪主な取組≫

・生活や仕事などの問題を抱える人が速やかに相談・支援を受けられるよう、適切な相談窓口に繋げます。
・関係機関と連携し、問題を抱える人の早期把握に努め、問題の解決に向けて作成する支援計画に基づき、継続的に支援します。
・社会的に孤立し、生活困窮やＤＶなどの複合的な問題に直面している人の支援ネットワークの充実を図ります。
・ひきこもりの人が、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるよう、本人及び家族に対して支援します。

≪構成事業≫

・生活困窮者自立支援事業　・生活保護事業　・女性保護相談事業　・緊急援護事業

政策分野４　地域福祉

■将来のまちの姿

地域で支え合い　助け合い　生きがいを持って暮らせるまち

■成果指標

（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.98	➡	3.23	➡	3.40
高評価者の割合	22.6%		40.2%		45.0%



悠容クラブの活動の様子



職場見学の様子（ユニバーサル就労※）

■施策１　地域で支え合い助け合う体制の強化

≪前期の主な取組≫

・地域共生社会の実現に向け重層的支援体制整備事業※を開始し、多様な相談窓口の周知や事業の情報発信を行っています。
・民生委員・児童委員など福祉の担い手が地域課題に対応できるよう、適切な情報提供や助言を行っています。

≪現状と課題≫

地域課題が複雑化・複合化する一方、多くの地域で福祉の担い手が不足し、負担が増加しています。

このため、民生委員・児童委員などの負担軽減を図るとともに、地域の福祉的な課題を住民や多様な主体が連携し分担・解決できる体制づくりが必要です。

基本方針　住み慣れた地域で誰もが必要なサービスを受けられるよう、支援者となる住民や各種団体、関係機関等の連携を促進し、情報提供や助言を行うことで支え合い助け合う体制の強化を図ります。

≪主な取組≫

・複雑化・複合化する福祉的課題に対応するため、様々な団体や地域組織、関係機関と連携・役割分担することにより、地域共生社会に対する理解を深めるとともに、包括的な支援体制の構築を推進します。
・民生委員・児童委員などの活動に対して、支援に必要な情報をわかりやすく提供するなど、活動のバックアップを強化します。
・民生委員・児童委員など福祉の担い手のなり手不足解消のため、候補者を掘り起こします。

≪構成事業≫

・重層的支援体制整備事業　・福祉思想普及啓発事業　・民生委員・児童委員支援事業　・保護司等支援事業

■施策２　地域交流の推進



≪前期の主な取組≫

・ふれあい・いきいきサロンや悠容クラブの活動など、高齢者が住み慣れた地域で交流する機会や場の充実を図っています。
・富士市社会福祉協議会と連携し、地域で活動するボランティアの育成を行っています。

≪現状と課題≫

家族構成や生活スタイルの多様化などにより、地域の繋がりが希薄化しています。

このため、高齢者などが地域社会から孤立しないよう、気軽に社会参加できる場を創出するとともに、多様な世代が地域の担い手として活動できる機会を創出し、地域の絆づくりを進める必要があります。

基本方針	地域で孤立することがないよう、高齢者などが気軽に参加できる交流の場づくりを進めるとともに、地域福祉を担う様々な年代の人材を育成するなど、地域交流の推進を図ります。

≪主な取組≫

・ふれあい・いきいきサロンや悠容クラブの活動などの周知を図り、高齢者が住み慣れた地域で交流する機会や活動内容を充実させるとともに、様々な世代が関わる住民主体の活動を支援します。
・福祉活動に対する意識の醸成を図るとともに、富士市社会福祉協議会と連携し、地域で活動するボランティアの育成を行います。

≪構成事業≫

・社会福祉協議会支援事業　・老人クラブ活動振興事業　・社会福祉センター運営管理事業

■施策３　ユニバーサル就労※の推進



≪前期の主な取組≫

・働きづらさを抱える相談者に対して、一人ひとりの能力や希望、特性に合わせた就労支援を行っています。
・ユニバーサル就労やユニバーサル就労支援センターの周知・啓発のため、チラシの配布や窓口の連携などを行っています。
・ユニバーサル就労を市が一体となって推進していくため、協力企業の開拓と活動支援を行っています。

≪現状と課題≫

ユニバーサル就労支援センターの支援は、多くの利用者の就労に繋がっていますが、働きづらさを抱える相談者は、依然として一定数見られます。

このため、協力企業の開拓・連携、ユニバーサル就労支援センターの周知が求められています。

基本方針	働く意欲のあるすべての人に就労機会を提供できるよう、相談・支援体制を充実・強化するとともに、協力企業との連携を進め、ユニバーサル就労の推進を図ります。

≪主な取組≫

・働きづらさを抱える市民一人ひとりに合わせたオーダーメイドの就労支援を行います。
・企業訪問や定期的な企業説明会の開催により、協力企業を開拓し、受入先の拡大を図ります。
・業務分解の提案、協力企業会の開催及び採用事例等の発信により、協力企業における受入体制づくりの促進を図ります。
・情報誌の発行やユニバーサル就労サポーターの登録促進などにより、市民や企業等へユニバーサル就労について周知を行います。

≪構成事業≫

・ユニバーサル就労推進事業

政策分野１　地球環境

■将来のまちの姿

地球にやさしい暮らしに　みんなで取り組むまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.90	➡	3.25	➡	3.30
高評価者の割合	23.6%		40.2%		45.0%



富士市ゼロカーボン金融連携推進協議会



地球温暖化防止ポスター展

■施策１　気候変動対策の推進

≪前期の主な取組≫

・ゼロカーボンチャレンジ※補助金の交付など、温室効果ガスの削減を推進しています。
・ＥＳＣＯ事業※など、民間活力の活用により、公共施設の省エネルギー化に取り組んでいます。

➡

≪現状と課題≫

地球規模での気候変動による影響が、今後も一層深刻化していくことが懸念されます。
このため、市域における温室効果ガス排出量の削減と吸収量の増加に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

基本方針	本市ゼロカーボンシティ宣言の目標年である 2050 年に向け、環境負荷の低減に繋がるエネルギー利用の促進や、既に生じている地球温暖化による影響への対応などの計画的な取組を通じて、気候変動対策の推進を図ります。

≪主な取組≫

・市民や事業者に対して、省エネルギー機器の設置及び普及を支援するとともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利用を促進します。
・クリーンエネルギー自動車や、発電時の熱も無駄なく使うコージェネレーション※など、革新的なエネルギー高度利用技術の普及を促進します。
・環境アドバイザーとの連携や、専門企業が省エネ効果を保証するＥＳＣＯ事業などの民間活力の活用により、公共施設の省エネルギー化を積極的に推進します。
・地球温暖化などの気候変動の影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等と広く連携し、緩和策（温室効果ガスの削減）と適応策（気候変動への備え）の推進に取り組みます。
・金融機関、商工団体、企業等と地域ぐるみの支援体制を構築し、事業者の脱炭素経営を推進します。

≪構成事業≫

・新エネルギー・省エネルギー普及事業　・庁内環境配慮推進事業　・環境基本計画推進事業

■施策２　環境教育・環境活動の推進



≪前期の主な取組≫

・環境に関する知識や経験を持つ環境アドバイザーを地域や学校などへ派遣し、環境学習や事業活動、日常生活におけるエコ活動の促進に取り組んでいます。
・新環境クリーンセンターの「ふじさんエコトピア」を活用し、環境に関する啓発及び教育を推進しています。

≪現状と課題≫

　環境問題への対応が、世界共通の課題となっている中、個人のライフスタイルを地球にやさしいものに変革することが解決への第一歩となっています。
　このため、市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、日々の生活から具体的な行動に繋げていくことが求められています。

基本方針	事業者・市民団体等と協働して、環境について学び、考え、行動することができる機会を充実させることにより、環境教育・環境活動の推進を図ります。

≪主な取組≫

・環境に関するイベントの開催などにより、市民の環境問題に対する意識の向上を図ります。
・環境に関する知識や経験を持つ環境アドバイザーを地域や学校などへ派遣し、環境学習の充実を図ります。
・市民団体等の地球温暖化対策、環境美化、ごみ減量等の自主的な環境保全活動を支援します。
・新環境クリーンセンターの「ふじさんエコトピア」を活用し、環境に関する啓発及び教育を推進します。
・ゼロカーボンチャレンジ※などの普及啓発により、事業活動や日常生活におけるエコ活動を促進します。

≪構成事業≫

・地球環境問題啓発事業　・新環境クリーンセンター循環啓発棟運営管理事業

政策分野２　自然・生活環境

■将来のまちの姿

多様な生物と生態系　良好な生活環境を保全していくまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.92	➡	3.35	➡	3.50
高評価者の割合	26.0%		46.2%		55.0%


フォレストデザイン


職員による水質検査

■施策１　自然環境の保全・再生

≪前期の主な取組≫

・「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」の対象事業に土地の埋立事業、廃棄物処分場の設置とその構造及び規模の変更事業を加えました。
・ブナ林創造事業として富士山麓におけるブナ等の広葉樹植栽を実施しています。
・小学５年生及び市民を対象に富士市いきもの調査リーフレットを配布し、市内の動植物分布調査を実施しました。
・野生鳥獣による被害防止対策を実施すると共に、セイタカアワダチソウ等の外来種防除活動を実施しました。

➡

≪現状と課題≫

富士山麓をはじめとした自然環境は、動植物が生息・生育する場であるとともに、市民の暮らし、経済活動を支えています。

このため、生態系の健全性の確保、野生動物との軋轢の解消等により、生物多様性の保全・回復を図り、次世代に引き継いでいく必要があります。

基本方針	生物多様性による豊かな恵みを将来の世代に継承できるよう、市民や事業者等と協働し、学び・活動の機会をつくり、自然環境の保全・再生を図ります。

≪主な取組≫

・「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、森林伐採を伴う開発に対する指導を行うなど、森林が有する公益的機能の保全を図ります。
・富士山麓において、市民参加によるブナ等広葉樹の植樹を実施するとともに、企業・団体等による植林に協力し、森林創造を推進します。
・生物多様性の保全などに関する学びの場の創出や、市民・事業者の活動を促進するとともに、各主体と連携を図り、いきもの調査等による生物の分布状況調査を実施します。
・重要種及び在来種の保護・保全やアライグマ等の外来種の防除、猟友会・地域住民等との連携により、野生鳥獣による生活環境への被害防止に努め、セイタカアワダチソウ等の外来種防除活動を実施する等、自然環境と調和を図る取組を推進します。

≪構成事業≫

・富士愛鷹山麓自然環境保全事業　・生物多様性地域戦略事業　・野生動植物保護事業

■施策２　良好な生活環境の確保



≪前期の主な取組≫

・公害関係法令等に基づく工場及び事業所に対する指導･啓発に取り組んでいます。
・大気汚染測定局での常時監視やダイオキシン類などの環境モニタリング、河川・海域の水質調査などを実施しています。
・ポスターの掲示やＳＮＳ※での情報発信を通じ、ごみのポイ捨て防止やペットのふん害防止に関するマナー啓発を実施しています。
・害虫の発生を抑えるため、各町内会（区）に脱皮阻害剤を配布するなど、地域の衛生環境の向上に取り組んでいます。

≪現状と課題≫

大気･水質に関する環境基準は概ね達成しているものの、ごみのポイ捨てやペットのふん害など、個人のモラルやマナーに起因する問題も発生しています。

このため、市民が安心して快適に日常生活を送ることができるよう、生活環境を良好に保ち続けることが求められています。

基本方針	大気や水質などに関して更なる環境改善に努めるとともに、環境美化や公衆衛生向上に向けた取組を推進することにより、良好な生活環境の確保を図ります。

≪主な取組≫

・大気・水質等の監視測定を実施するとともに、騒音・悪臭等の公害未然防止を図るため、工場や事業所に対する指導及び啓発を行います。
・公害保健に関する情報を把握し、ウェブサイト等で公表します。
・市内企業が会員となっている環境保全協会等の団体と連携し、企業による自主的な環境保全活動を促進します。
・「富士市マナー条例」等の趣旨に基づき、ごみのポイ捨て防止やペットのふん害防止など、環境美化や公衆衛生に関する啓発を図ります。
・感染症の媒体となる害虫の駆除に努めるとともに、薬剤の配布などにより、地域住民等の効率的な害虫駆除活動を支援します。

≪構成事業≫

・大気汚染・悪臭対策事業　・水質汚濁・土壌汚染対策事業　・動物愛護事業　・防疫予防事業

政策分野３　循環型社会

■将来のまちの姿

資源を有効に活用する　できる限りごみを出さないまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.88	➡	3.44	➡	3.50
高評価者の割合	27.6%		54.0%		55.0%




新環境クリーンセンター資源回収棟

■施策１　廃棄物の３Ｒ※の推進

≪前期の主な取組≫

・食品ロス削減のため、イベントやキャンペーンでのＰＲ活動に取り組んでいます。
・ごみの減量化やリサイクルについて、小中学校等で出前講座を行うなど、普及啓発に努めています。
・焼却灰を資源化し、最終処分量の減量化を図っています。

➡

≪現状と課題≫

市民や事業者との協働により、ごみの排出量は減少傾向にあり、環境負荷の少ない循環型社会形成の過渡期にあります。

このため、資源の消費や廃棄物の発生を一層抑制し、資源の循環的な利用を促進していく必要があります。

基本方針	「リサイクルよりリユース、リユースよりリデュース」の考えのもと、循環型社会の形成に向け、廃棄物の３Ｒの推進を図ります。

≪主な取組≫

・市民や事業者と連携し、リユースの推進に向けた取組を図ります。
・市民団体等と連携し、ごみの減量化に向けた、分別やリサイクルなどの普及啓発を行います。
・食品ロスの削減と家庭での生ごみ堆肥化の取組を推進し、燃えるごみの削減を図ります。
・新環境クリーンセンターで発生する焼却灰を建築・土木資材として資源化するなど、最終処分量の減量化を推進します。
・リデュースの推進に向け、マイバッグの利用や詰め替え製品の購入など、出前講座での啓発を行います。

≪構成事業≫

・ごみ減量化推進事業　・ごみ処理計画推進事業　・品目別リサイクル推進事業
・新環境クリーンセンター焼却灰等資源化促進事業

■施策２　廃棄物適正処理の推進

≪前期の主な取組≫

・新環境クリーンセンターの適切な運転管理を行い、一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理しています。
・事業系ごみの適切な排出に係る搬入検査や立入検査を実施するなど、分別徹底の指導及び啓発に取り組んでいます。

≪現状と課題≫

事業系一般廃棄物の中には、分別が徹底されていないものが見受けられるとともに、山間部や海岸などにおける不法投棄が依然として発生しています。

このため、事業者への事業系一般廃棄物の適正処理に関する指導の強化や、不法投棄をしない、させない、許さないという市民意識の醸成を図ることが求められています。

基本方針	事業者への分別徹底に関する指導・啓発を進めるとともに、市民や関係団体等と連携し、不法投棄防止対策を強化するなど、廃棄物適正処理の推進を図ります。

≪主な取組≫

・新環境クリーンセンターの適切な運転管理を実施し、一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理します。
・一般廃棄物収集運搬許可事業者及び排出元の事業者に対して、分別徹底の指導及び啓発を強化します。
・市民、行政、警察、その他関係機関と連携した不法投棄防止パトロールを実施するとともに、不法投棄が多発している現場に必要に応じて監視カメラを設置し、証拠映像をもとに警察と連携して取締りを強化することで、不法投棄の防止対策を進めます。
・小中学校等への出前講座の実施や、県が展開する「６Ｒ県民運動※」への協力など、海洋プラスチック問題等に対する市民や事業者の意識醸成を図ります。（６Ｒは、ごみ削減の３Ｒ※に、Return（ごみは持ち帰る）、Recover（清掃活動に参加する）、Refuse（レジ袋を断る）の３つのＲを加えたもの。）

≪構成事業≫

・新環境クリーンセンター運営管理事業　・事業者廃棄物適正処理推進事業　・不法投棄対策事業

政策分野４　水利用

■将来のまちの姿

将来にわたり　良好な水環境を育むまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	3.51	➡	3.70	➡	3.80
高評価者の割合	58.5%		63.0%		70.0%


耐震化工事


東部浄化センター

■施策１　安全で安心できる水道水の持続的な供給

≪前期の主な取組≫

・水道の老朽管の更新や主要管路耐震化工事を実施しています。
・想定される大規模地震への備えとして、富士中央配水池を新設しました。
・民間技術を活用した漏水調査とＡＩ※によるリスク評価により、有収率の向上に取り組んでいます。
・市内全体の水道水の安定供給を目指し、地域住民が運営する各簡易水道組合との統合に向けて取り組んでいます。
・地下水位の観測や地下水利用者等への指導を実施するなど、地下水保全と適正利用を推進します。

➡

≪現状と課題≫

安全・安心な水道水を持続的に供給するため、老朽管更新や耐震化を推進してきましたが、人口減少や節水機器の普及に伴い、料金収入の減少傾向が続いています。

このような厳しい経営環境の中でも水道管の計画的な更新と簡易水道の統合などを効率的かつ着実に進め、将来にわたり安全で信頼される、富士山の地下水を水源とする水道水を安定的に供給する必要があります。

基本方針	水道施設の計画的かつ効率的な更新及び耐震化などを進め、富士山の恵みである豊富でおいしい水資源を活かした、安全で安心できる水道水の持続的な供給を図ります。

≪主な取組≫

・大規模な地震の発生に備え、優先度を踏まえて水道施設の耐震化を計画的に推進します。
・水道施設の維持管理を適正に行い、有収率向上に向けて取り組みます。
・市内全体の水道水の安定供給を目指し、各簡易水道組合との統合に向け取り組みます。
・地下水位の観測や地下水利用者等への指導を実施するなど、地下水保全と適正利用を推進します。
・本市の水道水の安全、安心、魅力についての情報発信に取り組みます。

≪構成事業≫

・配水設備等改良事業　・水道施設維持管理事業　・簡易水道統合推進事業　・地下水適正利用事業
・上下水道広報活動事業

■施策２　生活排水対策の推進

≪前期の主な取組≫

・公共下水道事業として、下水道管整備を実施しています。
・浄化槽区域における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に取り組んでいます。
・下水道施設において、老朽化した施設の改築及び重要施設の耐震化工事を実施しています。
・終末処理場等から放流される水の水質を適切に維持し、快適な生活環境と公共用水域の水質保全に取り組んでいます。

≪現状と課題≫

下水道計画区域の見直しや、民間活力の導入などの経営の効率化を進め、計画的な改築にも取り組んできましたが、人口減少や節水機器の普及に伴い、使用料収入の減少傾向が続いています。

このため、今後も安定的な経営のもとで更なる効率化を図り、引き続き良好な水環境を保全していく必要があります。

基本方針	持続可能な汚水処理システムの早期構築を目指し、公共下水道の管路整備と、合併処理浄化槽への転換促進を併せて進めるなど、生活排水対策の促進を図ります。

≪主な取組≫

・公共下水道事業計画区域において、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、浄化槽区域においては、合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理の推進により、水環境の保全に取り組みます。
・災害に強く持続可能なシステムを構築するため、効果的かつ効率的な耐震対策を計画的に取り組みます。
・終末処理場等の適切な運転管理を実施し、放流水の水質を適正に維持します。
・公共下水道事業の様々な取組への理解促進を図るため、広く情報を公開します。

≪構成事業≫

・下水道管路整備事業　・下水道処理場整備事業　・浄化槽普及促進事業　・浄化槽適正維持管理推進事業

政策分野１　産業創出

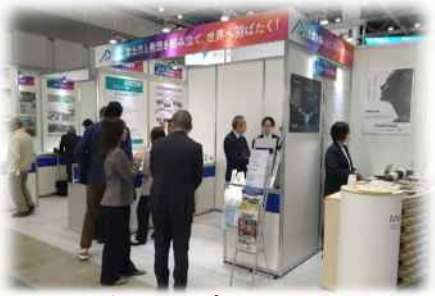
■将来のまちの姿

多様な産業が集積し　力強い経済基盤を築くまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	－	➡	3.13	➡	3.30
高評価者の割合	－		37.4%		45.0%

（注）策定時の「－」は、後期基本計画で新たに政策分野を設定したことによる。



ＣＮＦ関連の県外プロモーションの様子



地域産業支援センターでの経営相談の様子

■施策１　新産業・成長産業への参入支援

≪前期の主な取組≫

・脱炭素などをテーマにした各種セミナーの開催やビジネスマッチング※の創出、オープンイノベーション※の促進などにより、ＣＮＦ※や次世代自動車、医療、環境等をはじめとした新産業や成長産業への参入を促進しています。
・富士市ＣＮＦプラットフォームが主体となりＣＮＦ素材の実用化に向けた取組やプロモーションを展開しています。
・高等教育機関や公設研究機関等との連携を強化し、市内企業の研究・開発と人材の育成・確保を後押しするとともに、異業種連携による取組を支援しています。

➡

≪現状と課題≫

ＣＮＦ関連産業を含む新産業・成長産業分野の展開には、専門人材の確保・育成や技術支援の必要性が一層高まっています。

このため、幅広い分野を繋ぐ協力体制を強化し、本市産業の持続的な成長と進化に向けた取組が求められています。

基本方針	産学金官をはじめ、多様な分野との連携を強化し、情報共有や人材育成、技術支援などを継続的に推進することで、ＣＮＦ関連産業など新産業・成長産業への参入支援を図ります。

≪主な取組≫

・時代のニーズにマッチした研究セミナーの開催、持続可能な新たなものづくり事業への支援、産学や異分野・異業種の交流・連携の促進等により、新産業創出や新製品開発の機運を高めます。
・ＣＮＦプラットフォームや連携拠点の機能強化を通じて、会員連携・ネットワーク構築と実用化を促進します。
・富士市ＣＮＦブランドの活用などによるプロモーションと、用途開発を加速するマッチングやオープンイノベーションを推進します。
・継続的に、高等教育機関や公設研究機関等との連携を強化し、ＤＸ※やＧＸ※等の取組による産業構造の進化を促すことで、市内企業の新産業、成長産業への参入や、研究・開発部門等における高度な人材の育成・確保を支援します。

≪構成事業≫

・ＣＮＦ実用化推進事業　・新産業等創出支援事業

■施策２　起業支援及び中小企業等の経営基盤強化



≪前期の主な取組≫

・地域産業支援センター（Ｂｅパレットふじ）による伴走型支援をはじめ、起業・創業、スタートアップ※支援、デジタル技術を活用した事業改善への支援、各種研修・セミナーの開催を行っています。
・地域の商工団体等と連携し、経営基盤の安定・強化に係る制度融資や補助制度などによる支援を行っています。

≪現状と課題≫

市内の中小企業等を取り巻く経営環境は、人材不足による影響、原材料価格の高騰など、依然として厳しい状況にあり、また製造業をはじめとして、後継者の不足が懸念されます。

このため、中小企業等が時代の変化に柔軟に対応しながら、成長していけるよう、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

基本方針	「富士市中小企業及び小規模企業振興基本条例」の理念に基づき、産学金官と連携し、中小企業等の経営基盤の強化、起業・創業支援、スタートアップ成長支援等の総合的な推進を図ります。

≪主な取組≫

・中小企業等の人材確保、生産性向上などを促進するため、産業支援機関や金融機関等と連携し、実効性のある施策を展開します。
・地域産業支援センターにおいて、起業・創業、販路開拓、事業承継等に関する相談や伴走型支援、スタートアップ成長支援、企業訪問による支援（プッシュ型支援）、各種研修・セミナーの開催等を行います。
・中小企業等が持続可能な成長を遂げていけるよう、経営基盤の安定・強化に係る各種制度融資や補助制度、認定制度等の支援の充実を図ります。

≪構成事業≫

・支援体制整備事業　・ＤＸ※・テレワーク推進事業　・経営基盤強化支援事業　・地域産業支援センター事業
・中小企業金融支援事業

■施策３　企業立地の促進



≪前期の主な取組≫

・富士山フロント工業団地第２期の全区画を完売するとともに、富士山フロント工業団地第３期の整備に向け調査・設計等を行い、企業立地の受け皿確保に取り組んでいます。
・企業立地促進奨励金をはじめとする各種制度により、企業の誘致と留置を推進しています。
・オフィス立地を促進するための補助制度を創設し、首都圏等の企業に対しＰＲ活動を実施しています。
・民間遊休地に新たな投資を呼び込むため、用地情報や所有者の土地利用の意向把握を行っています。

≪現状と課題≫

市内には、企業立地の受け皿となる一団の工業用地が不足しており、企業の立地ニーズへの対応が難しい状況です。

このため、ものづくり企業の立地環境の確保に向け、既存の工業用地における低未利用地等の活用促進や富士山フロント工業団地第３期の早期完成など、企業の立地ニーズに対応できる工業用地の確保が求められています。

基本方針	新たな工業団地の整備と既存工業用地の土地利用状況の把握等により企業立地の受け皿確保を図ります。

≪主な取組≫

・企業立地促進奨励金をはじめとする各種制度や、豊富な水資源などの本市の強みを生かした企業の誘致と留置を推進します。
・企業の立地ニーズを取りこぼさないよう、富士山フロント工業団地第３期整備事業を早期に完成させるなど、企業立地の受け皿確保を図ります。
・民間遊休地の情報や所有者の土地利用意向の把握に努め、工業系土地利用の更なる推進に取り組みます。

≪構成事業≫

・企業立地推進事業　・富士山フロント工業団地第３期整備事業

政策分野２　工業・商業・流通

■将来のまちの姿

ヒト・モノ・コトがつながり　にぎわいがあふれるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.40	➡	2.93	➡	3.10
高評価者の割合	12.6%		31.0%		35.0%



商店街活性化イベントの様子



田子の浦港プロムナードゾーン※

■施策１　ものづくり産業の活性化

≪前期の主な取組≫

・隔年実施の「ものづくり力交流フェア」等のイベント開催を通して、本市企業の高い技術力や製品を市内外に発信しています。
・紙・パルプ産業をはじめとする地場産業活性化のため、ものづくり企業とデザイナーとのマッチングを実施するなど、新たな製品や高付加価値な製品開発等に向けた取組を進めています。

➡

≪現状と課題≫

社会経済情勢の変化や原油・物価高騰の影響を受けるなど多様な課題がある中、本市のものづくりは厳しい状況にあります。
このため、既存の確かな技術を活かしつつ、地域経済を牽引する地場産業の更なる活性化を図る必要があります。

基本方針	市内企業の製品・技術の国内外への情報発信など、ものづくりのまちをＰＲするとともに、付加価値の高いものづくりや持続可能な操業等を後押しし、既存産業の活性化を支援します。

≪主な取組≫

・市内企業の高い技術力や製品を国内外へ情報発信するなど、ものづくりのまちをＰＲするとともに、付加価値の高いものづくりへの支援をし、既存産業の活性化を図ります。
・「ものづくり力交流フェア」等のイベント開催を通して、参加企業間の交流促進や将来のものづくりの担い手の確保・育成に取り組みます。
・中小製紙メーカーの主力製品である再生家庭紙の販路拡大や、紙・パルプ関係団体が実施する研修事業等の活動を支援します。
・富士ブランド認定品の認知向上や販路拡大の取組を支援し、地場産業の振興を図ります。

≪構成事業≫

・地場産業振興事業

■施策２　商業振興及びまちなか※の活性化



≪前期の主な取組≫

・中心市街地の新規出店者等に対し、出店に係る支援を行い、空き店舗の減少に向けた取組を進めています。
・空き店舗等活用促進事業として、お試し出店の場を提供し、不動産所有者に対する遊休不動産活用の意識付けを図っています。
・にぎわいの創出に向け、まち歩きイベントを実施し、日常的な来街者の増加に取り組んでいます。
・ＴＭＯ※等が実施する個店の魅力の周知を図る取組を支援しています。
・イベントを通して、個店の商品などをＰＲするほか、ご当地グルメを活用して本市の魅力を発信する団体を支援しています。

≪現状と課題≫

空き店舗の常態化や商店街への来街者の低迷が続く一方で、消費者のニーズは多様化しています。

このため、空き店舗対策の推進や個店の情報発信力強化等の支援など、日常的な来街者の増加を図るとともに、商業振興のあり方を検討し、消費者の多様なニーズに応える必要があります。

基本方針	空き店舗対策の取組やにぎわいの創出に向けた事業等を実施するとともに、市内の個店支援を推進し、商業振興及びまちなかの活性化を図ります。

≪主な取組≫

・地域の特性や将来像を踏まえた商業振興ビジョンを作成し、まちなかの活性化と商業の持続的な発展を図ります。
・中心市街地の空き店舗の出店者に対する支援や、出店を検討している事業者に対して、お試し出店の場を提供する取組を行い、空き店舗の減少を図ります。
・ＴＭＯや商店街等の関係団体が実施するイベントや活動を支援するとともに、中心市街地のにぎわいを創出する取組を実施することにより、商店街の各店舗の認知度向上や、日常の来街者増加に繋げます。
・「富士のふもとの大博覧会」などのイベントを通して、個店の商品やサービスを広く周知します。
・にぎわいの創出に向け、大規模集客施設の誘致に取り組みます。

≪構成事業≫

・中心市街地活性化支援事業　・地域特産品推進事業　・商業・サービス振興事業

■施策３　港湾の利活用推進



≪前期の主な取組≫

・港湾施設の整備を促進し、バルク輸送※等大型化する貨物船等の航路機能の保全や港湾機能の維持を図っています。
・田子の浦港の利用促進に向け、市内外の企業にポートセールス※を実施し、取扱貨物量の増加を図っています。
・田子の浦ポートフェスタやイルミネーションを開催するほか、客船等を誘致するなど、港湾のにぎわいづくりに取り組んでいます。

≪現状と課題≫

田子の浦港は、入港可能な船舶が限定され、取扱貨物量が減少しているほか、港への交通アクセスも限られている状況の中、にぎわい創出に向けてプロムナードゾーン※の活用を進めています。

このため、ポートセールスの実施、眺望を生かした魅力ある空間の整備、港への交通利便性の向上などに取り組む必要があります。

基本方針	県東部の海上物流拠点の機能強化、保全を促進するとともに、富士山に最も近い港として、富士山の眺望を活かしながら、港のにぎわい創出を図ります。

≪主な取組≫

・田子の浦港の利用促進に向け、市内外の企業にポートセールスを実施し、取扱貨物量の増加を図ります。
・国土交通省に港湾整備促進要望を行うなど、バルク輸送等大型化する貨物船等の航路機能の保全や港湾機能の維持を図ります。
・田子の浦ポートフェスタやイルミネーションを開催するほか、客船等を誘致するなど、港湾のにぎわいづくりに取り組むとともに、効果的に情報を発信します。
・臨港道路の管理者である県と連携し、プロムナードゾーンの歩行空間を整備するほか、飲食店開設の支援やみなとオアシスを活用したにぎわいづくりに取り組みます。
・港で開催されるイベント等において、シャトルバス運行やレンタサイクル、利用者の属性や利用料金等の調査などを実施し、新たな交通手段のあり方を検討するなど、市民・観光客が足を運びやすい港づくりに取り組みます。

≪構成事業≫

・港湾振興事業　・港湾整備促進事業

政策分野３　農林水産業

■将来のまちの姿

富士山の豊かな恵みを活かし　活力ある農林水産業が継続するまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.73	➡	3.11	➡	3.20
高評価者の割合	18.6%		33.0%		40.0%


茶刈りの様子


森林から木材搬出の様子

■施策１　地場産品の生産支援と付加価値の向上

≪前期の主な取組≫

・農産物の競争力強化を図るため、お茶や柑橘類、落葉果樹等の特産化や販路拡大を推進支援しています。
・新たな切り口からお茶を盛り上げるため、富士のほうじ茶ブランド化事業に取り組みました。
・市内や東京都内でのイベントに参加し、富士ヒノキや「FUJI HINOKI MADE（フジヒノキメイド）※」の利用促進・販路拡大のためのＰＲを実施しています。
・地域木材の利用を促進するために、地域木材を使用して住宅・非住宅を新築した場合などに、補助金を交付しています。
・田子の浦しらすの県外でのＰＲ活動を実施するなど、周知及び販路拡大に努めています。

➡

≪現状と課題≫

農林水産事業者の多くが、価格競争、生産コストの高騰など厳しい経営環境にあります。

このため、地場産品の生産支援、競争力強化及び販路拡大に対する支援が求められています。

基本方針　農林水産事業者と連携し、地場産品の特産化と地産地消を進めるとともに、市内外へ積極的に農林水産物をＰＲするなど、地場産品の生産支援と付加価値の向上を図ります。

≪主な取組≫

・落葉果樹や柑橘類の特産化を推進するとともに、６次産業化※に取り組む生産者への支援などを通じて、農産物の競争力強化を図ります。
・お茶の新たな販路拡大に取り組む事業者を支援します。
・地元食材の利用促進や市内における地域材の活用支援などを通じて、農林水産物の地産地消を推進します。
・お茶をはじめとする地場産品の魅力を周知するため、イベント等でのプロモーション活動を推進します。
・ロードマップに基づき、民間事業者と連携を図り、原木の増産体制の強化と安定供給体制の確立を進めるとともに、市内や首都圏における富士市産木材（富士ヒノキなど）の販路開拓・拡大を推進します。
・地理的表示であるＧＩ登録※産品の強みを活かし、市内外に田子の浦しらすをＰＲします。

≪構成事業≫

・地産地消推進事業　・茶業振興事業　・農業振興事業　・林業普及事業　・水産業振興事業

■施策２　生産基盤の保全・拡充



≪前期の主な取組≫

・優良農地創出のため、江尾地区及び間門地区で基盤整備事業を継続して実施しています。
・農作物被害対策防除事業費補助金や荒廃農地の解消を支援する補助金を交付しています。
・森林整備を促進するため、造林事業を支援する補助金を交付し、新たに、作業道開設のための補助金メニューを追加しました。

≪現状と課題≫

荒廃農地や未整備山林の拡大、農林水産業の関連施設の老朽化に加え、野生鳥獣による農産物等への被害が増加しています。
このため、持続可能な生産基盤の保全が求められています。

基本方針	持続可能な生産性の確保を支援するとともに、自然災害や鳥獣被害への対策を進めるなど、農地及び森林等の生産基盤の保全・拡充を図ります。

≪主な取組≫

・農業基盤整備により優良農地を創出し、生産性や効率性の向上と荒廃農地の解消を図ります。
・農林水産用施設の保全・整備に取り組み、安定的な生産体制の確保と自然災害や鳥獣被害などによる農林水産物への被害軽減を図ります。
・造林・間伐・林地保全などを支援し、健全な森林を造成することにより、資源の循環利用を進め、持続可能な森林経営を促進します。

≪構成事業≫

・農道・農業施設維持管理事業　・荒廃農地対策事業　・鳥獣被害対策事業

■施策３　担い手の確保・育成



≪前期の主な取組≫

・耕作されなくなった農地について 農地中間管理機構※を通して担い手へ貸し出しています。
・県立農林環境専門職大学や富士市森林組合と連携し、高校生を対象としたイベントの開催や林業紹介パンフレットの作成などにより、林業の担い手の確保・育成に努めています。
・２０代～３０代を対象とした林業体験事業を実施しています。
・チェーンソー型のＶＲシミュレーター※を使用した林業体験事業を実施しました。

≪現状と課題≫

農林水産物の価格低迷や人口減少、高齢化などによる後継者等の減少により、深刻な担い手不足となっています。
このため、新規参入者の確保や担い手の安定経営のための支援が求められています。

基本方針	意欲的な担い手や新規参入者の生産規模拡大を支援し、経営の安定化と効率化を促進し、担い手の確保・育成を図ります。

≪主な取組≫

・県や関係団体と連携し、既存農家を支援するとともに、参入希望者の裾野を広げ、新たな担い手の確保に取り組みます。
・意欲のある担い手へ農地や森林の集積と集約を進め、事業規模の拡大、経営の効率化及び高度利用化を図ります。
・農地を所有し、農業経営を行うことができる農業参入法人に対して誘致活動を行います。
・地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の話し合いの場において、農業関係者のニーズ等を把握し、担い手の支援を計画的に推進します。
・中高生や２０代～３０代向けの林業現場見学会や就労体験等を行い、林業就業者における新たな担い手の確保・育成を図ります。
・林業就業者を確保するため補助金を交付するなど、事業者の雇用の安定を図ります。

≪構成事業≫

・担い手確保育成事業　・農地集積事業　・林業振興事業

政策分野４　雇用・労働

■将来のまちの姿

多様な働き方を実現し　だれもが活躍できるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	―	➡	2.93	➡	3.10
高評価者の割合	―		26.2%		35.0%

※策定時の「－」は、後期基本計画で新たに政策分野を設定したことによる。


学生と企業の交流イベントの様子


キャリア教育※の様子

■施策１　人材の確保及び就労の支援

≪前期の主な取組≫

・合同企業面接会や就職相談会、ハローワークと合同による就職面接会を開催するなど、企業と就労を希望するすべての年代とのマッチング機会の創出を図っています。
・インターンシップ※支援補助金の交付や、学生と企業の交流イベントを開催するなど、ＵＪＩターン※就職を促進しています。
・中小企業等奨学金返還支援補助金「人材アシストＵ－３０」により、市内中小企業等が行う奨学金返還手当の支給を支援しています。

➡

≪現状と課題≫

若い世代の男女が進学や就職を機に市外へ転出しており、市内企業等における人手不足が顕著に表れています。
このため、若者が地元で就職しやすい環境づくりや多様な人材が活躍できる支援に取り組む必要があります。

基本方針	関係機関と連携し、市内企業等と就労希望者のマッチング機会を創出するとともに、ＵＪＩターン就職を促進し、市内企業等による人手不足の解消を図ります。

≪主な取組≫

・市内企業の雇用に関する実態を定期的に調査することで、本市の雇用状況を分析し、今後の施策展開に活用します。
・ハローワークや富士商工会議所、富士市商工会等と連携し、市内企業等に関する情報発信事業や各種イベントを展開するなど、企業等と就労を希望するすべての年代の方とのマッチング機会の創出を図ります。
・市内企業等と若者世代との交流機会を提供し、ＵＪＩターン就職を促進するとともに、地域の雇用・産業の担い手である小・中・高等学校の児童生徒へのキャリア教育を通じて、将来的なＵターン就職の動機付けを図ります。
・市ウェブサイトや市公式ＳＮＳ※等を活用し、県内外の学生等に対し、富士市での就職をＰＲします。
・市内中小企業等の奨学金返還手当の支給に要する経費を補助するなど、働く若者に対しての奨学金返還を支援します。

≪構成事業≫

・雇用対策事業　・高齢者就労支援助成事業　・高齢者就業センター運営管理事業

■施策２　労働環境の充実

≪前期の主な取組≫

・市内事業所のテレワークの導入やフリーアドレス※化に係る支援を行い、柔軟な働き方の実現を進めています。
・事業所の在宅勤務や時差出勤等の多様な働き方の導入を促進しています。
・キャリア教育※支援を通じて、こども※から大人まで幅広い世代のキャリア観の形成を後押ししています。

≪現状と課題≫

少子高齢化の進行により、労働力人口がピークを迎えつつある中、就労者のライフスタイルや職業観も変化しています。

このため、誰もが働きやすく、多様な働き方を選択できるワーク・ライフ・バランス※の推進とキャリア教育を推進する必要があります。

基本方針	キャリア教育支援や多様な働き方の導入を促進するとともに、市内中小企業等の福利厚生を支援するなどにより、多様化するキャリアやライフスタイルに合わせた環境づくりを図ります。

≪主な取組≫

・事業所の在宅勤務や時差出勤等の多様な働き方の導入を推進します。
・就労者のライフスタイルの変化に合わせた各種セミナーを開催するなど、経営者の啓発を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。
・富士市勤労者福祉サービスセンター等を通じ、市内中小企業等の福利厚生を支援します。
・市内の製造業等における従業員のモチベーション向上や人材確保の強化を図るため、魅力ある職場環境づくりを支援します。

≪構成事業≫

・労働啓発事業　・勤労者福利厚生助成事業　・勤労者融資事業

政策分野１　シティプロモーション

■将来のまちの姿

魅力や愛着を感じ　だれもが住みたくなるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.98	➡	3.34	➡	3.40
高評価者の割合	27.6%		43.7%		50.0%


富士市シティプロモーション大使


移住に関する相談

■施策１　まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成

≪前期の主な取組≫

・市ウェブサイトや市公式ＳＮＳ※、シティプロモーション大使などを活用し、本市の知名度や好感度、市民満足度の向上を目的とした情報を積極的に発信しています。
・ブランドメッセージを活用した情報発信や啓発活動を行っています。
・ふじ応援部や出張ワークショップなど、本市に愛着と誇りを持つ人を増やす取組を進めています。

➡

≪現状と課題≫

本市には、多様な魅力や地域資源がありますが、それらが市内外に十分に伝わっているとは言えない状況にあります。
このため、市民や関係団体等との連携による情報発信や交流施策を推進し、地域の魅力を市内外へ効果的に発信していくことが求められています。

基本方針	ブランドメッセージやまちの魅力について知る機会の創出などにより、まちへの愛着と誇りの醸成を図ります。

≪主な取組≫

・ブランドメッセージやシティプロモーション大使などを活用し、市民のまちへの愛着と誇りを醸成します。
・本市の知名度や好感度の向上のため、市ウェブサイトや市公式ＳＮＳ等を通じた積極的な情報発信を推進します。
・ふじ応援部養成講座や魅力発見バスツアーなど、本市に愛着と誇りを持つ人を増やす取組を進めます。
・市民団体と協力しながら、富士山婚式事業や吉野弘朗読コンクール事業などを実施し、まちの魅力の周知を図ります。
・次代を担うこども※たちが地域への理解を深められるよう、各学校での出張ワークショップなど、地域の魅力や資源を知ってもらうための取組を実施します。

≪構成事業≫

・シティプロモーション推進事業　・ブランドメッセージ推進事業

■施策２　関係人口※の創出

≪前期の主な取組≫

・関係人口とは、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことですが、本市ではふるさと納税等を通して、本市と市外在住者との関わりの創出・拡大を図っています。
・フィールドワーク※の拠点として「ふらりば」を開設するなど、本市と大学生等の若い世代が関わりを持ち続けられるための取組を推進しています。

≪現状と課題≫

ふるさと納税寄附件数、寄附金額、フィールドワーク受入件数等が増加傾向にあります。

このため、本市との関わりが一時的なものにとどまらず、継続的に深まっていくよう、リピーターを確保し、関係性を築く取組を進める必要があります。

基本方針	交流機会の創出や継続的に関わることのできる仕組みづくりを推進し、地域や住民と多様な形で繋がる関係人口の創出を図ります。

≪主な取組≫

・ふるさと納税返礼品を引き続き開発していくとともに、ポータルサイトの新規導入やブラッシュアップ、首都圏のリアルイベント等での情報発信を行います。
・寄附者に対し、寄附金の使途の報告やお礼を行うなど、継続的な関係を構築していきます。
・「ふらりば」の利活用の促進や受入態勢の強化を行うとともに、探究活動等の実施を支援し、「フィールドワークのまちふじ」の実現を目指します。

≪構成事業≫

・ふるさと納税推進事業　・フィールドワーク推進事業

■施策３　移住定住の促進

≪前期の主な取組≫

・移住相談機会の拡充や、移住交流イベントを実施し、移住検討者が本市に来訪するきっかけづくりを行っています。
・補助金の交付等による、移住者の支援を行っています。
・婚活イベントを実施し、市内での出会いの機会を提供しています。
・補助金の交付等による、若い世代の定住を促すための新婚世帯への支援を行っています。

≪現状と課題≫

移住に関する相談件数や移住者数が増加傾向にある一方で、若い世代の人口減少が進んでいます。

このため、本市の暮らしの魅力の更なる発信や、経済的不安の解消、市内での出会いの機会の増加など、定住人口の維持・拡大に繋がる取組を進めていく必要があります。

基本方針	移住施策の推進や、より多くの人と関わる機会の更なる増加を図ることにより、定住人口の確保・増加に繋げます。

≪主な取組≫

・若者や子育て世帯を中心とし、移住定住のニーズの変化を踏まえ、東京圏のみならず、他地域への情報発信や支援を行います。
・結婚を望む方に対し市内での出会いの機会を提供します。
・市内での新生活を応援するための補助金を交付するなど、新たに結婚した夫婦等が新生活の場として本市を選んでもらえるような取組を推進します。
・多くの人々に様々な媒体を通じて情報発信することで、本市への関心を高め、将来的な移住・定住の促進に繋げます。

≪構成事業≫

・移住定住推進事業　・結婚支援事業

政策分野２　観光

■将来のまちの姿

「富士山」の魅力が最大限に活用され　観光交流が進むまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.59	➡	2.94	➡	3.20
高評価者の割合	20.7%		35.0%		40.0%


工場夜景


大淵笹場

■施策１　富士山活用の推進

≪前期の主な取組≫

・富士山登山ルート３７７６において、デジタルスタンプラリーの導入やウェブサイトの刷新・多言語化など、国内外からの挑戦者獲得に取り組んでいます。
・富士山百景写真コンテストについては、渋谷での富士山百景写真展などの実施により、首都圏ならではの富士山の絶景をＰＲしました。
・富士山撮影スポットに来訪する観光客が、他の市内観光施設や商業施設へ周遊できるようデジタル音声マップの試験導入をしました。

➡

≪現状と課題≫

本市は、日本一高い富士山と日本一深い駿河湾の両方を有するまちという他にはない強みと、大都市圏から人を呼び込みやすい地理的優位性を有しています。
このため、本市のポテンシャルを最大限に活かした誘客の推進が求められています。

基本方針	世界文化遺産・富士山を最大限活用した観光事業を展開していくとともに、広域で効果的なＰＲを行うことで、国内外からの誘客を図ります。

≪主な取組≫

・富士山登山ルート３７７６など、富士山麓の自然を体験できる本市ならではの特徴を活かした取組を継続的に推進します。
・富士山百景写真コンテストや富士山百景写真展の開催、富士山ビューポイントを活かした看板整備やイベントの実施など、世界文化遺産・富士山を活用した事業を展開します。
・岩本山、龍巌淵、大淵笹場、今宮茶園、東部市民プラザ周辺地域、富士山夢の大橋などの観光スポットにおいて、来訪者が安心して楽しめる環境整備や周遊促進に取り組みます。

≪構成事業≫

・富士山活用推進事業　・富士山百景推進事業

■施策２　観光資源の活用



≪前期の主な取組≫

・第２次富士市観光基本計画を策定しました。
・観光ボランティアガイド養成講座を実施し、観光ボランティアガイドの会の会員を増やしています。
・まちの駅ネットワーク、観光ボランティアガイド、富士山観光交流ビューロー、ホテル旅館業組合等との連携による、ホスピタリティあふれるおもてなしの推進に取り組んでいます。
・田子の浦港や工場夜景など、産業資源を活かした情報発信と誘客を進めています。

≪現状と課題≫

観光客は、本市の観光スポットへ特定の季節に一時的に立ち寄り、他市へ移動する傾向があります。

このため、周辺地域の観光資源と組み合わせ、通年で観光客の増加を図る取組や、市内回遊を促す仕組みが必要です。

基本方針	国内外からの来訪者を継続的に誘客できるよう、観光関係者と協働し、地域の観光事業の創出を促進するとともに、周辺地域との連携により回遊性を高め、観光資源の活用を図ります。

≪主な取組≫

・田子の浦港や観光農園、工場夜景、地元特産品など、産業資源を観光に活かした事業展開と情報発信の強化により本市への誘客を図ります。
・本市が有する歴史や自然、景観、湧水などの地域特性を活かした事業や、富士まつりをはじめとするイベントなどを継続して実施し、市内外への魅力発信と地域住民の活動を支援します。
・観光ボランティアガイドの会やまちの駅ネットワークなどの民間団体、商店街、富士山観光交流ビューロー等との連携を強化し、民間主体による観光事業の創出やイベントの誘致などに取り組み、地域活性化を図ります。
・来訪者が目的に応じた情報をスムーズに取得できるように取り組みます。
・富士山周辺地域の観光関係者や自治体と連携し、地域全体で観光産業の底上げを図ります。

≪構成事業≫

・観光基本計画推進事業　・観光ボランティア推進事業　・富士山観光交流ビューロー支援事業

■施策３　観光インフラの整備



≪前期の主な取組≫

・道の駅富士川楽座や道の駅富士、新富士駅内市有施設などの設備修繕を実施しました。
・道の駅富士川楽座「体験館どんぶら」のリニューアルに向けた計画策定を進めています。
・市内観光地の訪問者数調査のため、人流マーケティングツールを導入しました。
・増加している富士駅周辺の観光客に対応するため、富士駅北口簡易観光案内所を開設しました。

≪現状と課題≫

インバウンドの増加や旅行ニーズの多様化など、観光事業を取り巻く環境が変化しています。

このため、地域住民の生活環境に配慮しながら、観光客の利便性や満足度を高めることができるよう受入環境を整備する必要があります。

基本方針	観光に関するデータ分析により国内外の旅行者のニーズなどを把握し、利便性の向上や既存の観光事業の継続・発展に繋がる観光インフラの整備を図ります。

≪主な取組≫

・各種ウェブサイトのアクセスデータを分析し、効果的な事業展開を図ります。
・体験館どんぶらを含む道の駅富士川楽座や道の駅富士、新富士駅内市有施設の計画的な施設改修等を行い、観光客の利便性を高め、更なる観光誘客を図ります。
・観光客が増加しているスポットにおける受入環境の向上や周辺の生活環境の保全のため、観光案内板やトイレ、駐車場などの整備や、観光客が利用しやすい移動手段の充実などに取り組みます。
・国内外からの観光客の情報ニーズに対応できるよう、観光案内所のほか、動画やウェブサイト、ＳＮＳ※等を積極的に活用した情報発信や継続的なコンテンツの更新を行います。

≪構成事業≫

・観光施設整備・点検事業　・富士川楽座施設運営管理事業

政策分野３　スポーツ

■将来のまちの姿

だれもが　いつでも　いつまでも　スポーツに親しみ　交流が生まれるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	ー	➡	3.27	➡	3.40
高評価者の割合	ー		43.0%		50.0%

(注)策定時の「ー」は、後期基本計画で新たに政策分野を設定したことによる。



富士市総合体育館「北里アリーナ富士」



富士山サイクルロードレース

■施策１　生涯スポーツの推進

≪前期の主な取組≫

・エンジョイスポーツデーや親子スポーツ教室など、スポーツのきっかけづくりやニーズに応じたプログラムの充実を図り、多くの人がスポーツを楽しめる事業に取り組んでいます。
・地区スポーツ教室の開催や学校運動施設の開放に係る管理等により、気軽にスポーツに参加できる機会を提供しています。

➡

≪現状と課題≫

各種スポーツイベントを通じて、スポーツに親しむきっかけづくりやニーズに応じたプログラムの提供を行っていますが、参加者の拡大が十分に進んでいるとはいえない状況です。

このため、市民ニーズの把握やプログラムの見直しなどを行うことで、より多くの人が気軽にスポーツに触れられる機会を充実することが求められています。

基本方針	気軽にスポーツに参加できる機会の充実、スポーツイベント・教室に関する情報発信の強化、スポーツを支える多様な人材の発掘と育成などにより、生涯スポーツの推進を図ります。

≪主な取組≫

・世代、性別、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しむことができるよう、きっかけづくりやニーズに応じたスポーツプログラムの充実を図ります。
・学校体育施設を利用したスポーツ教室の開催など、身近なところで気軽にスポーツに参加できる機会を提供します。
・市民の幅広いニーズに適切に対応できるよう、スポーツ指導者の育成や総合型地域スポーツクラブ等との連携を図ります。
・スポーツに関するイベントや教室の情報発信を強化します。

≪構成事業≫

・スポーツイベント開催事業　・スポーツ指導者養成事業　・スポーツ情報提供事業　・スポーツ団体育成事業

■施策２　スポーツ交流の推進

≪前期の主な取組≫

・富士山女子駅伝やアルティメット大会など、全国規模のスポーツ大会等を継続的に開催しています。
・市内に拠点を置く地域密着型サイクルレーシングチーム「レバンテフジ静岡」との連携や、富士山サイクルロードレースを開催するなど、自転車を活用した誘客や交流の拡大を図っています。
・スイス水泳チームをはじめとした、スポーツを通じた国際交流を進めています。
・様々な産業分野が一体となってスポーツをテーマとした地域振興の実現を目指すスポーツコミッション※を設置しました。

≪現状と課題≫

スポーツコミッションの機能の強化、大規模スポーツ大会や合宿の誘致、スポーツを通じた市民交流イベントの開催により、経済波及効果が発生しています。

このため、スポーツコミッションを中心とした官民連携の推進などにより、スポーツ交流の更なる推進が求められています。

基本方針	スポーツに適した本市の豊かな地域資源を活かし、全国規模のスポーツ大会・イベントやスポーツ合宿を誘致するなど、スポーツ交流の推進を図ります。

≪主な取組≫

・外部人材の活用などにより、スポーツコミッションの機能をさらに強化します。
・国際大会や全国規模のスポーツ大会・イベントの継続的な開催及び新規誘致、スポーツ合宿の誘致、スポーツツーリズムの推進に向けて、官民一体となって取り組みます。
・本市を拠点とするサイクルレーシングチームや県内に拠点を置くプロスポーツチーム・団体と連携し、誘客や交流の拡大を図るとともに、市民との交流機会を創出します。
・富士山サイクルロードレースの開催やサイクルツーリズム※の推進により、自転車を活用した誘客や交流の拡大を図ります。
・国際大会等の事前合宿などを行う海外ナショナルチームとスポーツを主とした交流を推進します。

≪構成事業≫

・スポーツ交流推進事業

■施策３　スポーツ環境の充実

≪前期の主な取組≫

・スポーツを「する、みる、ささえる」場の創出や市民交流の場の形成、交流人口の拠点整備として、総合体育館を建設しました。
・老朽化した施設の修繕や改修を進めています。
・施設の運営及び維持管理を行っている指定管理者に対し、円滑な運営ができるよう指導・監督を行っています。

≪現状と課題≫

市民のスポーツ活動を支える基盤であるスポーツ施設の多くで老朽化が進行しています。

このため、計画的な施設改修を進め、利用者の安全確保や利用環境の改善等を図ることが求められています。

基本方針	誰もが安心かつ快適に施設を利用できるよう、計画的に修繕・改修し、スポーツ環境の充実を図ります。

≪主な取組≫

・誰もが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設の改修を計画的に進めます。
・スポーツ施設を円滑に運営するため、指定管理者への指導及び監督を行います。
・スポーツ施設を計画的に保全するため、個別施設計画を策定し、利用環境の改善やコストの縮減等を図ります。
・誰もが利用しやすい施設となるように関係団体と連携し、利用者の利便性の向上を図ります。

≪構成事業≫

・スポーツ施設整備事業　・スポーツ施設管理事業

政策分野４　文化・国際

■将来のまちの姿

こころ豊かな人を育て　交流が生まれる文化のまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	ー	➡	3.28	➡	3.40
高評価者の割合	ー		40.2%		50.0%

（注）策定時の「ー」は、後期基本計画で新たに政策分野を設定したことによる。


富士市文化会館「ロゼシアター」


オーシャンサイド市を訪問する富士市少年親善使節団

■施策１　文化芸術活動の振興及び文化交流の創出

≪前期の主な取組≫

・市展や総合文化祭の開催など、多くの市民が多様な文化芸術活動に参加する機会を提供しています。
・文化振興基金を活用し、市民や民間団体等が行う文化芸術活動への支援を行っています。
・紙のアートフェスティバルや企画展など、ふじ・紙のアートミュージアムによる文化芸術活動を実施しています。

➡

≪現状と課題≫

文化芸術事業への参加者数は増加傾向にあり、関心やニーズが高まっています。
このため、誰もが文化芸術に触れ、楽しむ機会の一層の充実を図り、それらを通じ、地域の魅力向上や交流の機会を創出する取組を進める必要があります。

基本方針	文化芸術活動に主体的に取り組むことができる機会の提供や市民活動への支援など、文化芸術活動の振興を図るとともに、様々な分野との連携を進め、文化芸術を通じた交流を創出します。

≪主な取組≫

・新たな文化芸術の創造や若手芸術家の育成を進めます。
・公募展や文化祭の開催など、多くの市民が多様な文化芸術活動に参加する機会を創出します。
・文化振興基金の活用や後援などを通して、市民や団体の主体的な文化芸術活動を支援します。
・本市の特色を活かした文化芸術活動を観光・国際交流・福祉・教育・産業などの他分野と連携することにより、文化芸術を通じた新たな交流づくりを進めます。
・民間団体等が行う文化芸術イベントの開催を支援し、本市の魅力の発信やにぎわいづくりを進めます。

≪構成事業≫

・芸術文化普及事業　・芸術文化啓発事業　・芸術文化助成事業

■施策２　文化環境の充実



≪前期の主な取組≫

・文化施設の指定管理者の指導及び監督を行っています。
・老朽化した施設の修繕や改修を進めています。

≪現状と課題≫

　市民の文化活動を支える基盤である文化施設の老朽化が進行しています。
　このため、計画的な施設改修を行い、利用者の安全確保や利用環境の改善等を図ることが求められています。

基本方針	誰もが安心かつ快適に施設を利用できるよう、計画的に修繕・改修し、文化環境の充実を図ります。

≪主な取組≫

・誰もが安心して文化施設を利用できるよう、老朽化した施設の改修を計画的に進めます。
・文化施設を円滑に運営するため、指定管理者への指導及び監督を行います。
・文化施設を計画的に保全するため、個別施設計画を策定し、利用環境の改善やコストの縮減等を図ります。
・誰もが利用しやすい施設となるように関係団体と連携し、利用者の利便性の向上を図ります。

≪構成事業≫

・文化会館施設管理事業　・文化会館運営管理事業

■施策３　国際交流の促進



≪前期の主な取組≫

・友好都市である中華人民共和国の嘉興市、姉妹都市であるアメリカ合衆国のオーシャンサイド市との交流を継続して実施しています。
・訪問団派遣・受入等の交流事業を推進しています。
・東京２０２０オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致をきっかけに、ラトビア共和国クルディーガ市との交流を進めています。

≪現状と課題≫

　国際化が進展し、多様な文化に触れる機会が拡大しています。
　このため、友好都市や姉妹都市をはじめとする海外都市との交流を継続するだけでなく、様々な海外都市と幅広い分野で交流を図り、地域活性化に繋げていく必要があります。

基本方針	本市と関係がある海外都市との交流を進めるとともに、民間の積極的な相互交流を支援し、異文化への理解を深め、国際交流の促進を図ります。

≪主な取組≫

・中華人民共和国・嘉興市（友好都市）、アメリカ合衆国・オーシャンサイド市（姉妹都市）との交流を継続し、民間団体や中高生を中心に、幅広い市民を対象とした交流活動を進めます。
・友好都市や姉妹都市をはじめとした海外都市との文化・スポーツ・教育・経済などの分野における相互交流を推進します。

≪構成事業≫

・海外都市交流事業

政策分野１　市街地形成

■将来のまちの姿

地域特性に応じた　魅力あふれる暮らしやすいまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.95	➡	3.24	➡	3.40
高評価者の割合	25.5%		38.7%		45.0%



富士駅北口再整備のパース図



新富士駅南口周辺区画整理の様子

■施策１　土地利用の適正化

≪前期の主な取組≫

・第三次富士市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定版を策定し、集約・連携型都市づくりを推進しています。
・用途地域等再検証ガイドラインを作成しました。
・土地の埋立てや盛土などが法令や条例に基づき適切に行われるよう取り組んでいます。

➡

≪現状と課題≫

生活利便施設が集積したまちなか※においても、人口減少が予測されています。
このため、長期的な視点で、生活の利便性や安心して暮らせる環境を確保する集約･連携型の都市づくりを推進する必要があります。

基本方針	人口が減少しても暮らしの質が維持されるよう生活に必要な機能を確保するなど、規制・誘導策を一体的に運用し、土地利用の適正化を図ります。

≪主な取組≫

・集約・連携型都市づくりの考えに沿った土地利用の誘導や、地域地区などの都市計画制度を効果的に適用するとともに、再検証結果に基づき用途地域の見直しなどの取組を進めます。
・地区住民等と協働で、きめ細かな都市づくりのルールである地区計画制度を導入するなど、地区単位での良好な市街地の形成を図ります。
・土地の埋立てや盛土などが法令や条例に基づき適切に行われるよう事業者に対し指導を徹底します。

≪構成事業≫

・都市計画マスタープラン推進事業　・地区計画導入事業　・砂利採取・土地の埋立て等規制事業

■施策２　魅力あふれるまちなか※の形成

≪前期の主な取組≫

・富士駅北口において、市が主体の駅前広場整備事業と再開発組合が主体の市街地再開発事業を推進しています。
・新富士駅周辺における都市基盤整備を進めるとともに、駅南口の「商業地域」の高度利用化について検討し、新富士駅南口周辺都市機能形成基本計画を策定しました。
・富士駅北口及び吉原商店街周辺において、ウォーカブル※なまちづくりを進めるため、官民連携によるソフト事業を実施しています。

≪現状と課題≫

都市の中枢機能を担うまちなかにおいて空洞化が進んでいます。

このため、都市機能の更新や快適なまちなか空間の創出等により、利便性が高く、にぎわいの中心地となる魅力ある都市拠点を形成する必要があります。

基本方針	官民が連携して、多様な手法を柔軟に組み合わせ、エリアの価値や持続可能性を高めるための機能の更新や活用を進め、魅力あふれるまちなかの形成を図ります。

≪主な取組≫

・富士駅周辺及び吉原商店街周辺において、再開発事業等により、商業・オフィス、交流、居住等の都市機能を更新するなど、市街地環境の整備改善を図り、都市拠点の活性化・再生を促進します。
・新富士駅周辺において、土地区画整理事業や道路整備等の都市基盤整備、官民連携によるエリアマネジメント等を通して、土地の高度利用を促進し、広域の玄関口にふさわしいにぎわいと質の高い都市空間を創出します。
・富士駅北口や吉原商店街周辺等のまちなかにおいて、官民連携により、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進し、快適で回遊性の高い魅力的なまちなか空間を創出します。

≪構成事業≫

・市街地再開発事業促進事業　・新富士駅南地区整備推進事業　・まちなか拠点形成事業

■施策３　都市のスポンジ化※の抑制

≪前期の主な取組≫

・空き家の発生予防を広く周知するため、セミナーや講座を実施しています。
・各種補助金の交付や制度の周知を行うことにより、空き家の除却や利活用、リフォームを促進しています。

≪現状と課題≫

人口減少や高齢化の進行等により空き家や空き地が増加しています。

このため、効果的な事後対策を実施するとともに、発生予防に向け継続した周知等を行う必要があります。

基本方針	空き家・空き地の増加抑制に向け、所有者等による適正管理を促進するとともに、官民が連携した空き家の除却や利活用を推進し、都市のスポンジ化の抑制を図ります。

≪主な取組≫

・空き家の発生を予防するため、ガイドブックを使用したセミナーや講演会を開催し、住まいの終活という視点を含めた事前準備の重要性を広く周知するとともに、所有者の当事者意識を醸成します。
・空き家の放置を防ぐため、所有者等に向けた継続的な働きかけや専門家と連携した相談体制の拡充を図ります。
・関係団体と連携を図り、所有者等による空き家等の適正管理を推進し、危険な空き家の除却や空き家バンクによる利活用を促進します。
・良好な土地利用を図るため、低・未利用地に関する情報を公開するとともに、適正な土地利用事業の規制誘導を行います。

≪構成事業≫

・空家等対策推進事業　・土地利用対策事業

政策分野２　交通・道路

■将来のまちの姿

だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	2.40	➡	2.50	➡	3.10
高評価者の割合	14.1%		19.6%		35.0%


実証運行中の自動運転バス


五味島岩本線開通後の様子

■施策１　公共交通ネットワークの確保

≪前期の主な取組≫

・コミュニティ交通の継続運行や地域公共交通事業者への支援に加え、廃止された路線バスの代替交通を運行するなど、公共交通ネットワークを維持・確保しています。
・自動運転バスやＡＩオンデマンドバス※など、新たな交通システムの実証や導入を行っています。
・バリアフリー※基本構想に基づき、鉄道事業者が実施する富士川駅のエレベーターや多目的トイレ等の設置を支援しています。

➡

≪現状と課題≫

公共交通や自動車、自転車、徒歩等によるバランスのとれた交通体系の構築が重要である中、本市は、過度に自動車に依存した交通体系になっています。

このため、人口減少時代や深刻な運転士不足の状況下においても、市民や来訪者の移動の足を維持すべく公共交通ネットワークを将来にわたって確保する必要があります。

基本方針	公共交通を集約・連携型都市づくりに欠かせない「都市の装置」として位置付け、官民の適切な役割分担により、持続可能な公共交通ネットワークの確保を図ります。

≪主な取組≫

・公共交通をみんなで支え・育て・守ることができるよう、市民・交通事業者・行政が協働して利用促進を図るための体制づくりや、市民意識の啓発、環境整備などを推進します。
・移動制約者等の移動手段を確保するため、コミュニティ交通を行政が自主運行するなど、地域の実情に応じた多様な公共交通サービスを提供します。
・地域公共交通事業者への運行支援による路線の維持・確保のほか、交通事業者との連携によりバリアフリー化等を促進し利用環境の改善などを図ります。
・自動運転バスやＡＩオンデマンドバスの運行等により、新富士駅・富士駅間やまちなか※、観光拠点のアクセス向上や公共交通の利便性向上を図ります。

≪構成事業≫

・公共交通振興事業　・自主運行バス等運行事業　・公共交通支援事業　・バリアフリー基本構想推進事業
・ＭａａＳ※・新交通システム推進事業

■施策２　快適な道路ネットワークの構築



≪前期の主な取組≫

・本市場大渕線や、富士川かりがね橋のアクセス道路となる五味島岩本線など、幹線道路の整備を進めています。
・日常生活の利便性や住環境の改善を図ることができる安全な生活道路の整備を進めています。
・こども※や高齢者などに配慮した歩道整備を進めるとともに、自転車の通行空間を整備し、安全・快適な移動の確保を図っています。

≪現状と課題≫

本市の移動手段は自動車が多く、幹線道路では慢性的な混雑が発生しており、歩行者を含む道路利用者への安全・快適な道路環境の確保が重要視されています。

このため、円滑な道路ネットワークの構築を図るとともに、歩行者や自転車の安全性に配慮した道路整備を進める必要があります。

基本方針	市内の南北・東西方向の道路の多重性や代替性を確保するとともに、生活道路や歩行者・自転車走行空間を整備し、安全・安心で快適な道路ネットワークの構築を図ります。

≪主な取組≫

・南北間のアクセス向上において要となる本市場大渕線や、富士川かりがね橋のアクセス道路となる五味島岩本線などの幹線道路を整備し、道路ネットワークの強化を図ります。
・渋滞の緩和について、実態を正確に把握したうえで、柔軟な対応を図ります。
・日常生活の利便性や消防・救急活動の円滑化、日照・通風の確保など、住環境の改善を図ることができる安全な生活道路を整備します。
・自転車走行空間のネットワークを形成し、安全・快適な移動の確保や本市ならではの観光資源などとの連携を図るとともに、こどもや高齢者などの交通弱者に配慮した歩道整備を推進します。

≪構成事業≫

・本市場大渕線整備事業　・五味島岩本線整備事業　・中島林町線整備事業　・左富士臨港線整備事業

■施策３　道路メンテナンスの推進



≪前期の主な取組≫

・道路施設の状況を把握し、道路メンテナンス補助金や防災・安全交付金により、計画的かつ効率的に維持管理を行っています。
・事故等の防止に向け、定期的なパトロールによる施設破損の早期発見などに取り組んでいます。
・駅前広場や市営駐車場・駐輪場施設において、利用者の利便性を確保するため、適切な整備及び維持管理を行っています。

≪現状と課題≫

道路施設の老朽化が進み、維持管理負担や更新需要の増大が見込まれます。

このため、安全性の確保やトータルコストの縮減などを踏まえた維持管理を行い、快適な道路環境を持続させる必要があります。

基本方針	道路施設の効率的かつ効果的な長寿命化など、予防保全の考え方を取り入れた道路メンテナンスの推進を図ります。

≪主な取組≫

・橋梁等の道路施設において、老朽化対策や定期点検の実施による予防保全的な維持管理などを推進します。
・ＩＣＴ※の活用や定期的なパトロールによる施設破損等の早期発見などに取り組み、事故等の防止を図ります。
・富士駅・新富士駅等の駅前広場の適切な維持管理を継続するとともに、利用者の利便性を継続的に確保するため、市営駐車場・駐輪場施設の長寿命化や再配置に取り組みます。

≪構成事業≫

・橋梁長寿命化・耐震補強事業　・道路維持管理事業　・駐車場等維持管理事業　・駅前広場維持管理事業

政策分野３　景観・公園・住宅

■将来のまちの姿

富士山が映える景観のもと　花と緑があふれ　だれもが安心して住めるまち

■成果指標　（総合計画モニター200 人が「将来のまちの姿」であると回答した人の割合から算出）

	策定時 令和３(2021)年度		現状 令和７(2025)年度		後期目標 令和 13(2031)年度
評価平均点	3.34	➡	3.52	➡	3.70
高評価者の割合	49.0%		59.3%		65.0%


中央公園バラ花壇の様子


市営住宅岩本山団地

■施策１　美しい景観の保全・創出

≪前期の主な取組≫

・富士見大通り沿道の違反広告物調査や是正指導を実施し、富士山の眺望を阻害しない良好なまちなみ景観の形成を図っています。
・市内巡回パトロール実施による違反広告物の簡易除却を行っています。
・無電柱化推進計画に基づき無電柱化の推進を図っています。

➡

≪現状と課題≫

違反広告物が無秩序に氾濫し、富士山の映える良好な景観を阻害しています。
このため、屋外広告物の適正化に向け、調査や是正指導を実施し、市民や事業者等の意識を高める必要があります。

基本方針	市民や事業者等と富士山が映える都市づくりを推進し、本市の特徴を活かせる美しい景観の保全・創出を図ります。

≪主な取組≫

・優れた自然と調和した良好な景観の形成を図るため、「富士市景観条例」及び景観計画に基づく届出の審査、指導及び啓発を行います。
・都市景観の向上を図るため、景観の阻害要因である電柱及び電線の地中化を図ります。
・景観を阻害する違反広告物の是正を図るため、屋外広告物適正化旬間に合わせて市内巡回パトロールを実施し簡易除却を行います。

≪構成事業≫

・景観形成事業　・屋外広告物管理事業　・無電柱化推進事業

■施策２　花と緑の環境の創出



≪前期の主な取組≫

・富士川左岸緑地の再整備や原田公園、富士西公園の整備を進めてきました。
・公園施設や街路樹の適切な維持管理と長寿命化対策事業を進めています。
・花いっぱい運動など様々な取組により、地域・家庭緑化の推進と市民の緑化意識の醸成を図っています。

≪現状と課題≫

市民の価値観や生活様式などの変化により、レクリエーションや防災など、公園や緑地等の需要が高まっています。

このため、公園・緑地を中心に、市民が日常的にふれあう緑を適切に管理し、市民・事業者の意識の醸成を図り、緑の育成、活用への関わりを広げていく必要があります。

基本方針	多くの人が利用しやすい公園となるよう、民間活力の導入などを通じて、公園・緑地の利活用を推進するとともに、緑化活動の担い手を育み、花と緑を活かしたまちづくりを進めます。

≪主な取組≫

・既存公園の長寿命化対策及び公園の特性に応じた利活用を推進します。
・富士川右岸緑地や比奈公園の整備を進めるとともに、既存公園の改築更新を図ります。
・都市公園のストック再編※を推進し、配置の適正化に取り組みます。
・市民参画による公園づくりを進めます。
・花と緑を育てる市民活動等に対する支援及び緑化イベントなどによる花と緑の情報発信を行います。
・緑のいえなみ整備事業により家庭や事業所緑化を推進します。
・市民の花「バラ」の普及推進を図ります。

≪構成事業≫

・公園施設長寿命化事業　・都市公園民間活力導入推進事業　・公園緑地維持管理事業　・公園愛護会事業
・地域・家庭緑化推進事業

■施策３　安心で快適な住宅の確保



≪前期の主な取組≫

・多世代同居・近居支援奨励金や在宅テレワーク対応リフォーム補助金等、テレワークや子育てに配慮した住まいに対する支援を実施しています。
・市営住宅において、長寿命化計画に基づいた改修やバリアフリー※工事などを実施し、セーフティネット機能としての住宅環境の改善を図っています。
・長期優良住宅※認定を実施するとともに、ＺＥＨ※（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入を促進しています。

≪現状と課題≫

高齢者の単独世帯や適切な住宅の確保が困難になっている世帯が増加しています。

このため、多様なニーズに対応した居住環境の形成と、施策の周知を進める必要があります。

基本方針	安全な住宅の建築を誘導するとともに、官民が連携した住宅セーフティネットの構築に取り組むなど、誰もがいつまでも暮らせる安心な住宅の確保を図ります。

≪主な取組≫

・耐久性や耐震性、省エネルギー性能が高い、各世代が住みやすい良質な住宅の普及及び啓発を行います。
・市営住宅の集約や再編に取り組むとともに、官民連携の住宅セーフティネットの構築を図ります。
・確実な法令の遵守による無秩序な建築等の規制や優良建築物の普及促進などを実施し、住宅の安全確保や良好な市街地形成を図ります。

≪構成事業≫

・住宅施策計画推進事業　・市営住宅運営管理事業　・建築許可・認定等事業

総合計画の推進にあたって

第１章　総合計画を推進するための取組

第１節　業務執行体制の最適化と人材育成の推進

第２節　持続可能な財政運営

第３節　時代の変化に対応した業務改革

第２章　総合計画の進行管理

第１章　総合計画を推進するための取組

少子高齢化に伴う人口減少の加速化や、複合的な要因による物価高など、全国的に様々な社会リスクを抱える状況の中、行財政運営においては、社会経済情勢の急激な変化に適切に対応していくとともに、財政の健全性を維持するため、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用していくことが重要です。

このため、総合計画を推進していくにあたっては、「業務執行体制の最適化と人材育成の推進」「持続可能な財政運営」「時代の変化に対応した業務改革」の観点から、質が高く柔軟な行政経営の推進を図り、諸施策を着実に実施していきます。

第１節　業務執行体制の最適化と人材育成の推進

１ 現状と課題

1 加速化する少子高齢化や物価高による行政コストの増大が見込まれるなど、経営資源が制約される中においても、最大の公共価値を生み出すため、より効果的・効率的な行政経営を推進する必要があります。

2 質の高い行政サービスを維持していくため、専門職員の不足や若手職員の離職などの課題に対応するとともに、市政の担い手として使命感とスピード感を持ち、主体的に行動する職員を確保・育成する必要があります。

２ 主な取組

1 業務執行体制の最適化

- 将来を見据えた未来志向の組織体制を構築し、行政課題に対応した施策を着実に推進します。
- 職員配置適正化計画に基づく定員管理を行い、職員定数の適正化を図ります。
- 社会状況の変化に応じ、各事業に適した実施手法を選択することで、業務執行の効率化を図ります。
- 臨時的な業務や繁忙期の業務に対する柔軟な応援体制を整備し、業務負担の平準化を図ります。
- 業務プロセスの最適化やＩＣＴ※の活用などを進め、業務執行における生産性の向上を図り、持続的かつ効果的な行政サービスを提供します。
- 不断の業務改善を積極的に進めることにより、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。

2 人材の確保・育成

- 多様な形態による採用試験の導入を通じて、熱意や行動力を持つ有為な人材の発掘・確保に努め、組織の活性化及び将来的な成長の原動力となる人材基盤の強化を図ります。
- 経験の有無によらず、専門職員が成長できる環境を整え、採用と育成の両輪により、専門職員の安定的な確保を図ります。
- 外部専門人材の受け入れや任期付職員制度等の積極的な活用により、高度な専門知識や実務経験、優れた識見を備えた人材を登用し、組織の知的資産の蓄積と政策実現力を一層高めます。
- 人事評価制度を活用した継続的な人材育成と、職員研修の充実によって、時代に即した専門的知識や課題解決能力を備えた職員を育て、変化の激しい社会への柔軟な対応力と組織力の向上を図ります。
- 時間外勤務の縮減や職員の健康管理、多様なワークスタイルの積極導入等により、働き方改革を推進するほか、心身の健康づくりへの支援の充実を図るなど、職員一人ひとりが安心して能力を発揮し、仕事のやりがいを実感できる職場環境を整備します。

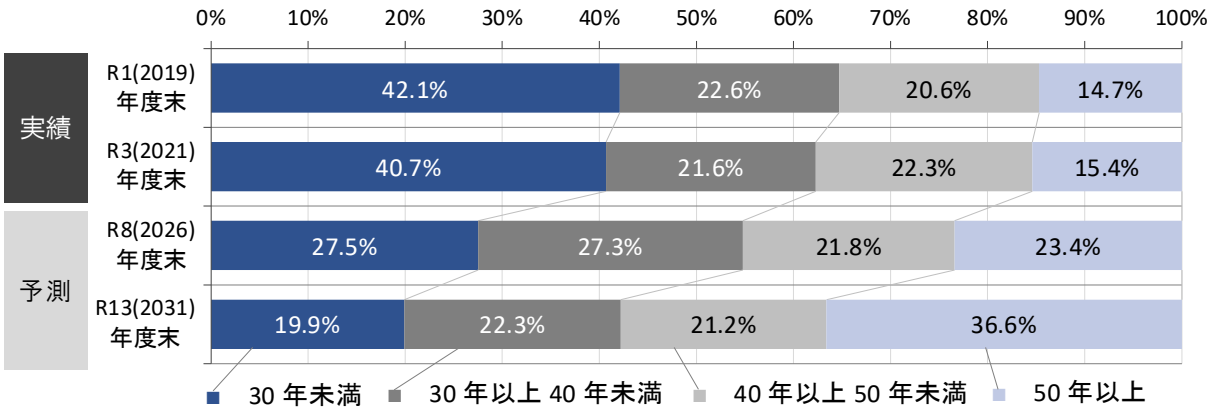
第２節　持続可能な財政運営

1 現状と課題

1 自主財源の根幹である市税収入は、給与所得の伸びなどによりゆるやかな増加傾向ではありますが、今後も大きな増収は見込めない一方、近年の人件費や物価上昇によるコスト増加に加え、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策経費、公債費※の増加等により、厳しい財政運営が続くと予測されます。
このため、市債※借入額の調整による公債費抑制や、事業の抜本的な見直しによる経常経費削減などの財源対策を確実に実施し、限りある財源の中で、効果的かつ効率的に事業を実施するための取捨選択、創意工夫を行い、将来にわたって健全性を維持し、持続可能な財政基盤を維持・強化していく必要があります。

2 公共施設の多くが更新・大規模修繕の時期を迎える中、建設コストの急激な上昇や人口減少・人口構成などの変容に伴うニーズの変化、価値観・生活スタイルの多様化、複雑化による公共サービス需要の増大など、大きく変化する公共施設を取り巻く状況を的確に捉え、中長期的な視点から、選択と集中による公共施設の整備、管理運営を目指す必要があります。

≪公共建築物の経過年数別床面積構成比≫



（注）予測は、令和７（2025）年度末現在の本市の既存公共建築物が予測年次まで新築・建替・除却等がなかった場合

3 民間の専門的なノウハウや資金力を活用し、コスト削減とサービス向上を両立するため、行政単独では得られない柔軟な発想が可能な民間事業者の活力導入を更に進めていく必要があります。

2 主な取組

1 持続可能な財政基盤の維持・強化

- 大規模投資的事業に伴う市債など将来負担すべき債務等の計画的な管理や事業の取捨選択、創意工夫などを適切に行います。
- 長期的な視点による効率的かつ効果的な予算編成及び予算執行に努め、健全性を維持します。
- 事業の抜本的な見直しによる経常経費削減などを確実に実施するとともに、基金の活用や新たな財源の確保により収入の一層の増加を図り、将来にわたり持続可能な財政基盤の維持・強化に努めます。
- 地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）を活用した市税の申告・申請や納付を推進し、納税者の利便性向上と事業者の事務負担軽減など納付環境の充実を図ります。
- 租税教育やＳＮＳ※の活用を通じて納税への理解を深め、納期限前納付率の向上を図ります。
- 厳正かつ適正な滞納整理により納税の公平性を確保し、収納率の向上を図ります。

2 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設において提供すべき公共サービスの質・量を見極め、施設の更新時には適切な規模への見直しや統廃合・複合化を進めるなど、保有建築物の総量を削減します。
- 公共施設の長寿命化、予防保全の導入やＰＦＩ※事業、民間委託など民間活力の積極的に導入により、更新費用及び維持管理費用の縮減、平準化を図ります。
- 公共施設の複合化、多機能化等を図り、建築物を最大限有効活用するとともに、公共施設の統廃合により生じた余剰施設の民間への貸付け、売却等の効率的な運用を推進します。
- 施設の設置目的や利用実態、民間施設の動向等を考慮して受益者負担を見直すなど、施設の継続性や公平性を確保します。
- 土木系インフラについて、施設の劣化状況や利用状況などから事業の優先度を判断し、計画的な維持管理、予防保全による長寿命化を図ります。

3 民間活力の導入

- より効率的かつ効果的に実施できるサービスは民間に委託し、各種行政サービスの実施手法を最適化します。
- 民間に移行することで一定のサービス水準が確保され、より効率的なサービスの提供が期待できる事業については、積極的に民営化を推進します。
- サービスの向上や事業コストの削減を図ることができる事業について、ＰＰＰ※手法による民間の資金、経営能力、技術的能力の活用を積極的に推進します。

第３節　時代の変化に対応した業務改革

1 現状と課題

1 行政サービスに関する情報は、市民に伝わらなければ意味がないことから、市民一人ひとりに必要な市政情報を確実に届けるとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、市政運営に活かす必要があります。

2 市民が自治体と最も身近に接する窓口サービスについて、市民満足度の向上を図るため、デジタル技術などを活用した手続の簡素化、効率化を図る必要があります。

3 持続可能な地域社会を構築するためには、市民、ＮＰＯ、企業等の多様な主体が連携し、協働のまちづくりを進めていく必要があります。

4 大規模災害への対応や圏域での経済対策など、単一自治体の範囲を超えた広域的な行政課題に対し、複数自治体が連携して取り組む必要があります。

5 市民からの信頼を確保するため、不正行為を未然に防ぎ、組織の健全性を維持していく必要があります。

2 主な取組

1 情報発信の推進と的確な市民ニーズの把握

- ターゲットとなる人に合わせて広報媒体を適切に選定し、わかりやすい言葉や表現を用いて、必要とする人に必要な情報が伝わるよう積極的かつ効果的な情報発信を行います。
- 世論調査やパブリック・コメントの実施など、幅広い市政参画の機会を設け、きめ細かな広聴活動の実施により、市政に対する意見や要望を広く聴取し、施策に反映します。

2 窓口サービスの効率化

- 「行政手続のオンライン化」や「書かない窓口」、「ワンストップ総合窓口※」など、住民と行政との接点に関する改革を進め、利便性の向上及び各業務システムのデータ連携による業務の効率化を図ります。
- マイナンバーカード利用による各種証明書のコンビニ交付の割合を高め、証明書交付事務全体の効率化を進めるとともに、マイナンバーカードの利用による安全・安心で便利な行政サービスを提供します。

3 多様な主体との協働

- 多様化する市民ニーズに対応するため、ＮＰＯ法人をはじめとする市民活動団体や事業者、教育機関など様々な主体との協働や市民活動センター等の中間支援組織との連携を推進するとともに、市民活動等をサポートします。
- 市民、市民活動団体、地域団体等が行う、ソーシャルビジネス※など様々な取組を促進し、地域課題の解決に積極的に活用します。
- 様々な公共データの活用や、地域や行政が抱える課題の公表などを通じて、各主体との協働と連携を更に進め、市民生活の向上や諸課題の解決に繋げます。
- ジェンダー平等※の理念を踏まえ、固定観念に捉われず、個性が尊重され、多様な人材があらゆる場において活躍できる機会の確保を図ります。
- 産学官の連携により、高等教育機関の誘致等に向けた取組を進めます。

4 広域行政の推進

- 自治体間で協議の場を設置し、共同事業の企画や情報交換、連絡調整などを行います。
- 広域的に事務処理を行うことでスケールメリットが生かせるものは、自治体間で共同して事業に取り組みます。
- 自治体間での連携を強化するため、広域的な研修の実施や職員の相互交流などを行います。

5 コンプライアンスの徹底

- 情報公開制度の的確な運用を進めることにより、市民への説明責任の履行及び行政運営の透明性の確保を図るとともに、公文書を厳正に管理し、個人情報を適正に取扱います。
- 適正な業務執行を確保し、市民から信頼される行政サービスを提供するため、内部統制の強化を図ります。
- 弁護士経験を有する法務監の活用と職員の法務能力の向上を図ることによって、事業執行時における法的リスク管理を徹底するとともに、組織全体のガバナンス強化を推進します。

第２章　総合計画の進行管理

社会情勢が急激に変化している中で、総合計画を着実に推進していくためには、市民ニーズや設定した指標を確認するなどの行政評価を行い、効果的に事業を実施していく必要があります。

行政評価では、総合計画の体系に基づいた施策や各施策に紐づく事務事業について、目的・効果等の視点から評価を行い、ＰＤＣＡサイクルによる継続的な見直し・改善に取り組むとともに、各政策分野の成果指標の達成状況や行政評価の結果を毎年度公表し、成果や課題を市民と共有しながら、課題解決に向けた効果的かつ効率的な施策の推進を図っていきます。

また、毎年度、成果指標などの目標値に対する達成度を確認しながら、次年度以降の事業内容の見直しを行い、本計画の実施計画にフィードバックするとともに、ＥＢＰＭ※（証拠に基づく政策立案）やウェルビーイング※の視点を取り入れた事業立案を実施していきます。

1 成果指標の把握・検証

本計画では、施策や事業を推進することで叶えたい状態をわかりやすく表現するために、政策分野ごとに「成果指標」を設けています。この「成果指標」は２００人の市民で構成する総合計画モニターへのアンケート調査により毎年測定し、その結果について検証します。

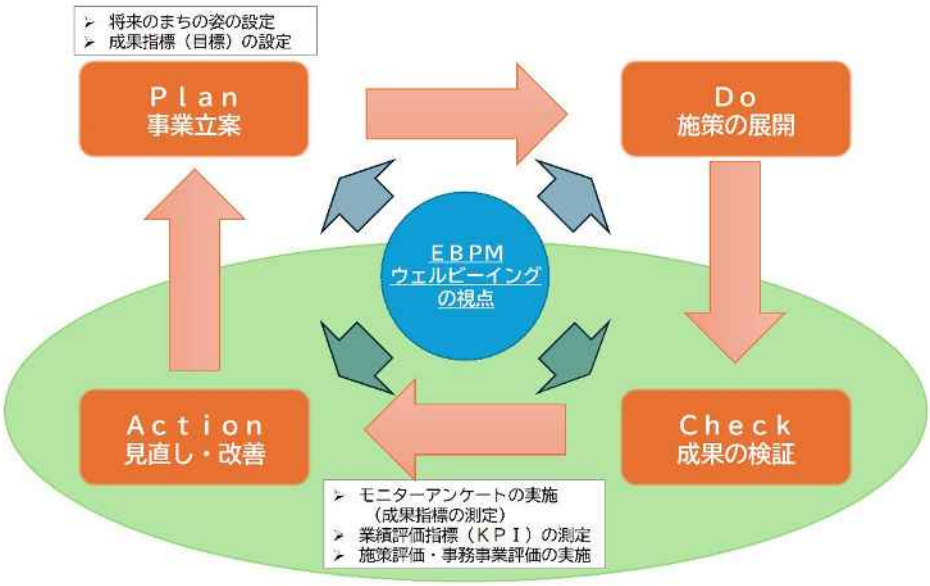
2 施策評価の実施

施策評価は、本計画に位置付けたすべての施策の業績評価指標（ＫＰＩ※）達成度を毎年度把握し、施策の取組状況や成果などを評価することにより、今後の施策の方向性や施策を構成する事務事業の優先度を検討し、本計画の進捗管理や予算編成に活用していきます。

3 事務事業評価の実施

事務事業評価は、各施策の進捗に特に関連した事務事業について、業務活動における目標値を設定し、毎年の実績から事業内容の見直しや業務改善に繋げていきます。

＜ＰＤＣＡサイクルのイメージ＞



Ⅱ　地区別のまちづくり行動計画

地区別
まちづくり行動計画
挿入予定

26地区×2P
計52P
（106P～157P）

Ⅲ　資料編

基本構想

◆まちづくりの視点

時代の展望や市民意識などを踏まえ、10 年先、さらにはその先の未来に向けて、次のような視点からまちづくりを進めていきます。

守
まもる

地震や台風・豪雨など大規模な自然災害が頻発している中、防災・減災対策の一層の充実と、災害が起きた場合でも被害を最小限にとどめ、迅速な復興ができるような強靭さを向上させる対策がハード・ソフトの両面から求められています。
このような災害をはじめ、事故や犯罪などから、市民や事業者の生命・財産を守り、安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

育
はぐくむ

少子化に対する総合的な対策が求められている中、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進め、地域全体で育む環境を整備していくことが必要です。また、未来に輝き続けるまちを実現するため、地域社会を支える豊かな人材を育むまちづくりを進める必要があります。

支
ささえる

人口減少・少子高齢化が進行する中、年齢や障害等の有無に関わらず、だれもが健康で元気に活躍できるまちの実現が求められています。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域医療体制の維持・充実や市民の健康寿命を延伸する取組の充実を図るとともに、だれもが様々な活動の担い手として活躍できる機会を拡大し、互いに支え合い・助け合うまちづくりを進める必要があります。

保
たもつ

本市には駿河湾から富士山まで多様な生態系が存在しています。この豊かで美しい自然環境と景観は、生活に安らぎとうるおいをもたらすとともに、本市の魅力を高めています。また、富士山の恵みである地下水や森林資源などは、私たちの暮らしや事業者の活動を支えています。環境への負荷を軽減する取組や循環型社会の構築などを更に進めて、美しい環境を保全し、次代へ確実に引き継いでいくまちづくりを進める必要があります。

創
つくる

本市は、富士山麓の恵まれた資源と交通の利便性を活かし、「ものづくり」のまちとして発展してきました。地域経済の好循環は本市発展の原動力です。これまでに培った人材・技術の集積や魅力ある地域資源などの強みを活かし、産学官が連携・協働して、生産性や稼ぐ力を高める取組や新産業の創出に向けた取組を推進するほか、だれもが働きやすい環境を整備するなど、本市の活力を創り出すまちづくりを進める必要があります。

繋
つなぐ

交通ネットワークの整備やグローバル化、情報通信技術の進展と利用拡大などにより、ヒト・モノの流れが大きく変化しています。この変化を好機と捉え、本市の魅力を広く情報発信することにより、新たな繋がりや交流を生み出し、交流人口や定住人口の増加だけでなく、地域との多様な関わりを持つ関係人口の拡大を図る必要があります。また、近隣自治体などとの繋がりを一層深め、地域全体で魅力を高めるまちづくりを進める必要があります。

続
つづける

都市インフラが更新時期を迎える中、少子高齢化による人口構造の変化に伴って求められる役割が変化しています。市街地の拡散を防ぐとともに、必要な都市機能の集約化や拠点間の連携によるサービスの効率性を確保し、既存ストックの有効活用やコミュニティを維持する施策展開など、集約・連携型の都市づくりを進め、市民生活の利便性を確保し、快適に暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

◆めざす都市像

世界文化遺産・富士山は、日本一の頂を持つ我が国のシンボルであり、世界に名だたるその雄大かつ優美な存在は、市民の誇りであり、心のよりどころでもあります。

私たちの暮らしとともにある富士山に見守られながら、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築いていくため、

富士山とともに　輝く未来を拓くまち　ふじ

を、本市のめざす都市像とし、この都市像を具現化し、魅力あるまちづくりを進めるため、次の７つのまちの姿を基本目標として、諸施策を展開していきます。

安心できる暮らしを守るまち
次代を担うひとを育むまち
支え合い健やかに過ごせるまち
豊かな環境を保ち継承するまち
活力を創り高めるまち
魅力を活かし人と人を繋ぐまち
快適な暮らしを続けられるまち

◆政策の大綱

めざす都市像を実現するため、基本計画では、７つの基本目標からなる「政策の大綱」に基づき諸施策を着実に実施していきます。

安心できる暮らしを守るまち

まちの主役は市民です。ライフスタイルや価値観が更に多様化する中、年齢や性別、国籍に関わらず、一人ひとりが輝き、地域の力が発揮できるまちを目指すとともに、市民と地域、関係団体、事業者などと協働して、様々な地域課題に向き合い、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

また、南海トラフ地震や台風、局地的豪雨等の大規模な自然災害の発生リスクが高まる中、これらの災害から市民の生命や財産を守るため、地域防災力の強化、河川整備などの治山・治水対策、消防・救急体制の充実を図るほか、災害リスクの把握、市民や事業者等と協働した支援体制の確立、災害情報の収集・発信の充実など、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を強化し、災害に強いしなやかさを持ったまちづくりを進めます。

さらに、日常生活において、交通事故や犯罪、消費者被害などに巻き込まれないよう、関係機関や地域と連携して市民の安全を守る取組を充実し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本構想

次代を担うひとを育むまち

子どもは次代を担う地域の宝です。少子化が進行する中、結婚・妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うほか、子育て支援団体・事業者と連携した子育て支援施策の展開、多様な保育ニーズへ的確に対応するなど、安心して子育てができるよう、子育て家庭への支援を充実し、地域全体で育む環境を整備します。

また、未来を築く子どもたちが、「豊かな心、確かな学力、健やかな体」を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携協力し教育環境の充実を図るとともに、少子化や急速に進む国際化・情報など時代の変化に的確に対応し、持続可能な社会の担い手となる人材の育成に取り組みます。

さらに、多様な教育機会の確保と学ぶ場の充実を図り、生涯にわたって、文化やスポーツに親しみ、学び続けられる環境づくりを進めます。

支え合い健やかに過ごせるまち

すべての市民が元気で心身ともに健やかに暮らし、健康寿命を延伸できるよう、生涯を通じての健康づくりや保健予防の取組などを推進するとともに、少子高齢化の進行や感染症の流行などによる医療・介護需要の増や変化に対応した地域医療体制の維持・充実などを図ります。

また、年齢や障害等に関係なく、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる共生社会を実現するため、支援を必要とする人への適切な介護・福祉等のサービス提供体制の充実を図るとともに、主体的に社会・地域活動へ参加し活躍できる仕組みづくりや支援を行うなど、市民、各種団体、関係機関、行政などが一体となり、互いに支え合い・助け合うまちづくりを進めます。

豊かな環境を保ち継承するまち

地球温暖化への対策など、地球環境の保全活動への支援や啓発などの取組を進めるとともに、ごみの発生抑制・適正処理や資源の有効活用など循環型社会を構築するほか、多様な生物や生態系の保全と再生、身近な生活環境の保全など、市民、事業者、行政が一体となって、富士山麓の豊かでうるおいのある環境を未来に引き継いでいくための取組を進めます。

また、安全な水道水の安定的な供給や生活排水対策の計画的な推進など、豊かな水資源の有効活用と水環境の保全を図る取組を進めます。

活力を創り高めるまち

本市の恵まれた地域資源や立地優位性を活かし、地域経済を活性化させるため、企業立地の受け皿を整備して企業誘致・留置を進めるとともに、生産技術の革新や人材育成・労働力確保を促進し、既存産業の活性化支援や産学官の連携による新産業の創出などを図ります。

また、魅力ある店舗や商品づくりなどの支援による商業振興や、田子の浦港の港湾機能の更なる強化などによる流通機能の活性化を進めるとともに、農林水産業では、特色ある地場産品のブランド化・６次産業化※による販路拡大や商品開発の支援、生産基盤の強化や担い手の確保・育成などを図ります。

さらに、生産年齢人口が減少する中、若い人材の雇用確保を進めるとともに、テレワークなどの柔軟で多様な働き方の導入を促進するほか、女性や高齢者、外国人などの雇用環境整備を支援します。

魅力を活かし人と人を繋ぐまち

東京圏への一極集中が止まらない中、生活の場としてのまちの魅力を高め、地方へ人の流れを生み出す地方創生を更に進めるため、本市が有する人材、自然、歴史・文化、産業など豊かな地域資源を磨き上げ、有機的な連携・活用を図るほか、本市の魅力に関する情報発信を拡充し、本市と様々な形で関わる人を増やすとともに、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます。

また、交通ネットワークの整備や情報通信技術の進展、経済のグローバル化等により、ヒトやモノなどの流れが大きく変化する中、観光・文化・スポーツ等の分野において交流を促進するための環境整備を進めるなど、国内外の人やまちなどと新たな繋がりを生み出し、関係を深める取組を推進することにより、本市の新たな価値や魅力を創造します。

快適な暮らしを続けられるまち

人口減少が進行し、空き家・空き地の増加による都市のスポンジ化※や公共交通の撤退・縮小など暮らしに影響を及ぼす課題が顕在化しています。このため、長期的な視点から、都市拠点・生活拠点に主要な都市機能や住居を集約し、公共交通ネットワークで連携させることにより暮らしの質を維持する集約・連携型の都市づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた適切な土地利用などを図ります。

また、都市基盤の持続可能性や安全性を高めるため、道路・公園などの整備や老朽化・機能向上への対応を図るとともに、富士山の眺望を活かしたうるおいのある景観づくりや良好な住環境の形成などに取り組み、快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

◆めざす都市像の実現に向けて

めざす都市像の実現に向け、次のような総合的な取組を関連付け施策を展開していきます。

ＳＤＧｓ※の達成に向けた取組

本市は、ＳＤＧｓの理念に沿った基本的・総合的取組を推進する都市として、令和２（2020）年７月に、「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。

ＳＤＧｓの達成に向け、市民や民間事業者等とともに取り組むことで、複雑化･多様化する行政課題を世界標準の考え方で発想し、解決していくことや、地域固有の課題の解決や特長を活かした発展に結びつけることができます。こうしたパートナーシップを推進することは、生活の質の向上に資する施策の推進や経済･社会･環境の三側面を繋ぐ統合的取組による相乗効果の創出などにも繋がります。

このことから、本計画にＳＤＧｓの理念や視点を積極的に取り入れて、本市のめざす都市像の実現とＳＤＧｓの達成に向け取り組んでいきます。

デジタル変革を加速する取組

本市が令和２（2020）年８月に行った「デジタル変革宣言」では、「市民サービス」「地域活性化」「行政経営」をデジタル変革の３つの柱として位置付けています。

様々な社会課題の解決を図る諸施策の推進にあたり、幅広い分野でのデジタル変革を加速させ、急速に進化するデジタル技術を最大限活用することで、暮らしの質や価値を高め、安心で豊かなまちづくりを推進します。

策定の経緯

◆ 策定経過

令和 7 年 4 月 1 日	（火）	第六次富士市総合計画策定委員会、 第六次富士市総合計画策定プロジェクト会議、 第六次富士市総合計画各課計画会議の設置
令和 7 年 4 月 15 日	（火）	第 1 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 7 年 5 月 9 日	（金）	富士市議会全員協議会の開催
令和 7 年 6 月 9 日	（月）	第 1 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定プロジェクト会議（全体会議）の開催
令和 7 年 6 月 18 日 ～7 月 9 日	（水） （水）	世論調査「富士市に住んで私はこう思う」の実施
令和 7 年 6 月 30 日	（月）	第 2 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定プロジェクト会議（全体会議）の開催 以降、各論など８つのグループによる原案策定作業開始
令和 7 年 7 月 23 日	（水）	第 1 回フジ６未来創造懇話会の開催
令和 7 年 8 月 19 日 ～9 月 30 日	（火） （火）	まちづくり協議会・町内会連合会アンケートの実施
令和 7 年 8 月 21 日	（木）	第 2 回フジ６未来創造懇話会の開催
令和 7 年 9 月 10 日	（水）	第 2 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 7 年 9 月 18 日	（木）	第 3 回フジ６未来創造懇話会の開催
令和 7 年 10 月 1 日 ～11 月 26 日	（水） （金）	事業所アンケート（1 回目）の実施
令和 7 年 10 月 8 日	（水）	第 4 回フジ６未来創造懇話会の開催
令和 7 年 10 月 15 日	（水）	第 3 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 7 年 11 月 11 日	（火）	フジ６未来創造懇話会から市長への提言・意見書の提出
令和 7 年 12 月 23 日	（火）	第 1 回富士市総合計画審議会の開催
令和 8 年 1 月 23 日 ～2 月 6 日	（金） （金）	事業所アンケート（2 回目）の実施
令和 8 年 2 月 12 日	（木）	第 4 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 8 年 3 月 2 日	（月）	第 5 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 8 年 3 月 23 日	（月）	第 2 回富士市総合計画審議会の開催
令和 8 年 3 月 30 日	（月）	富士市議会総合計画審査特別委員会の開催
令和 8 年 4 月 15 日	（水）	第 6 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 8 年 4 月 27 日	（月）	第 3 回富士市総合計画審議会（分科会）の開催

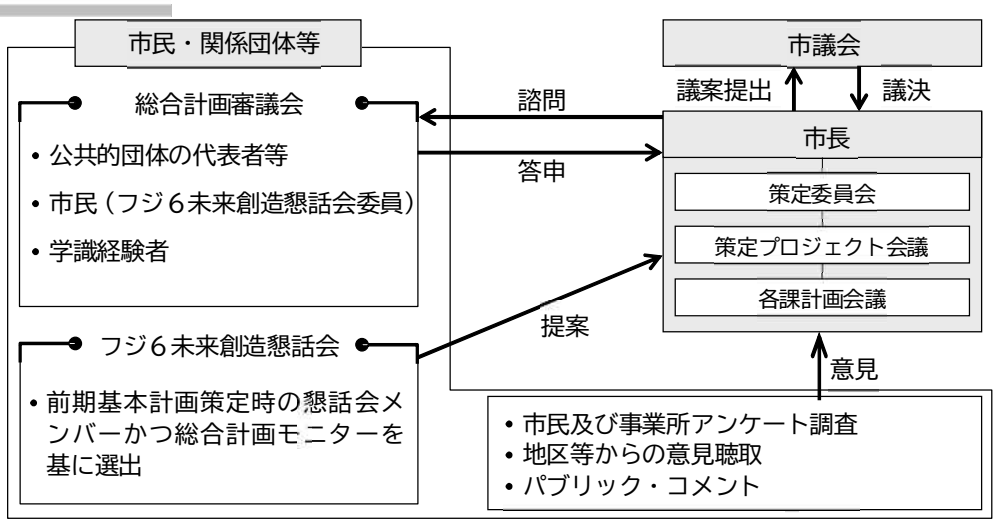
令和 8 年 5 月 14 日	（木）	第 7 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 8 年 5 月 26 日	（火）	第 4 回富士市総合計画審議会（分科会）の開催
～27 日	（水）	
令和 8 年 6 月 15 日	（月）	第 8 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 8 年 7 月 2 日	（木）	第 5 回富士市総合計画審議会の開催
令和 8 年 7 月 7 日	（火）	富士市議会総合計画審査特別委員会（分科会）の開催
～8 日	（水）	
令和 8 年 7 月 13 日	（月）	富士市議会総合計画審査特別委員会の開催
令和 8 年 7 月 31 日	（金）	パブリック・コメント制度による意見募集の実施
～8 月 31 日	（月）	
令和 8 年 9 月 14 日	（月）	第 9 回第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の開催
令和 8 年 9 月 28 日	（月）	第 6 回富士市総合計画審議会の開催
令和 8 年 10 月 5 日	（月）	富士市総合計画審議会から市長に答申
令和 8 年 10 月 27 日	（火）	富士市議会総合計画審査特別委員会（分科会）の開催
・29 日	（木）	
令和 8 年 11 月 4 日	（水）	富士市議会総合計画審査特別委員会の開催
令和 8 年 11 月		富士市議会 11 月定例会に議案として上程

策定の経緯

◆計画策定に係る体制

第六次富士市総合計画前期基本計画の策定体制を参考に、市民の声や現場主義を念頭においた計画づくりを行いました。

策定体制模式図



市民参画体制

❍ 富士市総合計画審議会

公共的団体の代表者等・フジ６未来創造懇話会委員を務めた市民・学識経験者から成る 30 人で構成され、富士市附属機関設置条例第３条の規定に基づき、後期基本計画について審議していただくため開催しました。

❍ フジ６未来創造懇話会

前期基本計画策定時に無作為抽出した懇話会参加者等から前期の振り返りや比較・検証を行いながら議論をしていただくため、男女・年代・地区等に配慮した市民 55 人で構成され、全市的な視点に立って本市の現状・課題について意見を交換し、将来像について提案していただくため開催しました。

❍ 市民及び事業所アンケート調査、パブリック・コメント

本計画の策定に着手するにあたっての基礎資料とするため、市民への世論調査及び事業所へのアンケート調査を行うとともに、各地区まちづくり協議会や町内会連合会に、今後の市政や各地区のまちづくり等について、提案や要望をいただいたほか、広く意見を募集するため、パブリック・コメントを実施しました。

庁内体制

❍ 策定委員会

委員長及び副委員長を副市長とし、委員には教育長、部長の職にある者及び市長公室長、危機管理監、デジタル推進室長をもって組織し、計画策定に係る総括的なとりまとめを行いました。

❍ 策定プロジェクト会議

各分野から統括主幹以下の職員 55 人を選任し、後期基本計画の原案を作成しました。

❍ 各課計画会議

各部課における所管事務事業の現状、課題、社会経済構造等の変化に係る将来的な対応について検討し、計画策定に伴う調書の作成等にあたりました。

○富士市総合計画審議会

＜富士市附属機関設置条例＞

平成30年３月30日
条例第７号

（趣旨）
第１条　この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　市長の附属機関として、別表第１に掲げる附属機関を置く。
２　教育委員会の附属機関として、別表第２に掲げる附属機関を置く。
（所掌事項）
第３条　附属機関の所掌事項は、別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事項の欄に掲げるとおりとする。
（組織）
第４条　附属機関は、別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。
２　委員は、別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱し、又は任命する。
（委員の任期）
第５条　委員の任期は、別表第１及び別表第２の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。
（附　則　以下省略）
別表第１（第２条―第５条関係）

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期
富士市総合計画審議会	総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定に関する事項について調査し、及び審議すること。	30人以内	(1)公共的団体の代表者等 (2)公募による市民 (3)学識経験者	委嘱された日から諮問事項に係る調査及び審議が終了する日まで
（表以下省略）				

別表第２（第２条―第５条関係）
（表省略）

策定の経緯

＜富士市総合計画審議会規則＞

平成 30 年３月 30 日
規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、富士市附属機関設置条例（平成 30 年富士市条例第７号）第６条の規定に基づき、富士市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第３条　審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会）

第４条　審議会は、専門的事項について調査及び審議をさせるため、分科会を置くことができる。

２　分科会の分科会長及び分科会に属する委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

３　分科会長は、分科会の会務を総理する。

４　分科会長は、当該事項についての調査及び審議が終了したときは、速やかに会長に報告するものとする。

（関係者の出席）

第５条　会長は、必要があると認めるときは、審議会又は分科会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

＜富士市総合計画審議会委員名簿＞

	氏　名	所属団体等	備考
1	阿部　郁男	常葉大学　副学長　【会長】【第１分科会長】	
2	畠垣　智恵	静岡大学　教授　【副会長】【第２分科会長】	
3	吉田　一美	富士市地域防災指導員会　会長	
4	鈴木　伸幸	静岡県交通安全協会富士地区支部　支部長	
5	齋藤　清隆	富士市まちづくり協議会連合会　会長	
6	千葉　辰夫	富士市町内会連合会　会長	
7	水野　桂子	きらり交流会議　運営委員	
8	髙橋　直美	富士地区私立幼稚園協会　副会長	
9	服部　英之	富士市ＰＴＡ連絡協議会　会長	
10	渡邉　英一郎	富士市医師会　副会長	
11	渡邉　泰明	社会福祉法人富士市社会福祉協議会　会長	
12	遠藤　香代子	富士市民生委員児童委員協議会　副会長	
13	小澤　緑	富士自然観察の会　会長	
14	海野　幸男	富士商工会議所　副会頭　【第３分科会長】	
15	髙柳　浩正	富士市商工会　事務局長	
16	長橋　房良	富士伊豆農業協同組合富士地区本部　地区本部長	
	小山　克仁	富士伊豆農業協同組合富士地区本部　地区本部長	第３回～
17	野木　秀隆	富士地区労働者福祉協議会　副会長	
18	佐野　哲也	富士青年会議所　理事	
19	有川　一博	一般社団法人富士山観光交流ビューロー　専務理事	
20	佐野　弘美	富士市スポーツ協会　会長	
21	辻村　典枝	富士市文化連盟　会長	
22	吉永　敏久	一般社団法人富士建築士会　会長	
23	遠藤　典生	富士市建設業組合　組合長	
24	木又　康太	フジ６未来創造懇話会　委員	
25	佐久間　恵	フジ６未来創造懇話会　委員	
26	下田　和奏	フジ６未来創造懇話会　委員	
27	鈴木　実菜代	フジ６未来創造懇話会　委員	
28	鳥居　真美	フジ６未来創造懇話会　委員	
29	中村　有志	フジ６未来創造懇話会　委員	
30	村田　恵	フジ６未来創造懇話会　委員	

（注）役職は就任当時の役職　　（敬称略）

策定の経緯

＜審議の経過＞

～全体会～

	日　程	審議内容等
第１回	令和７年 12 月 23 日（火）	委嘱状交付、策定概要
第２回	令和７年３月 23 日（月）	諮問、総論

～分科会～

	第１分科会 （基本目標１、７担当）	第２分科会 （基本目標２、３、４担当）	第３分科会 （基本目標５、６担当）
第３回	令和８年４月 27 日（月）	令和８年４月 27 日（月）	令和８年４月 27 日（月）
第４回	令和８年５月 26 日（火）	令和８年５月 27 日（水）	令和８年５月 26 日（火）

～全体会～

第５回	令和８年７月２日（木）	パブリック・コメント案
第６回	令和８年９月 28 日（月）	答申案
答申	令和８年 10 月５日（月）	

第六次富士市総合計画 後期基本計画案 諮問

富総企発第４１１号
令和８年３月２３日

富士市総合計画審議会会長　様

富士市長　　金指　祐樹

第六次富士市総合計画後期基本計画案について（諮問）

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第六次富士市総合計画後期基本計画案について諮問します。

第六次富士市総合計画 後期基本計画案 答申

令和８年３月 23 日付け富総企発第 411 号をもって諮問のありました第六次富士市総合計画後期基本計画案について、富士市附属機関設置条例第３条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

記

本審議会は、第六次富士市総合計画後期基本計画案について、市長から委嘱されました市民や市民団体の代表者、学識経験者等の委員 30 名にて、これまで審議会を４回、分科会を２回開催し、様々な立場の委員が専門的な見地や市民目線から意見を述べ、活発な審議を重ねてきました。

審議に際しては、めざす都市像「富士山とともに　輝く未来を拓くまち　ふじ」の実現に向けて、前期基本計画の期間において取り組んできた施策の状況やフジ６未来創造懇話会における意見を踏まえて議論を行いました。

また、急速な少子化の進行に伴う人口減少や、頻発化・激甚化する自然災害、物価高騰や企業等における人手不足などの課題に対応し、こどもたちの笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、だれもが元気に生きがいをもって暮らしていけるよう、本市を持続可能な都市としていくための指針としての計画となっているのかを基本的な視点としました。

審議の結果、本計画案については、前期基本計画の取組を振り返り、現状と課題が的確に整理されているとともに、これらを踏まえ、７つの基本目標において今後５年間の政策の基本方針や、めざす未来の姿の実現に向けた具体的な取組が適切に取りまとめられていると認められます。

策定の経緯

この結果、本計画案は、前述の視点に概ね即しているものと評価した上で、計画の推進にあたり、次に掲げる事項に配慮することを要望します。

- 大規模自然災害の発生が想定される中、災害への備えや消防・救急・救助体制のより一層の充実を図り、市民の安全を守る取組を積極的に展開すること

- 少子化が進行する中、こども※を大切にし、結婚・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、育てられるよう施策を推進すること

- 高齢化が進行する中、地域医療体制の充実を図り、健康づくりを推進し、誰もが地域でその人らしく暮らせるよう取り組むこと

- 富士山麓の豊かな自然環境の環境保全活動を進めるとともに、安全で持続可能な水環境を将来にわたり確保すること

- 生産年齢人口が減少する中、多様な人材が活躍できるよう支援し、中小企業等の経営基盤強化や新産業への参入、起業や企業立地の促進を図り、地域経済の活性化に取り組むこと

- 市内外の様々な人が富士市に関わりを持つとともに、市民が愛着と誇りを持てるよう、本市の地域資源を磨き上げ、積極的に魅力を発信する取組を推進すること

- 利便性が高く、誰もが訪れたいと思う魅力あふれるまちなか※の形成を図り、花と緑があふれ、安心して住み続けられるまちづくりを推進すること

- ＳＤＧｓ※、デジタル変革、ウェルビーイング※の視点を基本姿勢として、市民の幸福感や満足感を高めていくための施策を推進すること

- 計画書の最終的な取りまとめにあたっては、市民が未来の姿を想像でき、共感できるようなわかりやすく理解しやすい冊子となるよう工夫すること

- 本審議会の審議過程において、各委員から建設的な意見や提案があったことから、今後の実施計画や各分野の個別計画、諸事業の検討・実施にあたり、これらの意見等を十分踏まえて取り組むこと

❍フジ６未来創造懇話会

＜フジ６未来創造懇話会開催要領＞

（趣旨）

第１条　第六次富士市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定に当たり、本市の将来像について、市民の参画により、全市的な視点に立った意見を求めるため、フジ６未来創造懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見を求める事項）

第２条　懇話会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

⑴ 本市の課題に関すること

⑵ 本市の将来に関すること

⑶ 本市が今後取り組むべき施策に関すること

⑷ その他総合計画の策定に当たり市長が意見を求める必要があると認める事項

（参加者）

第３条　市長は、次に求める者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

⑴ 審議会等の公募委員候補者名簿登載者

⑵ 公募市民

２　前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

（運営）

第４条　懇話会のファシリテーターは企画課職員が務めるものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第５条　懇話会の開催期間は、５か月間を目途とする。

（庶務）

第６条　懇話会の庶務は、企画課において処理する。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

策定の経緯

＜フジ６未来創造懇話会委員名簿＞

各グループ 50 音順　敬称略

グループ１	グループ２	グループ３	グループ４	グループ５	グループ６	グループ７
稲葉　由美子	遠藤　敏行	市川　浩芳	遠藤　潤	伊藤　望	石田　奈緒美	浅原　可奈
奥宮　常義	下田　和奏	井出　健斗	小櫛　和子	井上　しのぶ	大胡田　雄亮	池内　敏文
後藤　典子	鈴木　身江子	小糸　真奈美	川口　敦子	切手　佑弥	来住　紗依	大森　麻生
志水　文子	田中　数将	佐久間　恵	鳥居　真美	木又　康太	鈴木　実菜代	柴田　暢
高橋　賢太郎	増田　萌	常　海	古川　涼子	塩崎　佳子	平井　千里	鈴木　勇太
中村　有志	望月　陽子	髙見　洋子	山口　鉄哉	祢次金　優子	本多　佐和子	村田　恵
増田　和男	吉村　燦我	立石　美智枝	渡邉　毅	我妻　栄城	山下　明文	米山　博章
度会　法子	渡邉　宏孝	渡邉　勉		渡邉　真紀	若林　伸和	渡邉　めぐみ

＜開催記録＞

	日程	会議内容等
第１回	令和７年７月 23 日（水）	・懇話会のガイダンス ・富士市の現況 ・ウェルビーイング※向上に向けて『満足度を高めるために必要なこと』や『不安・改善して欲しいこと』について意見交換
第２回	令和７年８月 21 日（木）	・各グループの基本目標についての意見交換
第３回	令和７年９月 18 日（木）	・各グループの基本目標についての意見交換
第４回	令和７年 10 月８日（水）	・各グループの提言案の発表
提言	令和７年 11 月 11 日（火）	・提言書の提出

＜提言＞

私たち「フジ６未来創造懇話会」は、第六次富士市総合計画前期基本計画策定時、無作為に選ばれ、懇話会や総合計画モニターとして携わった市民の中から、参加要請に応じた 55 人で構成され、20 代から 80 代までの幅広い世代のメンバーが集まりました。

本懇話会では、第六次富士市総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民の声を代弁し、全市的な意見を提言する場として、これまでの富士市の取組を振り返りながら、本市の課題や重点的に取り組むべき事項を議論し、市民のウェルビーイング向上に向けて今後取り組むべき方向性を検討してきました。

現在、日本は、少子化の進行に伴う人口減少及び高齢化により、人口構造が急激に変化しています。また、全国各地では、大規模な自然災害が頻発化、激甚化しているとともに、物価高騰や人手不足など、安全・安心な生活が脅かされています。

このような中、富士市が、これからも富士山とともに輝く未来を拓くまちとして、市民が幸福感を感じながら生活できるよう、第六次富士市総合計画後期基本計画に盛り込むべき意見を提言します。

■グループ１　基本目標１「安心できる暮らしを守るまち」に関する意見

	項目	意見
1	安全な暮らしの実現に向けた防災情報の周知・啓発	・避難所や緊急避難場所、津波浸水想定区域など、周知看板等を活用し、より周知を図る。 ・富士山噴火に関する情報や避難方法などの情報発信を行う。 ・防災マップや防災アプリを活用し、ハザードの周知・啓発を図る。 ・各種災害における避難方法の周知を図る。
2	持続的な自主防災組織の形成と効果的な防災訓練の実施	・自主防災組織について、資料や説明会により、活動内容の理解促進を図る。 ・避難所ごとの訓練を実施するなど、より実践的な防災訓練の実施を推進する。
3	治水機能の向上に向けた水害対策の実施	・河川整備による水害対策を推進する。 ・河川及びその周辺のパトロールや清掃（浚渫・樹木除去など）の実施により、災害リスクの減少に努める。 ・水位情報など、河川に関する情報の発信を推進する。
4	救命講習の積極的な実施	・普通救命講習の開催を推進し、救命率の向上を図る。 ・応急救護、訓練指導などを医療関係者等の専門職と連携し実施することで、防災意識の高揚を図る。
5	自転車マナーの向上に向けた講習の充実	・自転車マナーの向上を推進するため、幅広い年齢層が参加できる講習会を開催する。
6	高齢者の免許返納を促進するための周辺環境の整備	・免許返納者への返納することのメリットを打ち出すとともにその周知を図る。 ・免許返納者が、バスやデマンドタクシーなどを含めた公共交通を円滑に利用できるよう周知を図る。
7	詐欺の防止につながる情報発信の実施	・特殊詐欺及び身近な犯罪の発生状況や、被害防止対策の周知に努め、啓発活動の強化を図る。
8	地域のつながりの強化	・まちづくり活動において、小中学生や女性など地域の多様な人材の参画を促進する。
9	男女が共に働きやすい環境の推進	・事業所と連携し、意識・制度・施設などの面から、性別を問わず働きやすい職場環境の整備・充実を図るため、事業所に対する支援を行う。
10	外国人市民と日常的に交流できる場の充実	・各地区のイベント等を交流のきっかけづくりの場とすることで、外国人市民との交流を促進する。

策定の経緯

■グループ２　基本目標２「次代を担うひとを育むまち」に関する意見

	項目	意見
1	子育て支援の充実	・ファミリーサポート等の子育て支援事業に関する情報発信を推進するとともに、支援内容の充実を図る。 ・保護者へのメンタルサポート等の充実を図り、情報発信を推進する。 ・子育てしやすい働き方の仕組みづくりを促進する。 ・子育て用品の支給やこども※の医療費無償化など、保護者の負担軽減を図る。
2	子育て環境の整備	・こどもの遊び場や子育て世代が多く利用する施設にこどもスペース（休憩スペース、授乳スペース）の整備を推進する。 ・球技で遊べる公園の拡充及び安心して遊べるあそび場の環境整備を推進する。
3	快適な教育、保育環境の整備	・保護者及び保育士等の負担軽減を図るため、幼稚園・保育園等のデジタル技術の導入を促進する。
4	配慮が必要なこどもへのサポート	・配慮が必要なこどもへのサポート体制の充実を図る。
5	若者へのチャレンジ支援	・市外へ出た若者が富士市との繋がりを感じられるよう、市外在住大学生に対する市内企業に関する情報提供などを推進する。
6	教員の負担軽減	・民間人の積極的採用を促進する。 ・学校と保護者間の情報伝達や教員業務のデジタル化を促進する。 ・教員の業務を整理し、教員以外が行える作業は民間の力を積極的に活用する。
7	教育環境の整備	・安全で安心な給食提供のための環境整備を促進する。 ・児童、生徒の安全性の向上（市民の快適さの向上）のために学校施設の改善を図る。
8	学校と地域の連携強化	・部活動の地域移行による中学生の部活動のあり方を再検討し、地域の人材活用を推進する。 ・地域の人材活用による教員の仕事内容の見直しを図る。
9	社会教育施設の充実	・富士山かぐや姫ミュージアムを活用した学びの機会創出及び活用に関する情報提供を推進する。 ・文化財の保存・活用を図るため、適切な維持管理や整備及び普及啓発事業を推進する。
10	生涯学習の充実	・生涯学習の充実を図るため、ニーズやライフスタイルに沿ったフレキシブルな形でのワークショップの開催を促進する。
11	文化、スポーツ施設の整備	・市民が、文化施設やスポーツ施設を気軽に利用できるよう、予約や支払い等の利便性を向上させる。 ・公共交通機関利用者がアクセスしやすい施設となるよう、各種関係者と連携を図る。
12	文化、スポーツに触れられる機会の充実	・市民が、文化やスポーツに触れられる機会が増えるよう、減免などの措置を検討する。 ・多くの市民に利用してもらえるよう、ロゼシアターや北里アリーナ富士の活用を促進するとともに、イベントや行事の開催についてSNS※等による情報発信を推進する。

■グループ３　基本目標３「支え合い健やかに過ごせるまち」に関する意見

	項目	意見
1	あらゆる媒体を活用した健康に対する情報発信及び教育の場、職場での健康づくりの重要性の周知	・学校や民間企業、団体等に対して健康づくりの重要性を周知する機会を増やし、市民の健康リテラシー向上を図る。 ・SNS※や広報誌、ポスターなどを効果的に活用し、健康に関する情報発信力を強化する。
2	検（健）診の必要性を訴える広報と職場等への啓発活動の強化	・受診率を上げるために、情報発信を更に推進するとともに、企業への啓発活動の強化を図る。 ・健康診断を受けやすい環境整備や予防接種等の助成充実を検討し、予防医療の推進を図る。
3	安心して受診できる環境と持続可能な医療体制の確立	・総合的な医療を受診できる体制整備を推進し、在宅医療の充実を図る。 ・こども※の医療費無償化を実現するなど経済的な負担軽減を図る。 ・中央病院の受診環境改善のため、検討会議の開催などソフト対策を図る。
4	魅力的で働きたくなる医療現場の環境整備	・医療現場における働きやすい環境整備や待遇の見直し、奨学金制度の拡充などにより、医療従事者不足の解消に努める。 ・人材不足に対応するため、生成 AI 等の活用を図る。 ・医療教育機関との連携を強化することで、互いに有益となる情報の交換や将来の人材確保に努める。
5	認知症に関わるボランティアの継続的な養成と活用の推進	・認知症に関する認知度向上を図るため、垂れ幕の設置やイベントの開催を検討する。 ・キャラバンメイトや認知症サポーターなど認知症に関わるボランティアの育成と、地域で活動できる仕組みづくりを推進する。 ・認知症の当事者、家族の意見を取り入れる仕組みの構築を検討する。
6	障害福祉と教育、幼保の連携強化	・障害について学び相互理解できるよう、教育や保育の現場などで障害者と交流する機会の創出を図る。 ・障害児の受入れや支援ができる人材などを育成する取組を推進する。
7	高齢者・障害者が生き生きと生活できる居場所づくりの推進	・障害者が相談できる窓口の周知を図る。 ・高齢者・障害者が労働力に見合った評価賃金が受け取れる体制づくりを促進する。 ・高齢者同士、障害者同士が交流でき、活躍できる場の設置や情報発信を推進する。
8	民生委員の負担軽減の推進	・民生委員の人員確保を図る。 ・民生委員サポーターの人材育成を図る。
9	こどもが気軽に相談できる体制、子育ての相談ができる体制の強化	・子育てについて、誰でも気軽に相談できる制度を創出する。 ・こども自身が気軽に相談できる制度を創出する。 ・こどもと高齢者が交流できる機会や場の創出を図る。
10	ユニバーサル就労※センターの周知・充実	・ユニバーサル就労に関する認知度向上のため、情報発信を強化する。 ・ユニバーサル就労の就労支援の充実を図る。 ・引きこもりの方が自立できるような支援を促進する。

策定の経緯

■グループ４　基本目標４「豊かな環境を保ち継承するまち」に関する意見

	項目	意見
1	気候変動対策の推進	・酷暑対策のため、グリーンカーテンの普及や、イベントやスポーツ大会の開催をずらすなどの柔軟な運営を推進する。 ・環境に配慮した電化製品を普及させるため、エコポイント等により購入を支援する。
2	環境教育・環境活動の推進	・環境教育を広げるため、エコトピア以外にも様々な教育の場を創出する。
3	自然環境に関わるイベントの促進	・自然環境保全について周知するため、小中学校における森林保全の体験学習や、市民セミナー、イベントの開催を推進する。 ・食と環境の関係を周知するため、農業と環境に関する学びの場の提供を推進する。
4	自然環境の保全・再生	・野生動物の市街地侵入を抑えるため、里山を保全、再生させるなど、猟師、農家、地域住民の連携を図る。 ・自然環境の保全・再生を促進するため、企業などの組織がリーダーとなって市民と協働する体制を構築する。
5	良好な生活環境の確保	・工場へのにおいに関する調査を強化する。 ・企業の良好な生活環境に向けた取組を促進させる。 ・健康への影響が改善していることを周知するため、モニタリング調査などを実施する。
6	不法投棄への対策	・警察や市によるパトロールの強化や監視カメラの設置など、不法投棄防止のための施策を展開する。
7	良好なゴミ置き場の環境づくり	・ゴミ出しルールについて、わかり易く周知を図る。 ・新環境クリーンセンターにおいて、リサイクルフェアの開催やリユーススポットの設置など、リユースの推進に資する取組を行う。
8	ゴミ分別の推進	・生ごみのたい肥化や新環境クリーンセンターでのフリーマーケットの開催など、リユース・リサイクルの拡大に資する取組を推進する。
9	水道水の持続的な供給	・市民の関心を高めるため、施設見学ツアーを開催するなど、水源や上水道の維持管理についての情報発信を推進する。
10	おいしい水の PR	・水道水ペットボトルの販売や親水施設の設置など、おいしい水の PR 活動を推進する。
11	生活排水対策の推進	・ウォーターPPP 導入後も、市が下水道事業を適切に監理するとともに、広く情報を公開する。

■グループ５　基本目標５「活力を創り高めるまち」に関する意見

	項目	意見
1	キャリア教育※の充実	・次世代育成のため、児童・生徒が、市内小・中・高の授業の中で、職業体験や企業見学できるよう検討する。 ・課外授業による会社見学の機会をもてるよう努める。
2	企業の体験、参加で次世代へつなぐ	・人材育成のため、学校と企業または、技術者とコラボレーションする取組を検討する。
3	事業承継の円滑な支援	・ものづくり産業における後継者の確保を図るため、後継者の募集を行う法人等と連携するなど、企業と後継者とのマッチングを促進する。
4	制度やイベントの周知	・市が実施する様々なイベント等について、広く周知し、商店などの認知度向上を図る。 ・空き店舗対策事業等の制度を周知し、まちなかの活性化を図る。
5	商店街のにぎわい創出のため、使い勝手の良い環境の整備	・富士駅北口再整備事業に合わせて、富士駅周辺地区に人を呼び込む取組を実施し、まちなか※の活性化を推進する。 ・クーポン券事業やキャッシュレス決済ポイント還元事業の実施を検討するなど、富士駅周辺地区及び吉原地区の商店街活性化に取り組む。 ・お試しクーポン配布など公共交通の利用を促進することで、まちなかへのアクセス向上を図る。 ・にぎわいを出すため、ふれあい歩きコース上に、気軽に参加できる施設等を募集する取組を促進する。
6	田子の浦港の活性化に向けたにぎわいの創出	・田子の浦港やその周辺エリアにおいて、にぎわいを促進するイベント開催やしらすなどの地場産物を販売する商用スペースを創出する。
7	地場産品の６次産業化※の推進及び効果的な PR の実施	・お茶や果物など地場産品のブランド化を推進する。 ・企業や学生による地場産品を活用したスイーツなど新たな商品開発の取組を推進する。 ・地場産品の魅力を周知するため、販売方法を工夫するなど市内事業者と連携したプロモーション活動を推進する。
8	労働力確保のための支援を創出	・市ウェブサイトをはじめ様々なツールを活用し、大学生などに対して富士市での就職を PR する。 ・富士市での就職に興味を持ってもらうため、首都圏企業との連携による地元企業の PR 活動を推進する。
9	人材獲得のためのＵターンＩターンの促進	・本市の労働者を増やすため、移住促進するとともに、関係機関と連携し、求職者に対する職業紹介が円滑に進むよう努める。 ・子育てや介護離職者のフォローをする社員への手当、休暇取得の促進に向けた機運創出のため、経営者への啓発に取り組む。 ・介護など様々な分野における研修費などを市が補助にすることにより、多様な分野で働き続けられるような環境づくりを図る。
10	時代に即した経営の改善等、産業のスマート化に向けた取組を行う。	

策定の経緯

■グループ６　基本目標６「魅力を活かし人と人を繋ぐまち」に関する意見

	項目	意見
1	富士山の活用	・富士山登山ルート 3776 のプロモーションを強化や、富士山に関するイベント開催等を通じ、富士市の認知度向上を図る。 ・きれいに見える富士山の景観の活用を図る。
2	誰もが楽しめる魅力的なイベントの開催	・グルメ、音楽、地場産品の販売、花火など、魅力的なコンテンツを持つイベントについて、田子の浦みなと公園など、より人の集まる場所への誘致を検討する。 ・イベントは恒例行事として、継続して実施を図る。
3	人が集まるスポット等の創出	・「富士市に来たらここに行く」という目的地づくりを図る。 ・富士市ならではのお土産、SNS※映えするグルメなどの開発を促進する。
4	観光客も利用しやすい移動手段の充実	・イベント時・観光繁忙期など、シャトルバス運行や臨時タクシーの運行などにより、交通アクセスの充実を図る。 ・観光地へのアクセスのため、駐車場、タクシー、カーシェアリング等の整備を促進する。
5	観光インフォメーション機能の強化	・ワンストップでの観光情報の提供や、要望に合わせた観光プランの提案などができる拠点機能を強化する。
6	SNS の発信力強化	・SNS 発信について専門的に取り組む部署・チームの設置を検討する。 ・SNS を活用し、富士市の観光地など魅力の紹介に積極的に取り組む。 ・若者の目にとまるような SNS の活用を促進する。
7	必要な情報をすぐに得られる環境の整備	・市のあらゆる情報が必要に応じて適切に得られるよう、市ウェブサイトでの情報発信を強化する。
8	若者向けの移住・定住の支援充実	・若者の移住・定住促進のため、空き家リフォームや家屋の解体・新築に対する補助制度の整備を検討する。
9	スポーツ体験機会の創出	・プロスポーツ興行開催に合わせてスポーツ体験教室等を開催し、多くの市民が参加できるように体験教室等の開催情報を SNS やメディアで広く発信する。 ・東京オリパラホストタウン相手国のトップアスリート合宿等に合わせて、スポーツ体験イベントや学校との交流イベントを実施する。
10	外国人との交流機会の創出	・市民の多文化との交流機会を創出するため、友好都市や姉妹都市からの友好訪問団等来訪時のホームステイ受入体制の充実と促進を図る。 ・友好訪問団等の来訪時にまちづくりセンターなどで開催している外国語講座受講者との交流を推進する。 ・次世代を担う中高校生を対象とした友好訪問団等との交流を推進する。

■グループ７　基本目標７「快適な暮らしを続けられるまち」に関する意見

	項目	意見
1	まちなか※のにぎわい創出	・駅周辺などの拠点に、人が集い、交流できる施設の整備を推進する。 ・まちなかに必要な店舗等を調査し、集客力のある商業施設や魅力的な飲食店やアパレル店舗などを誘致する。
2	盛土の適正管理	・盛土の危険性について周知を図る。 ・土地の埋立てや盛土などが法令や条例に基づき適切に行われるよう事業者に対し指導を徹底する。
3	空き家の有効活用	・空き家、古民家について、移住希望者向けの物件やカフェ等への転用など有効活用する。 ・そのために、空き家の数や場所、活用に係る費用、活用例の周知などの仕組みづくりを検討する。
4	公共交通の利便性向上	・免許返納者や若年層など移動制約者の移動手段を確保するため、より利便性の高い公共交通について検討する。 ・市外から人を呼び込むため、富士駅・新富士駅間や主要鉄道駅・観光拠点間のアクセス向上を図る。
5	道路渋滞の解消に向けた取組の推進	・渋滞の緩和について、実態を正確に把握したうえで、柔軟な対応を検討する。 ・南北間のアクセス向上など、道路ネットワークの強化を図る。
6	安全な道路環境の維持	・老朽化した道路や道路構造物の効率的かつ効果的な維持管理を行う。 ・道路交通の安全性を向上するため、道路の狭あい箇所の整備を推進する。 ・歩行者の安全を確保するため、歩道の整備や障害物除去を推進する。
7	公園施設の充実	・身心が安らげる、さらには育める公園の維持管理を推進する。 ・誰もが多目的に楽しめ利用しやすい公園となるよう機能の充実を図る。 ・公園が持つ環境、防災、減災などの機能向上を図る。
8	景観を阻害する要因への対応	・電線の地中化を推進する。 ・景観を維持するため、公園、空地、道路周辺等の樹木や草木が生い茂らないよう適正に管理する。 ・広告物が周辺の景観に配慮されるよう指導を徹底する。
9	住宅建設・リフォームへの支援	・住宅のリフォームに係る補助金の充実を図る。 ・特に高齢者向けのバリアフリー※化等のための補助金制度の整備を検討する。

策定の経緯

❍庁内体制

＜第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会設置要領＞

（設置）
第１条　第六次富士市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）を策定するため、第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）後期計画の基本計画及び実施計画の策定に関すること。
（２）その他後期計画の策定について必要な事項

（組織）
第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は副市長を、副委員長は委員長が指名する職員をもって充て、委員は別表に定める職にある者をもって充てる。
３　委員長は、会務を統括し、委員会を主宰する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
２　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（補助機関）
第５条　後期計画の策定に当たり、専門的に調査及び検討を行い、原案を作成するため、委員会の補助機関として、次の組織を置く。
（１）第六次富士市総合計画後期基本計画策定プロジェクト会議
（２）第六次富士市総合計画後期基本計画各課計画会議
２　前項の組織について必要な事項は、委員長が別に定める。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

（委任）
第７条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、令和８年１月 19 日から施行する。

別表　　（第３条関係）

教育長、総務部長、財政部長、市民部長、福祉部長、こども未来部長、保健部長、環境部長、産業交流部長、都市整備部長、上下水道部長、建設部長、中央病院事務部長、消防長、教育次長、議会事務局長、市長公室長、危機管理監、デジタル推進室長

＜第六次富士市総合計画後期基本計画策定プロジェクト会議運営要領＞

（趣旨）

第１条　この要領は、第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の補助機関として設置する第六次富士市総合計画後期基本計画策定プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　プロジェクト会議は、各課の協力を得て、富士市の現状、課題の的確な把握に努め、広く市民の意見を踏まえた上で、基本計画の原案を作成する。

（組織）

第３条　プロジェクト会議にリーダーを置き、総務部企画課長をもって充てる。

２　プロジェクト会議のメンバーは、統括主幹職以下の職員のうち、各部から数名以内の職員を選任し、市長が任命する。

（会議）

第４条　プロジェクト会議は、必要のつどリーダーが招集する。

２　リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（設置期間）

第５条　プロジェクト会議の設置期間は、基本計画の原案を作成する期間（概ね令和７年４月から令和８年８月まで）とする。ただし、所掌事項を達成するため必要があると認められる場合は、これを延長することができる。

（庶務）

第６条　プロジェクト会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

附　則

この要領は、令和７年４月１５日から施行する。

策定の経緯

＜第六次富士市総合計画後期基本計画各課計画会議運営要領＞

（趣旨）

第１条　この要領は、第六次富士市総合計画後期基本計画策定委員会の補助機関として設置する第六次富士市総合計画後期基本計画各課計画会議（以下「計画会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　計画会議は、各課等における所管事務事業の現状、課題、社会経済構造等の変化に伴う将来的な対応について検討し、広く市民の意見を踏まえた上で、第六次富士市総合計画後期基本計画の基本計画と実施計画の原案を作成する。

（組織）

第３条　計画会議は、各課等ごとに組織し、各課等の長及び所属する職員により構成する。

（会議）

第４条　計画会議は、必要のつど各課等の長が招集する。

２　各課等の長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（設置期間）

第５条　計画会議の設置期間は、概ね令和７年４月から令和８年８月までとする。ただし、所掌事項を達成するため必要があると認められる場合は、これを延長することができる。

（庶務）

第６条　計画会議の庶務は、計画会議を組織する各課等において処理する。

附　則

この要領は、令和７年４月１５日から施行する。

◆ パブリック・コメント実施結果

意見募集の概要

1. 意見募集方法	①富士市ウェブサイトへの掲載 ②企画課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧
2. 募集期間	令和８年７月 31 日（金）から令和８年８月 31 日（月）
3. 意見提出方法	ウェブサイトの送信フォーム、電子メール、郵便、ＦＡＸ、直接提出

意見募集結果

1. 意見提出者の数	１５人
2. 提出された意見の数	３５件
3. ウェブページアクセス件数	６６９件

用語集

用語集に記載のある用語は、本文中の掲載箇所に「※」を付しています。

（ページ内に複数ある場合は最初の掲載箇所）

	用語	解説	掲載箇所
数字			
	３Ｒ	Reduce（リデュース＝ごみの発生抑制）、Reuse（リユース＝再使用）、Recycle（リサイクル＝再資源化）の各々の頭文字Ｒを取ったもので、できる限りごみを出さない社会をつくるための基本的な考え方を示す略称	33p、35p、70p、71p
	６Ｒ県民運動	Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の３Ｒに、Refuse（リフューズ＝レジ袋を断る）、Return（リターン＝ごみは持ち帰る）、Recover（リカバー＝清掃活動に参加する）の３つのＲを加えた県の取組のこと	71p
	６次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと	78p、162p、179p
ＡＢＣ			
	ＡＩ	Artificial Intelligence の略 人工知能のこと	30p、55p、92p
	ＣＮＦ	Cellulose Nano Fiber（セルロースナノファイバー）の略 植物などの主成分のセルロースを微細化したもので、軽量・高強度・透明性等の特性を活かして、様々な用途への活用が期待される新素材のこと	8p、74p、
	ＤＶ	Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略 配偶者や交際相手など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことで、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力なども含まれる	6p、63p
	ＤＸ	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略 デジタル技術を活用し、業務プロセスなどを抜本的に変革すること	54p、74p、75p
	ＥＢＰＭ	Evidence-Based Policy Making の略 証拠に基づく政策立案のことであり、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすること	104p
	ＥＳＣＯ事業	Energy Service Company の略 省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業	66p

ＦＵＪＩ　ＨＩＮＯＫＩ　ＭＡＤＥ	フジヒノキメイド 富士地区林業振興対策協議会が認定した工場で富士山麓で生育し収穫されたヒノキを加工し、販売されるヒノキ製品のブランド名称	78p
ＧＩ登録	Geographical Indication の略 その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する地理的表示保護制度により国に登録したもの	78p
ＧＸ	Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略 化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すこと	74p
ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略 情報通信技術のこと	54p、55p、57p、61p、93p、98p
ＫＰＩ	Key Performance Indicator の略 重要業績評価指標といい、設定した目標に対して、どれだけ進捗しているかを測るための指標のこと	104p
ＭａａＳ	Mobility as a Service の略 国によれば、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもののこと	92p
ＰＦＩ	Private Finance Initiative の略 民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法	17p、101p
ＰＰＰ	Public Private Partnership の略 民間事業者の技術・経営ノウハウや民間資金を活用し、施設整備や行政サービスの向上、財政負担の平準化、コスト削減、公有地の利活用等を行う官民連携手法	101p
ＳＣ	School Counselor（スクールカウンセラー）の略 学校において、不登校やいじめなど生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な相談業務を行う職員 公認心理士、臨床心理士等の有資格者が任用されている	54p

	ＳＤＧｓ	Sustainable Development Goals の略 2015 年 9 月に国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を実現するために定められた世界共通の目標で、2030 年 12 月 31 日が達成期限 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」が基本理念	2p 、 30p 、36p、 41p、163p、172p
	ＳＮＳ	Social Networking Service の略 登録された利用者同士が交流できるインターネットの会員制サービス	18p、 44p、47p、 49p、58p、 59p、69p、 80p、82p、 85p、101p、176p、177p、180p
	ＳＳＷ	School Social Worker（スクールソーシャルワーカー）の略 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、課題を抱えた児童生徒本人に対する支援や、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整など、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけながら支援を行う専門の職員	54p
	ＴＭＯ	Town Management Organization の略 商業者・市民・ＮＰＯなどが主体となり、中心市街地（富士駅周辺、吉原地区）の活性化のために活動する組織のこと	77p
	ＵＪＩターン	Ｕターン、Ｊターン、Ｉターンする人口の還流現象の総称。Ｕターンは生まれ育った地元から都市部等へ進学や就職で転出したあと、再び出身地に戻ること、Ｊターンは生まれ育った地元から都市部等へ移住した後出身地に近い地方に移住すること、Ｉターンは都市部等に生まれ育った人が地方へ移住すること	8p、80p
	ＶＲシミュレーター	Virtual Reality（仮想現実）の空間内で、実際の機器の操作、運転、危険な状況などを疑似体験できるシステムのこと	79p
	ＺＥＨ	Net Zero Energy House の略 高い断熱性能、省エネ設備、太陽光発電などを組み合わせ、年間のエネルギー消費収支を実質ゼロ以下にする住宅	95p
あ行			
	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること	52p
	アクティブラーニング	学修者が受け身でなく、自ら能動的に学ぶよう設計された教授・学修法のこと	61p

	アンコンシャス・バイアス	「無意識の思い込みや偏見」と訳され、自分の経験や育った環境により、自分でも気づかないうちに持つようになった、「この人は○○だからこうだろう」「ふつう○○だからこうだろう」というような物事の見方や考え方のゆがみ・偏りのこと	49p
	一般財源	財政用語 使途が特定されず、自由に使える収入のことを指し、主なものとして、市税、地方譲与税、各種交付金などがある 一方、特定の事業目的のために得られる国庫補助金、市債などを特定財源という	28p
	インターンシップ	学生が在学中に、自らの専攻分野や将来のキャリアに関連する企業・団体などで、就業体験を行うこと	8p、37p、80p
	ウェルビーイング	心身の健康だけでなく、社会、経済、環境など、多面的に満たされ、幸福で充実した状態を指す包括的な概念のこと	2p 、 30p 、31p 、 36p 、104p、172p、174p
	ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と、「できる」を意味する「able」を組み合わせた造語で、車中心に整備されてきた街路空間等を、「居心地が良く歩きたくなる」人中心の空間へ転換するまちづくりの考え方のこと	33p、91p
	オーディオブック	プロのナレーターや声優による朗読を耳で聴いて楽しむ音声コンテンツのこと	57p
	オープンイノベーション	企業が自社だけで研究・開発を行うのではなく、社外の企業、大学、研究機関などと知識・技術・アイデアを結び付けて、新しい製品やサービス、事業を生み出すこと	74p
	オンデマンドバス	決まった運行ルートやダイヤがなく、予約に応じて運行する乗合バスのこと	92p
か行			
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと	19p 、 33p 、35p、83p
	義務的経費	財政用語 歳出のうち、経常的に支出される経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金等の公債費からなる	28p、29p
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要となる基盤的な能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと	48p 、 49p 、54p 、 55p 、80p 、 81p 、179p

	クリニカルクラークシップ	学生が医療チームの一員となって、患者マネージメントの一翼を担う実習方式のこと	61p
	公債費	過去に市が道路、学校、病院などの公共施設を整備するために借り入れた資金（地方債・市債）の返済金（元金と利子）のこと	28p、29p、100p
	コワーキングスペース	フリーランスやリモートワーカーなど多様な働き方をする人々が集まり、デスクやWi-Fiなどの設備を共有しながら、各自の仕事や利用者同士の交流・協業を行う場所のこと	53p
	コージェネレーション	天然ガス、石油等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するエネルギー効率が高いシステムのこと	66p
	こども	こども基本法において「心身の発達の過程にある者」と定義され、国では、乳幼児期から青年期（施策によってはポスト青年期（おおむね40歳未満）までにある者）を対象として平仮名表記の「こども」を使用している このことを踏まえ、本計画では、他の法令に根拠がある場合や、固有名詞として用いる場合等を除き、原則として平仮名表記の「こども」を用いる	18p、19p、32p、34p、36p、50p、51p、52p、53p、54p、57p、81p、82p、93p、172p、176p、177p
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民、保護者の協働による学校運営が可能となる「地域と共にある学校」を実現するための仕組み この取組により、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることができる	5p、55p
さ行			
	サイクルツーリズム	自転車を活用した観光のこと	87p
	ジェンダー平等	ジェンダーとは、生物学的な性別ではなく、社会的・文化的に形成された性別である。ゆえに、社会通念や慣習の中にある社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別などで格差と差別がない社会のこと 一人ひとりの人間が性別にかかわらず、対等な立場で、政治・社会・職場・家庭等、様々な分野に参画し、責任や権利、機会を分かち合うこと	49p、103p
	市債	道路や学校など多額の費用がかかる公共施設の建設にあたり、国や金融機関から借り入れる「市の長期的な借入金（借金）」のこと	28p、29p、100p、101p
	重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、地域共生社会の実現を目指す事業のこと	6p、64p

	スタートアップ	革新的なビジネスモデルにより新たな市場を創出し、短期的に事業価値を高めて成長する企業のこと	75p
	ストック再編	人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、公共施設・公共空間の持続的な維持管理と機能の確保を図るため、その配置や機能を見直すとともに、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応したまちづくりを目指すこと	95p
	スポーツコミッション	スポーツによるまちづくりを推進し、地域経済の活性化を図ることを目的とした組織のこと	87p
	セクシュアル・マイノリティ	性には「身体的な性」、「性自認（自分の性別をどのように認識しているか)」「性的指向（どの性別の人を恋愛や性愛の対象とするか)」「性表現」といった要素があり、これらの組み合わせである性のあり方が社会的に少数派となる人のこと。セクシュアル・マイノリティの総称として、ＬＧＢＴ、ＬＧＢＴＱ等と言うこともある	49p、54p
	ゼロカーボンチャレンジ	2050 年までに温室効果ガス（CO2 など）の排出を実質ゼロにすること（カーボンニュートラル）を目指し、省エネや再生可能エネルギー導入などの行動を起こす取組のこと	7p、66p、67p
	ソーシャルビジネス	地域社会の課題解決に向け、市民、NPO、事業者など様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む事業のこと	103p
	総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少の克服と地域活性化（地方創生）のため、具体的な行動計画として、国や都道府県、市町村がそれぞれ策定するもの（都道府県及び市町村の策定は努力義務）	3p
た行			
	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営んでいくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護給付サービス等の充実を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保するためのシステムのこと	62p
	長期優良住宅	耐震性、省エネ性など、国が定めた基準をクリアし、認定された長期にわたり良好な状態で使用するための措置講じられた優良な住宅のこと	95p
	投資的経費	財政用語 普通建設事業費（道路、橋梁、公園、学校、公共施設の建設等社会資本の整備に要する経費）と災害復旧事業費等の合計であり、その支出効果が長期間にわたるもの	28p、29p

	都市機能誘導施設	教育、文化、行政、医療、商業など、都市の魅力や活力を向上させる又は日常生活の利便性向上に寄与する施設等のこと	22p
	都市のスポンジ化	市街地の中に、小さな敷地単位の空き家や空き地が時間的・空間的に不規則かつ相当量発生し、まるでスポンジのように隙間だらけの市街地になっていく現象やその状態のこと	22p、33p、35p、91p、163p
な行			
	農地中間管理機構	農地の中間的受け皿として、所有者から農地を借り受け、認定農業者などの担い手へ農地の貸借等を行う組織のこと	37p、79p
は行			
	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	パートナーシップは同性カップルや事実婚の人などを対象に、二人がお互いを人生のパートナーとして認めあい、相互に責任を持って共同生活を行うことを約束した関係であることを市に対して宣誓し、市が宣誓を公的に証明する制度のことで、ファミリーシップは二人の子や親等をパートナーシップにある人の家族として市が認める制度のこと	49p
	バリアフリー	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）を解消する考え方や取組のこと	92p、95p、181p
	バルク輸送	貨物を運ぶ際に、包装・箱詰めすることなく、そのままばら積みの状態で輸送する方法のこと	77p
	ビジネスマッチング	市内外の企業をつなぎ、販路拡大や技術提携、課題解決のための商談機会を創出する取組のこと	74p
	フィールドワーク	大学生などが現地に赴き、企業、行政、地域コミュニティと連携しながら産業や観光、社会課題などの調査・研究を行う実践的な現地調査のこと	83p
	フリーアドレス	個人の固定席を設けず、その日の業務内容や気分に合わせて空いている席を自由に選び、効率的な作業や部署を超えた交流を行うオフィス環境（運用方式）のこと	81p
	フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力、認知機能、社会との繋がりなど）が低下し、要介護状態になるリスクが高くなった状態のこと	58p
	プレコンセプションケア	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組のこと	52p
	プロジェクト「ＴＯＵＫＡＩ－０」	昭和５６年５月以前に建てられた木造住宅を対象とし、耐震診断から耐震補強まで一貫した補助制度のほか、民間建築団体の組織化、様々な広報啓発などを含めた県の総合的な取組	43p

	プロムナードゾーン	田子の浦港漁協食堂からふじのくに田子の浦みなと公園までを結ぶルートのこと	76p、77p
	ポートセールス	船舶や貨物の誘致のため、関係団体等と連携し、船社や荷主等に対して、港湾利用のメリットを説明するとともに、利用者のニーズを把握し、港湾の運営や施設整備に反映するもの	77p
ま行			
	まちなか	市内外の多くの人で賑わう、魅力ある都市空間が連続した一段の市街地。都市機能の集約を図りながら、生活利便性の向上や交流の促進に寄与する都市機能及び居住機能の立地を誘導するとともに、交通結節点の機能強化により移動の連続性を確保し、新たな対流を的確に呼び込むために設定したもので、新富士駅周辺、富士駅周辺、吉原中央駅・吉原本町駅周辺を含む中心的市街地のこと	18p、19p、22p、23p、24p、26p、27p、33p、35p、37p、77p、90p、91p、92p、172p、179p、181p
	まち･ひと･しごと創生法	日本の急激な人口減少と東京一極集中に歯止めをかけ、地域を活性化させるため、仕事・人・地域の三位一体の創生を掲げて、平成 26 年（2014 年）11 月に公布・施行された法律のこと	3p
や行			
	ユニバーサル就労	様々な理由で働きたくても働くことができない状態にある方でも、本人の個性や意欲に合わせて能力を発揮し、社会を構成する一員として自らの意思により社会経済活動に参加できるよう支援する取組のこと	6p 、 34p 、36p、 64p、65p、177p
ら行			
	リテラシー	特定の分野に関する正しい情報を探し出し、正しく理解・評価した上で、適切に活用する能力のこと	58p
わ行			
	ワーク･ライフ･バランス	「仕事と生活の調和」ともいい、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期･中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること 仕事を生活の一部と位置づけ、両方を充実させることで相乗効果を生み、生産性や幸福感が向上する好循環をもたらす	49p、81p
	ワンストップ総合窓口	各種手続をできる限り「一度の手続で一箇所の窓口で」行うことができるサービスのこと	102p

施策評価における業績評価指標（ＫＰＩ）

体系			業績評価指標（KPI）	現状(R7)	目標(R13)
基本目標1　安心できる暮らしを守るまち	1「危機管理」				
		1	災害時協力機関との連携実施状況（実施率）	95.8%	100%
		2	自主防災組織の訓練実施状況（実施率）	78.8%	100%
		3	主要河川（富士早川、下堀）の断面不足解消率	67.2%	73.1%
	2「消防・救急・救助」				
		1	火災等災害時に必要な新規消火栓の整備率	－	100%
		2	人口１万人当たりの年次の出火率	2.7 件	2.6 件
		3	救命処置実施率	99.6%	100%
	3「市民安全」				
		1	富士警察署管内における年次の刑法犯認知件数	1,419 件	1,000 件
		2	富士警察署管内における年次の交通事故発生件数	1,148 件	1,000 件
		3	消費生活相談における被害額の中央値	22,660 円	21,000 円
	4「市民活躍」				
		1	第３次富士市まちづくり活動推進計画の「方針別目標像の示す状態」に対する評価において、「円滑に行われている」以上の評価をしている地区の割合	34.3%	50.0%
		2	地域において「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	72.8%	80.0%
		3	国際交流ラウンジ（FILS）を利用した人の数	7,754 人	9,000 人

体系			業績評価指標（KPI）	現状(R7)	目標(R13)
基本目標2　次代を担うひとを育むまち	1「こども」				
		1	子育て世代における「子どもの権利条例」認知度	36.8%	85.0%
		2	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこどもの割合	97.0%	100%
		3	幼稚園・保育園等の訪問で対象となった延べ児童数	922 人	980 人
	2「子育て」				
		1	この地域で今後も子育てをしていきたい人の割合	97.1%	98.0%
		2	就学前児童を対象とした子ども・子育て支援事業の内容に満足している子育て当事者の割合	73.2%	80.0%
		3	「子育てが楽しい」と思える子育て当事者の割合	94.9%	95.0%
	3「学校教育」				
		1	「自分には良いところがあると思う」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答したこどもの割合	小学生 85.3% 中学生 85.9%	小学生 95.0% 中学生 92.5%
		2	「コミュニティ・スクール等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まったか」に「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した学校の割合	小学生 100% 中学生 100%	小学生 100% 中学生 100%
		3	富士市や社会に貢献しようとする気持ちを持つようになった生徒の割合	96.5%	98.0%
	4「社会教育」				
		1	青少年体験交流事業の満足度	100%	100%
		2	まちづくりセンター講座講座を受けたことによって学ぶ意欲が高まった参加者の割合	93.6%	97.0%
		3	文化財を題材としたシンポジウム・講座等及び博物館への入込客数	80,560 人	81,000 人

体系			業績評価指標（KPI）	現状(R7)	目標(R13)
基本目標3　支え合い健やかに過ごせるまち	1「保健」				
		1	肥満者（BMI25 以上または腹囲男性 85 cm以上・女性 90 cm以上）の割合	40.1%(R5)	40.0%
		2	40 歳～69 歳の大腸がん検診受診率	5.9%	6.9%
	2「医療」				
		1	中央病院の患者紹介率	80.0%	81.0%
		2	補助金等による看護師の市内民間医療機関への就職誘導者数（R4 から累計）	14 件	36 件
	3「包括的支援」				
		1	要介護認定を必要としない高齢者の割合	88.52%	88.47%
		2	障害福祉サービス等を利用して地域で生活している人の人数	3,041 人	4,664 人
		3	生活困窮者自立支援制度を利用しポジティブな評価で終結した人の割合	86.2%	90.0%
	4「地域福祉」				
		1	民生委員・児童委員が相談を受けて支援機関につなげた件数	6,173 件	6,400 件
		2	ふれあい・いきいきサロンの延べ参加者数	35,748 人	38,000 人
		3	ユニバーサル就労支援センターにおける新規就労者数	114 人	140 人

体系			業績評価指標（KPI）	現状(R7)	目標(R13)
基本目標4　豊かな環境を保ち継承するまち	1「地球環境」				
		1	平成 25(2013)年度比の温室効果ガス排出削減量	16.2%(R3)	37.1%(R9)
		2	環境活動年間市民参加率	8.4%	10.4%
	2「自然・生活環境」				
		1	生物多様性サポーター登録制度登録件数（累計）	104 件	130 件
		2	大気及び水質の環境基準達成率	92.8%	100%
	3「循環型社会」				
		1	ごみの焼却量	57,770ｔ	56,791ｔ
		2	ごみの総排出量	65,915ｔ	66,423ｔ
	4「水利用」				
		1	水道の主要管路耐震化率	63.2%	84.0%
		2	汚水処理人口普及率	93.0%	98.3%

体系			業績評価指標（KPI）	現状(R7)	目標(R13)
基本目標5　活力を創り高めるまち	1「産業創出」				
		1	粗付加価値率	32.8%(R5)	35.6%
		2	地域産業支援センターの支援により成果の上がった事業所数	61 件	100 件
		3	誘致企業数（R4 から累計）	9 件	20 件
	2「工業・商業・流通」				
		1	製造品出荷額	1 兆 5,876 億円(R5)	1 兆 7,500 億円
		2	商店街の表通り 1 階の日中営業店舗等の割合	62.7%	69.2%
		3	田子の浦港プロムナードエリア来訪者（にぎわい創出事業等）の満足度	－	70.0%
	3「農林水産業」				
		1	富士市産木材の集荷量	24,997m3(R6)	28,000m3
		2	荒廃農地の解消面積（累計）	314.85ａ	400ａ
		3	農地中間管理機構による担い手への農地集積延面積	570.7ha	580ha
	4「雇用・労働」				
		1	インターンシップ実施企業数	74 社(R6)	80 社
		2	多様な働き方（在宅勤務、時差出勤等）を導入している事業所の割合	34.0%	40.0%

体系			業績評価指標（KPI）	現状(R7)	目標(R13)
基本目標6　魅力を活かし人と人を繋ぐまち	1「シティプロモーション」				
		1	ブランドメッセージ認知度	67.8%	80.0%
		2	継続して富士市へふるさと納税した人数	401,366 人	450,000 人
		3	移住相談対応から移住に繋がった人数（R4 から累計）	872 人	2,252 人
	2「観光」				
		1	富士山を活用したコンテンツの認知度	4,348 件	4,600 件
		2	観光交流客数	6,677 千人	7,500 千人
		3	道の駅利用客数	3,956 千人	4,100 千人
	3「スポーツ」				
		1	成人の週一回以上のスポーツ実施率	51.5%	65.0%
		2	スポーツ大会・合宿参加者の宿泊総数	23,891 泊	26,000 泊
		3	主に利用したスポーツ施設の施設利用者の設備に対する満足度（高評価者の割合）	83.1%	85.0%
	4「文化・国際」				
		1	文化芸術事業（市展・総合文化祭など）の来場者数	47,205 人	52,000 人
		2	文化施設の施設利用者の設備に対する満足度（高評価者の割合）	95.6%	95.0%
		3	訪問団派遣・受入等の延べ件数	5 件	35 件

体系			業績評価指標（KPI）	現状(R7)	目標(R13)
基本目標7　快適な暮らしを続けられるまち	1「市街地形成」				
		1	居住誘導区域内人口率	44.0%	46.4%
		2	まちなか来街者数	8,229 人	9,950 人
		3	空き家の相談の解決率（累計）	57.2%	61.0%
	2「交通・道路」				
		1	地域公共交通利用者数（１日あたり）	4,634 人	4,634 人
		2	都市計画道路整備率（累計）	55.1%	57.2%
		3	橋梁長寿命化修繕工事実施率（累計）	20.0%	27.2%
	3「景観・公園・住宅」				
		1	富士見大通りにおける屋外広告物の条例適合率	78.8%	97.0%
		2	市民一人当たりの都市公園面積	8.93 ㎡	9.58 ㎡
		3	ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の改修戸数（累計）	65 戸	109 戸

分野別行政計画

富士市ウェブサイト
分野別行政計画

基本目標	政策分野	行政計画名	計画期間
1 安心できる暮らしを守るまち	1	富士市地域防災計画	S42(1967) ～
		富士市国民保護計画	H18(2006) ～
		富士市国土強靭化地域計画	R2(2020) ～
	3	第４次富士市消費者教育推進計画	R9(2027) ～ R13(2031)
	4	第３次富士市まちづくり活動推進計画	R9(2027) ～ R13(2031)
		第５次富士市男女共同参画プラン	R9(2027) ～ R13(2031)
		第三次富士市多文化共生推進プラン	R9(2027) ～ R13(2031)
2 次代を担うひとを育むまち	1,2,3,4	富士市こども計画	R7(2025) ～ R13(2031)
	2	富士市公立教育・保育施設再配置計画	H30(2018) ～ R9(2027)
		富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画	R9(2027) ～ R18(2036)
	3,4	第二次富士市教育振興基本計画	R4(2022) ～ R13(2031)
	3	富士市小中連携・一貫教育基本方針	H30(2018) ～
		富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）	R8(2026) ～
		富士市部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針	R8(2026) ～
		富士市学校施設長寿命化計画	R3(2021) ～ R22(2040)
	4	第三次富士市子ども読書活動推進計画	R4(2022) ～ R13(2031)
		富士市文化財保存活用地域計画	R4(2022) ～ R13(2031)
3 支え合い健やかに過ごせるまち	1	第四次富士市健康増進計画「健康ふじ 21 計画Ⅳ」（第一次富士市歯科口腔保健計画含む）	R9(2027) ～ R18(2036)
		第３期データヘルス計画・第４期特定健康診査等実施計画	R6(2024) ～ R11(2029)
		第４次富士山おむすび計画（富士市食育推進計画）	R6(2024) ～ R10(2028)
		第二次富士市自殺対策計画	R4(2024) ～ R10(2028)
	3	ふじパワフル 85 計画（第 11 次高齢者保健福祉計画／第 10 期介護保険事業計画／第 1 期認知症対策推進計画）	R9(2027) ～ R11(2029)
		第二期富士市成年後見制度利用促進計画	R9(2027) ～ R13(2031)
		ふじし障害者プラン（第５次富士市障害者計画／第８期富士市障害福祉計画／第４期富士市障害児福祉計画）	R6(2024) ～ R11(2029) R9(2027) ～ R11(2029) R9(2027) ～ R11(2029)
		富士市困難な問題を抱える女性支援及び DV 対策基本計画	R9(2027) ～ R13(2031)
	4	第６次富士市地域福祉計画・富士市社会福祉協議会地域福祉活動計画	R9(2027) ～ R13(2031)
4 豊かな環境を保ち継承するまち	1	第三次富士市環境基本計画（生物多様性ふじ戦略、富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画含む）	R3(2021) ～ R12(2030)
		富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第三期計画）	R5(2023) ～ R12(2030)
	3	富士市ごみ処理基本計画 2025-2034	R7(2025) ～ R16(2034)
	4	第一次富士市水道事業経営戦略プラン改定版	R1(2019) ～ R13(2031)
		第一次富士市公共下水道事業経営戦略プラン改定版	H30(2018) ～ R13(2031)
		富士市生活排水処理長期計画	H30(2018) ～ R18(2036)

基本目標	政策分野	行政計画名	計画期間
5 活力を創り高めるまち	1,2	第３次富士市工業振興ビジョン	R9(2027) ～ R18(2036)
	1	富士市ＣＮＦ関連産業推進構想	H31(2019) ～ R12(2030)
	2	富士市商業振興ビジョン	H15(2003) ～
		富士市中心市街地活性化基本計画	H16(2004) ～
		田子の浦港振興ビジョン	H30(2018) ～ R9(2027)
	3	富士市農業振興地域整備計画	R3(2021) ～
		地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）	R6(2024) ～ R15(2033)
		富士市森林整備計画	R8(2026) ～ R17(2035)
6 魅力を活かし人と人を繋ぐまち	2	第２次富士市観光基本計画	R7(2025) ～ R13(2031)
	3	第四次富士市スポーツ推進計画	R9(2027) ～ R13(2031)
		第２次富士市自転車活用推進計画	R9(2027) ～ R14(2032)
	4	第二次富士市文化推進基本計画	R9(2027) ～ R13(2031)
7 快適な暮らしを続けられるまち	1	第三次富士市都市計画マスタープラン	R6(2024) ～ R27(2045)
		第四次国土利用計画（富士市計画）改定版	R3(2021) ～ R13(2031)
		富士市集約・連携型都市づくり推進戦略（立地適正化計画及び市街化調整区域の土地利用方針）	R6(2024) ～ R17(2035)
		富士市事前都市復興計画	R7(2025) ～
		富士駅北口都市機能整備構想	R4(2022) ～
		新富士駅南口周辺都市機能形成基本計画	R9(2027) ～ R18(2036)
		第二次富士市空家等対策計画	R9(2027) ～ R18(2036)
	2	第二次富士市地域公共交通計画	R8(2026) ～ R12(2030)
		富士駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版	R6(2023) ～
		吉原駅・吉原本町駅周辺地区バリアフリー基本構想	H19(2007) ～
		新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想	H16(2004) ～
		富士市橋梁長寿命化修繕計画	R7(2025) ～ R17(2035)
		富士市自転車通行空間ネットワーク計画	R8(2026) ～ R13(2031)
		富士市都市内幹線道路整備プログラム	R7(2025) ～ R16(2034)
		富士市横断歩道橋個別施設計画	R7(2025) ～ R16(2034)
	3	富士市景観形成基本計画（富士市景観計画）	H21(2009) ～
		富士市無電柱化推進計画	R5(2023) ～ R14(2032)
		第三次富士市緑の基本計画	R8(2026) ～ R17(2035)
		第三次富士市住宅マスタープラン	R9(2027) ～ R18(2036)
		富士市営住宅再編計画	R9(2027) ～ R38(2056)

＜第六次富士市総合計画を横断的に推進するための計画＞

行政計画名	計画期間
第５次富士市行政経営プラン	R9(2027) ～ R13(2031)
第五次富士市情報化計画	R9(2027) ～ R13(2031)
富士市第３期ＳＤＧｓ未来都市計画	R8(2026) ～ R12(2030)
富士市公共施設マネジメント基本方針（改訂版）	H27(2015) ～ R36(2054)